

平成 23 年 6 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成23年 6月10日 開会

平成23年 6月17日 閉会

飯 島 町 議 会

平成23年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月10日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 平成22年度飯島町一般会計補正予算（第7号）専決

日程第 7 第 4号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）専決

日程第 8 第 5号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決

日程第 9 第 6号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）専決

日程第10 第 7号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第11 第 8号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決

日程第12 第 9号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決

日程第13 第10号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 平成23年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿  |
| 3番 浜田 稔  | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸  | 6番 北沢正文  |
| 7番 倉田晋司  | 8番 中村明美  |
| 9番 坂本紀子  | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

- |              |
|--------------|
| 議会事務局長 浜田幸雄  |
| 議会事務局書記 千村弥紀 |

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成23年6月10日 午前9時10分

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただ今から、平成23年6月飯島町議会定例会を開会します。

議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。

なお5月16日から9月30日までの間、節電・省エネ対策等の一環として軽装としましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。

開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成23年5月20日付飯島町告示第37号をもって、平成23年6月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。春の農作業もほぼ終わり、心配をいたしました農作物に対する凍霜害等の被害報告もなく初夏を迎えることができました。気象庁では関東甲信地方は例年より12日早く5月27日頃梅雨入りをしたと思われるというふうに報じられています。また向こう1カ月予報では平年より雨は少ないと報じておりますが、最近の雨の降り方は極めて局地的でありゲリラ的であることを考えますと、東日本や長野県北部の震災のあとだけに穏やかな梅雨であってほしいと願うものでございます。

さて政府の発表した5月の月例経済報告からは、景気はこのところ弱い動きとなっているとしておりまして、東日本大震災の影響を一段と織り込む形で設備投資や企業収益などについてそれぞれ下方修正し、さらに先行きのリスク要因として原子力災害の影響を追加をするなど、大震災の影響を受け続ける景気の不況が明らかとなっております。また上伊那管内の4月の月間有効求人倍率の実数値は0.56倍となり、対前月比で0.07ポイント低下し厳しく深刻な状況が続いていることに憂慮をするものでございます。一方、国では不安定な政権運営と政争が繰り返されておりまして、被災地の復旧・復興の基盤を確立するためにも一刻も早く成立をさせなければならない復興基本法案については、ようやく成立に向けた見通しとなったものの、復興債や第2次補正予算の財源確保、そして何よりも本年度の税収不足を補う37兆円もの赤字国債発行に必要な公債特例法案について何らの道筋も見えない状況にあります。地震、津波、原発による災害は住民生活や産業活動などに大打撃を与え、被災から3カ月となる今も避難生活を余儀なくされている方が90,000人を超える状況で、住む、働く、生活することに対する厳しい三重苦が強いられております。今日の政策のブレや遅れは、家や肉親など大切なものを失った方々が悲しみや落胆の縁から立ち上がろうとするその機会すら奪っているように思えまして、怒りすら感じてしまいます。挙国体制をもってしても確たる将来を安易には語るこのできないほど

の厳しい現実を前にして、国政にあたる皆様が一刻も早く目覚めて真に国益を優先した国民のための政策を展開をされますように祈るような気持ちで国政の動向を注視しているところでございます。なおここで被災地支援に関係して1点ご報告をさせていただきたいと思っております。過日、町民お二人の方からピアノとエレクトーンをそれぞれ1台を被災地へと寄贈の申し出をいただきました。ピアノにつきましては町内のピアノ調律師さんがボランティアで調律整備を行っていただきました。要請がありました宮城県石巻市の荻浜中学校へこの8日にお見舞いと激励のメッセージとともに無事お届けをすることができました。ピアノにつきましては中学校で活用をいただき、エレクトーンにつきましては近隣の仮設保育園へお届けいただくようになっております。町民の皆様の善意がピアノやエレクトーンの音色とともに中学校の生徒や保育園の幼子の歌声となって、被災地の1人でも多くの方の心を癒し慰めていただければというふうに願うものでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件1件、条例案件が2件、予算案件8件、計11件であります。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願いを申しまして議会定例会開会のご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、4番 三浦寿美子 議員、5番 竹沢秀幸 議員、を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長

堀内議会運営委員長。

会期につきましてご報告を申し上げます。去る5月26日午前9時30分から議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期について審議をいたしました。案件の内容からいたしまして、本定例会の会期につきましては本日6月10日から6月17日までの8日間と決定されたのでご報告を申し上げます。なお、提出議案の内容からして全議案とも即決が適当と判断をいたしましたので併せてご報告をいたします。以上です。

議 長

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間、案件の審議方法は委員長の報告通りにしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

議 長

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。従って会期は本日から6月17日までの8日間とすることに決定しました。堀内委員長自席へお戻りください。

事務局長

会期の日程については事務局長から申し上げます。

(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに町長からの報告を求めます。

町 長

それでは私からは5件についてご報告を申し上げます。まず平成22年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令第146条2項に基づきご報告を申し上げます。平成22年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成23年度に繰越しました。繰越しをいたしました事業は高齢者ふれあいセンター増改築工事以下12事業でございます。細部につきましてはお手元の繰越計算書をご覧くださいというふうに思います。

次に平成22年度飯島町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第1項の規定により別紙のとおり繰越をいたしましたのでご報告を申し上げます。事業名は石綿セメント管更新事業でありまして、浄水場から林道横根山線沿いの送水管延長約600mの更新改良事業でございます。繰越の理由でございますが施工開始時期や迂回路線にて落石が発生をいたしまして、その対策を講じて不測の日数を要したためでございます。

続いて平成22年度飯島町土地開発公社決算についてでございます。飯島町土地開発公社決算につきましては去る5月23日開催の公社理事会において審議をお願いし承認をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げます。平成22年度の土地開発公社事業につきましては事業用地の新規取得はなく、保有土地の処分のみを行っております。伊南バイパス用地につきましては国の取得計画に基づき計画的に行われてきておりますが、平成21年度における平成17年度代行買収分の売却完了に続き、平成18年度分の売却が完了となり、平成19から20年の2ヶ年度の代行買収分を残すのみとなりました。また東小段の墓地につきましては19区画の町への売却を行い、21年度分売却と併せて全39区画の売却が完了をいたしました。また公社損失額の補てんに町から30,000,000円の補助を受け、公社経営の改善を図っております。主な収益は伊南バイパス用地の取得事業による446,000,000円、分譲地の売却事業で8,000,000円など、事業収益459,000,000円に町の補助金などの事業外収益を加えた収益合計で490,000,000円に対しまして、用地の取得費等の事業原価457,000,000円に一般管理費および事業外の費用等を加えた費用合計が459,000,000円となりまして、差引当期利益は28,000,000円余りの黒字決算となりました。これによりまして、前期からの繰越欠損金を考慮した欠損金合計は9,000,000円余りとなり欠損金の減少を図ることをできました。まだまだ厳しい財務体質は続きますが、今後も土地開発公社本来の目的達成のために努力をしております。決算内容の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますのでご覧くださいというふうに思います。

続きまして平成22年度第28期財団法人飯島町振興公社決算書について申し上げます。第28期の財団法人飯島町振興公社決算につきましては去る5月30日の理事会において認定されましたので地方自治法の規定によりご報告を申し上げます。平成22年度の振興公社事業は指定管理業務5年目を迎え、本郷道の駅産地形成促進施設、千人塚公園、与田切公園、図書館の4指定管理業務、及び山岳施設の管理、道の駅本郷管理、観光協会事務局の3業務において契約に基づき業務を実施してまいりました。与田切公園管理では家族連れ、団体の利用者及びキャンプの利用者は増加をし、釜戸の利用客はこれまで外国人が主な利用客であったために国の方にお帰りになったこともございまして減少しております。従って利用料も減少となりました。信州の名水・秘水15選の越百の水は県外を含め

たくさんの皆様にご利用をいただいております。冬季は閉園に合わせた給水停止をいたしておりましたが、利用要望が多かったために年間を通して給水を行い飯島町の観光資源のスポットとなっております。千人塚公園では観光資源である桜のテングス病、古損木の処理が行われたため、樹勢回復のための土づくりを行いました。今後も10年先を見据えた管理を行ってまいりたいと考えております。図書館の指定管理業務は5年の協定満期となり運営体制の整備、コストの削減等一定の成果を上げることができました。図書館管理の利用状況は来館利用者は前年並みとなりましたが、貸出冊数、移動図書館車の利用も増加をいたしております。貸出冊数については図書数を増やして図書種別の充実を図ったところでございます。また事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施をいたしました。マレットゴルフの年間登録者は157人と前年に比べて44人減少をしたため登録利用者の利用が減少傾向にございます。自主事業であるマレットゴルフ世界大会は第26回を迎え122名が参加をして実施をいたしました。主な収益は指定管理料の収入、施設利用料の収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入において合計で39,165,003円に対しまして、事業費では一般管理費を加えた合計で40,239,228円となりまして当期の収支は赤字の1,074,225円となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るため努力をしております。内容につきましてはお手元の決算書のとおりでございますので後刻ご覧をいただきたいと幸いです。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳第20期決算について申し上げます。株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成22年度第20期の決算につきましては去る5月27日開催の同社の株主総会において承認をされましたので、地方自治法の規定によりその経営状況についてご報告を申し上げます。先ず第20期の主な事業といたしましては、本年7月からのテレビのデジタル化対応に向けケーブルテレビ用デジタルチューナーの無料配布、及び取り付けを平成21年度に引き続き行ってまいりました。平成22年度では7,451台、年度末合計約11,400台の取り付けを終了し、本年6月までに希望のある全ての設置を終える計画でございます。またテレビに次ぐ収益事業でありますインターネット事業につきましては、NTTの光サービスBフレッツの個別世帯への電話勧誘並びにキャンペーン期間の優遇等厳しい経営活動の影響によりまして361件の脱退がありましたが、その一方で332件の新規加入があり、結果として29件の微減となったものの動向の体制は通信速度等サービス内容と料金比較の中で安価であることが評価されまして、脱退者の再加入の動きが顕著となってきております。またCATVは行政チャンネル等を通じての行政サービスや地域情報の提供、さらに地域コミュニケーションの姿勢に重点を置いた営業を継続をいたしております。従って是非とも加入の継続並びに未加入の皆様の新たな加入をお願いをする次第であります。経営的には当初加入全世帯へのデジタル対応端末機の無料設置に関連した赤字決算を見込んでおりましたが、端末機の仕入れ価格が安価となったこと等によりまして17,000,000円余りの黒字決算となったところでございます。詳細につきましてはお手元の資料でございますので後刻ご覧をいただきたいというふうに思います。

以上、私からは5件についてご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

議 長

ただ今報告のありました各会計決算につきましては最終日全員協議会において質疑を行います。

次に議長から申し上げます。  
最初に請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願・陳情等  
はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定に  
より所管の常任委員会に審査を付託します。  
次に例月出納検査結果について報告します。3月から5月における例月出納検査の結果、  
特に指摘事項はありません。  
次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。  
以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
事務局長より議案を朗読させます。  
浜田事務局長  
(議案朗読)  
事務局長 本案について提案理由の説明を求めます。  
議長 町長 それでは第1号議案教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。このこと  
につきましては現在委員として、また教育委員長としてお勤めをいただいております市村  
幸一さんが本日6月10日をもって任期満了となります。任期満了後の委員として現下の  
山積する多くの教育課題に対処いただくため、または人格、識見とも最適任と考え、市村  
幸一さんを引き続き委員として任命をいたしたく、議会の同意をお願いするものでござい  
ます。なお、任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により  
まして平成23年6月11日から平成27年6月10日までの4年間です。よろしくご審議を  
いただきまして議員各位全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして  
提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
本案は討論を省略し、これより第1号議案教育委員会委員の任命について採決します。  
この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお  
願います。

議長 [賛成者起立]  
お座りください。  
起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。  
ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。  
[市村幸一さん入場]  
議長 再開いたします。ここでただいま任命に同意されました市村幸一さんからごあいさつを  
お願いいたします。

市村幸一氏 [市村幸一さん登壇、あいさつ]  
おはようございます。私この度、教育委員3期目のご推薦をいただきご審議を賜りまし  
た市村幸一でございます。本席でごあいさつを申し上げます機会をいただき厚く御礼申し  
上げます。元よりその器ではございませんが、この8年間、議会の先生方そして町長様は

じめ町ご当局の皆様には深いご理解と多大な支援を賜りました。またお仕えした2人の教  
育委員長先生、そして教育長先生はじめ先輩同僚の教育委員の皆様、教育委員会事務局の  
皆様、更には教育現場の先生方等々、多くの皆様に多大なご指導と格別なるご高配を賜り  
ました。ゆえに何とかその任にまい進することができました。誠にありがとうございました。  
心より厚く御礼申し上げます。私自身就任以来先輩の皆様方からご指導をいただく中  
で2期8年を1つの区切りとすることが適当なあり方と考えてまいりました。3期目につ  
きましてお話をいただきましたときは自分自身の能力、知力、体力、判断力、更には決断  
力の限界を感じつつもこの8年間の経験を生かし、更に研鑽に励み少しでも飯島町の教育  
行政発展のために貢献できるよう努力せよとのご命令であると理解して本席に立たせてい  
ただきました。ご命をいただきましたゆえは、その任を全力をもって全う、まい進する所存  
でございます。存じの通り浅学非才の身、今までも増して厳しくご指導お引き回しを賜  
りますよう先ずもってお願い申し上げます。

ご案内の通り、最近の教育行政を取り巻く環境は平成18年12月に60年ぶりに教育  
を基本法が改正されて以来、矢継ぎ早に展開されてまいりました教育改革も大詰めの段階  
を迎えております。子ども達の教育について申し上げれば教育の理念こそ変わるべきと  
ころはございませんが、教育の基本を生きる力を育むこととし、これを支える豊かな学力、  
豊かな心、健やかな体の調和を重視することを明確にした学習指導要領が本格実施される  
に至っております。改革の目指すところの成果に大きな期待が寄せられているところでご  
ざいます。子ども達が安心して学び育つことのできる学校づくりは今までと決して変わる  
ものではありませんが、家庭の教育、地域社会が受け持つ子育て支援、そして子ども達の  
個性を伸ばし、力強く健やかに育つよう日夜懸命な努力をされておられる教育現場の先生  
方等々に多くの戸惑いを生じないよう最大限の配慮が教育改革の目指すところと相まって、  
今必要な時となっております。子ども達は時代は変わっても生まれ出たその当初に大きな  
時代の差を持っているわけではありません。その時代時代の生活環境や社会環境、家庭で  
の教えに大きく影響を受けて育ち、そこに時代時代の要請を受けた教育を受けて成長をし  
て、やがて大人社会を受け持つようになるのであります。家庭における子育てそして教育  
の大切さ、学校における教育の大切さ、地域社会における子育て支援の大切さ、更には人  
が生涯を通じて共に学び合う環境作りの大切さ等、今の時代に要請される教育のエリアは  
広くまた奥深いものであります。新しい任期をいただきましたからには教育委員会の末席  
で飯島町の教育行政が新しい時代の中で子どもを考え、町民の皆様の協力を求めつつをよ  
り一層発展し、飯島町の新しいまちづくりに貢献できますよう微力を尽くしてまいりたい  
と今覚悟を新たにしているところでございます。本席の皆様には寄り一層のご支援ご指  
導を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、教育委員3期目に向いましての私のあいさつと  
させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長 市村さん大変ありがとうございました。暫時休憩といたします。そのままお待ちくださ  
い。

議長 [市村幸一さん退場]  
会議を再開いたします。

議長 日程第5 第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求

めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

それでは第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。地方税法施行令の一部改正に伴う改正と、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、賦課限度額を基礎課税額は500,000円を510,000円に、後期高齢者支援金等課税額は130,000円を140,000円に、介護納付金課税額は100,000円を120,000円にそれぞれ引き上げ、本年4月1日から施行するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長  
3番

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜田議員

ただいまの説明ですとですね、あの国の改正に従って改正するというだけのことでありまして、その基の改正理由についての説明になっていないように思いますのでその辺の補足をさせていただければというふうに思いますので質問いたします。

住民福祉課長

本改正の趣旨でございますけれども、最高限度額を引き上げることでございます。従いまして高所得者の負担をちょっと増やさせていただいて、中所得者への負担軽減を図るということが基本的な目的になってございます。以上でございます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

日程第6 第3号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算(第7号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第3号議案平成22年度一般会計の補正予算(第7号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条の第3項の規定に基づき今回の議会において報告を申し上げ承認を求めるとでございます。先ず初めに平成22年度事業につきましては厳しい財政環境の下ではありましたが、概ね計画どおりの行財政運営が出来ました。これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜物と心より感謝を申し上げる次第であります。さて今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ116,509,000円を追加をし、歳入歳出それぞれ5,003,659,000円とするものでございま

す。主な内容であります。歳入につきましては個人の町民税の徴収率が見込みより高くなったことによりまして13,000,000円の増加補正とし、地方譲与税関係は交付確定に基づき補正をいたしました。また特別地方交付税が予算に対しまして約87,000,000円の増額となったことや、各種事業の事業費の確定による歳入歳出予算の調整を行った結果、財政調整基金に60,000,000円、減債基金に50,000,000円、公共施設等の整備基金に50,000,000円をそれぞれ積立てることいたしました。これにより財政調整基金の平成22年度末残高は約700,000,000円まで回復をいたしました。標準財政規模での30%目安である1,000,000,000円にはまだほど遠い状況となっております。歳出につきましては公共下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計ともに事業の減額によりまして一般会計からの繰入金を減額をいたしました。その他平成22年度の決算処理にあたって必要な補正を行ったところでございます。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議会事務局長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番

浜田議員

住民福祉関係で2点質問いたします。先ず歳入の方10ページの個人の町税の現年課税分が23,000,000円戻ったというまあ1回減額して元に戻ったということなんですけれども、まあこれについてはあの滞納整理機構の起用があったのかどうかということについてご説明いただきたいと思っております。それからもう1つ歳出の方の04款2853、20ページですね、健康増進事業4,600,000円の減額ということになっておりまして、大体2割ぐらいが未執行に終わったということになっておりますが、これは例年通り程度なのかですね、ある日は実際のその検診等が低調であったのかというまあこの辺りの認識をご説明いただきたいと思っております。以上です。

住民福祉課長

それでは先ず最初の町税の関係の一端減らしてまた増やしたのものに関わる滞納整理機構の収入分があったかどうかということですが、基本的にこの部分については入ってございません。それから20ページの関係でございますけれども、それぞれあのまだ細かく分析等はしてございませんのであれなんです。また決算審査等の折に申し上げたいと思っておりますけれども、全体的に受診者が少なくなった、全体的にはまた細かい分析についてはまだしてございませんので、また後刻決算審査の折にまた申し上げたいと思っております。以上です。

議長

他にございませんか。

1番

久保島議員

16ページ財政基金等ですね基金の積立てをしたということございまして、まあ非常に結構なことだなあというふうに思います。なんです。経費その他を削ってですね積立てをしているんでは何も意味がないと、必要なところに必要なお金を使ってなおかつ基金

の積立てが出来たんだということで認識していいのかということが1点、もう1つですね、じゃあその繰上償還ってということについては考えていなかったのか、この辺等について2点お伺いいたします。

総務課長

先ずあの経費を切り詰めていくかどうかね、これはもう当然切り詰めてまいりました。で、年度の当初計画に基づく事業は切り詰めながらも計画通りに実施をいたしました。この財政調整基金のこれあの目的なんです、あのこういった景気がものすごく変動しているってことはご理解いただけると思うんですが、税金がうちの場合には大きいときで300,000,000円くらい多い時と少ない時は違います。そうするとこの300,000,000の財源をどうするかといったときに本来交付税措置されるのは3カ年間で徐々に税金が少なくなるところへ当て込んでいただけたというような制度がありますので、不測の事態に備えなければならない、そのかわりここ数年税金が大きく落ち込んでいたことに対して普通交付税も来た、特別交付税も先ほど申し上げました何らかの特殊要因でもって予想を超えてきた、この時こそきちっと積み増しをして有事に備えなければならない。で、今の状況はどうかって言いますと700,000,000円を少し超えます。で県の指導の中では標準財政規模の30%、飯島でいくと1,000,000,000程度の準備をしてれよと、これは平常時でございます。これから交付税が被災地の方へ向かっていくいろんな財源の状況を考えてもう1円でも積み増しをしていきたいというのが財政当局の気持ちでございます。後あの借入金も前倒して早く払っていくというこういう意味で減債基金の積み増しを行いました。この減債基金につきましては抱いていて当該年度が実質公債費比率18%を超えてしまいますと、これにつきましてはその後の起債の借入等にいろんな制約が付きましますので、そのタイミングを見計らいながら18%を超えない運用ということのための準備をまいりたいと思います。従いましてこれらの公共施設の整備基金も含めまして今余裕があれば1円でも基金へ積み増していきたいとこういったような気持ちで、今度の決算見込みにつきましましてはほぼ全額を基金に積立てしてきたところでございます。以上です。

議 長

他にありませんか。

ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第3号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算(第7号)専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第3号議案は承認することに決定しました。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時45分といたします。休憩。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。

議 長

日程第7 第4号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第4号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第5号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月の飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので今回の議会に報告を申し上げ承認を求めるところでございます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,240,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ961,623,000円とするものでございます。内容につきましては保険給付費の確定によります、国県支出金、療養給付の交付金、共同事業交付金等を平成22年度決算処理にあたって必要な補正をし、支払準備基金に50,000,000円を積立てをいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第4号議案は承認することに決定しました。

議 長

日程第8 第5号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第5号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第4号)の専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正が必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので今回の議会において報告を申し上げ承認を求めるところでございます。予算規模におきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,954,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102,304,000円とするものでございます。内容につきましては徴収保険料、一般会計の繰入金、後期高齢者医療広域連合の納付金の確定などによります平成22年度決算処理に当たって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第5号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって第5号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第9 第6号議案平成22年度飯島町老人保険医療特別会計補正予算(第3号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第6号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計の補正予算(第3号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正も3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をいたしましたので、今回の議会において報告を申し上げて承認を求めらるるものでございます。予算規模におきまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ721,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,048,000円とするものでございます。内容につきましては医療諸費の確定などによります平成22年度決算処理に当たって必要な補正を行いました。なおこの老人保険特別会計は22年度をもって廃止となりました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますのでよろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第6号議案平成22年度飯島町老人保険医療特別会計補正予算(第3号)専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって第6号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第10 第7号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第7号議案平成22年度介護保険特別会計の補正予算(第4号)専決について提案説明を申し上げます。予算の規模につきましては予算の総額から歳入歳出それぞれ5,237,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ870,835,000円とするものでございます。今回の補正では介護保険料の賦課状況、国県及び社会保険診療報酬支払い基金からの負担金、及び補助金の交付額の実績、また保険給付費及び地域支援事業費の執行状況等を勘案

いたしまして、健全な介護保険特別会計の運営のための必要な財源の確保を図るために介護給付費の準備基金からの繰り入れなど必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議をいただきまして承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第7号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか

議 長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第11 第8号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第8号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)専決について提案説明を申し上げます。今回の補正は3月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので今議会において報告をし承認を求めらるるものでございます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ61,872,000円を減額をし、歳入歳出それぞれ418,913,000円とするものでございます。主な歳入につきましては事業の確定によりまして国庫支出金の減額と、繰入金及び町債を減額をし、新規加入者の増加に伴い分担金及び負担金を増額をするとともに、使用料及び消費税の還付金に伴う諸収入を増額補正をするものであります。歳出につきましては事業関係で事業の確定により事業費を減額し、また管理費を年間実績より減額をした他、決算処理に必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第8号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第12 第9号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）専決について提案説明を申し上げます。今回の補正は3月議会定例会後において補正の必要が生じたものにつきまして予算を編成し、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので今議会において報告を申し上げ承認を求めます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,555,000円減額をし、歳入歳出それぞれ231,641,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳入につきましては繰入金と分担金及び負担金の減額、使用料及び手数料の増額、それから歳出につきましては管理費を年間実績より減額をいたしまして、予備費でもって調整をすることといたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明いたします。よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第9号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第13 第10号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第10号議案飯島町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。地方自治法の一部改正が昨年より国において継続審議となっておりましたが、今国会におきまして成立をいたしましたのでそれに伴う改正、及び今回の東日本大震災関連で東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律、この法律が成立をいたしましたことによりまして地方税法の一部改正がございましたので、これに伴う飯島町税条例の一部改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますのでよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 （補足説明）

議 長 6番 北沢議員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

住民福祉課長 この税制改正によりまして具体的に飯島町の町民の皆さんの中で適用になる例が考えられる場合がどのような場合かについて伺います。

住民福祉課長 先ずこの附則条文第22条の第1項の関係でございます。これにつきましては22年分所得から控除対象とするということがございますけれども、賦課期日が平成23年1月1

日現在当町には該当者がございませんので、ここにつきましては該当ございませんが、23年分以降につきましては転入者等がございまして申告書等の記載をして申告をされた場合、該当がある可能性があるということでございます。

議 長 他にありませんか。  
（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第10号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案平成23年度一般会計の補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ56,472,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,341,472,000円とするものでございます。主な内容であります。地域介護福祉空間整備事業交付金を活用した1カ所の高齢者支えあい拠点施設の建設と、5カ所の推進事業に取り組むことといたしまして予算措置を講ずるものでございます。また緊急雇用創出事業などの雇用対策にかかる事業は当初予算でも38,000,000円ほど予算化をしておりますけれども、更に事業を追加し雇用対策に取り組むための増額補正を計上したところでございます。併せまして歳入につきましては長野県市町村振興協会基金の交付金の額の決定による増額などを行います。また歳出につきましては法人町民税の過年度修正申告による町税の還付金の増額などを計上をいたしました。その他、新年度間もないで時期でございますので当面事業執行に必要な最小限度の補正を計上をさせて補正をさせていただくところでございます。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 （補足説明）

住民福祉課長 （補足説明）

産業振興課長 （補足説明）

教育次長 （補足説明）

議 長 8番 中村議員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

産業振興課長 8ページ総務費の中の0目1171で定住促進事業印刷等で入っているんですけども、この詳細、パンフレットの枚数とかですね、あのあとはその活用方法といいますかどういう手順で作られて何部ぐらい用意されるのかとか、その活用方法をお聞かせください。

産業振興課長 9ページでありますね、定住促進事業に係りますパンフレットの印刷でございますが、

定住促進の中で緊急雇用を活用いたしまして臨時職員を採用させていただいております。で、緊急雇用につきましては賃金とそれから消耗品関係、まあ需用費関係も事業で認められております。でこの補助対象分目いっぱいの需用費、まあ消耗品っていうか印刷製本費を補正させていただきました。その金額が目いっぱい 233,000 円でございます。で、パンフレットの内容につきましては今後定住促進プロジェクト等もございますので、その中で検討させていただくということによりましてお願いしたいと思います。

議長  
4番  
三浦議員

他にありませんか。

12ページの3221と3222の制度改正があったということで制度が変わるわけですが、大きな違いというものがあるのかどうかその点についてお聞きしたいと思います。

産業振興課長

3221と3222の関係でございますが農地・水・環境保全向上対策事業、まあこれ今まで共同活動とそれから営農活動の二本立てでいっておりました。この営農活動が全く農地・水・環境保全向上対策事業から分離されました。営農活動はもう通常の農政サイドの方へ移りまして、今度は農地・水・環境保全型というか、農地・水・環境保全向上対策事業の中に向上活動と共同活動の事業がやっぱり2階建てで新たに向上活動ができました。で、営農活動が離れた代わりにここにございます3221の環境保全型農業直接支援対策事業とそういう事業になりまして、要するに営農活動がなくなった部分が3221の新たな名称の環境保全型農業直接支援対策事業とそういう事業になったということでございます。ですので共同活動、要するに土地改良的な事業については共同活動と向上活動、で、営農活動の方についてはここにございます直接支援対策事業になったということでございます。

議長  
5番  
竹沢議員

他にありませんか。

細かいことで恐縮ですが、13ページの消防費です。先日も疑問に思いましたので担当者にお伺いしましたが、消防団員の退職報償金、申請をいたしますと707,000 いただいたと、で、支払うのは446,000 円ということで差額が生じます。不思議に思ったんですけどもよくよく考えてみると対象の方を申請してもですね、その団員さんの勤務成績に基づいて支給される額が減額になるのかなというふうにはちょっと理解いたしましたが、その通りでよろしいかお答えください。

総務課長  
議長

ご指摘の通りで結構です。

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第11号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。  
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後11時30分 散会

平成23年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年6月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖  
坂本紀子  
竹沢秀幸  
北沢正文  
中村明美  
平沢 晃

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 千村弥紀

## 本会議再開

開 議 平成23年6月13日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、通告以外の質問は行わないようお願いをいたします。

1番 久保島 巖 議員

1番

久保島議員

それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。先ず最初に3月11日・12日に発生いたしました大震災から3カ月が経ちまして、改めまして東日本及び長野県栄村で犠牲となられた尊い命を落とされた皆様にも心より哀悼の意を表すところでございます。またご家族を亡くされた方、被災された皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。なお震災に関連いたしまして発生いたしました福島原発の事故により避難退避を余儀なくされている皆様にもお見舞いを差し上げたいところなのですが、目の見えない先の見えない戦いに対しまして、まあお慰めの言葉もないという状況でございます。一日も早い終息と一刻も早く以前の生活に戻れますように願うところであります。

さて5月11日に飯島町では臨時議会において震災被害者支援一時金という制度が確定いたしました。この取り組みに対しましては町民の中から非常に賛同の声をお聞きいたしております。中には、飯島はダメだダメだと思っておったけれどもなかなかやるじゃないかというような声もいただきまして、まあ誉められているんだか、けなされているんだかわかりませんが、まあ本人にしてみれば多分溜飲の落ちる思いがされたんだろうというふうに思います。喜んでいただけたというふうに思っておるところでございます。今後ともこのようにです様々な施策において他の市町村の様子を見ながらというのではなくてですね、より積極的なお取り組みをいただきたいというふうにお願いをして始めたいと思います。

さて本題に入りますが、本年4月から第5次総合計画がスタートいたしました。基本構想第5節、地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくりというので5項目が掲げられております。1、地域複合営農の充実、2、森林資源の整備・保全と多目的利用の推進、3、賑わいある商店づくりの推進、4、活力ある工業の振興、5、おもてなしあふれる観光の振興、でございます。まあそれぞれ重要な項目ではありますが今回は3の賑わいある商店づくりの振興、これを中心にお尋ねをしてみたいと思います。まあ時節柄、今回は防災関係、原発関係の質問を用意していたんですが、まああのテレビ報道なんか見えますとですね、被災されたにもかかわらずコンビニもいち早く再開したり、大型テントの中で商店街を作ったり、移動スーパーなどをですね再開したりと、災害なんか負けねえぞと、地域の皆さんに今こそ恩返しをすべきだというようなことで元気に立ち上がっている商店主の皆さんを拝見いたしまして、これがですね災害復旧のターニングポイントにな

町 長

るんだなあというふうに感じたところでございます。テント商店街の地区にはですね、もともと多分活気あふれる商店街がですねあったのだらうというふうに思います。商業の活性化で元気をつけていくことがですね基礎体力という点でも、それから回復力という点でもですね重要であるというふうに感じるところであります。私が商業のことを質問しますとですね中には我田引水ではないかとか、それからあんたには言う資格なんかねーよとかっていう人もおられると思いますが、まああえてこの点を取り上げさせていただきました。まあ私も町内でいろんな方とお話する機会がございますと必ずと言っていいほど飯島は元気がないと、買い物も思うようにできないと、なんとかしてよと、まあ中にはコスモ21はどうなるの、何とかしてほしいなあという声もでございます。まあ町民の皆さんが懸念を抱いている心配をしている事項だというふうに感じるところでございます。そこで今年度出されております実施計画平成23年～25年度の3年計画によりますとですね、5の3の賑わいある商店づくりの推進という項目にはですね、商工会に対する助成金はありますがそのほかに目立ったものはどうも私には見当たらないと、行政としてですねこの項目を挙げたからには具体策っていうのが多分あるだろうと、どのような取り組みをされているのかこの辺に関しまして端的にお答えをいただきたいと思っております。

それでは今議会の一般質問の最初の質問者であります久保島議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。商業の活性化で町に元気をという大きな質問の中で、先ず、賑わいある商店づくりの推進の具体策についてでございます。お話にございましたように町の第5次総合計画では賑わいのある商店づくりの推進のための主要施策といたしまして、商店街の活性化、新しい商業形態の創造、そして新たな商業集積地の形成と既存商店の振興、この3つの項目を据えておるわけでございます。これは新たな商業集積地として想定されます供用開始後の国道153号伊南バイパス、この沿線の土地利用の計画検討とともに、商店街の活性化や既存商店の振興につきましては駅前広小路周辺などの既存商店の活性化を課題としておるという位置付けでございます。特に既存商店の振興につきましては社会問題化しております買い物弱者への対策の上からも重要となるものございまして、商圈調査における地元滞留率の向上のためにもつながっていくものというふうに思っております。そこでまあこの実現のための具体策のご質問かと思いますが、これまでもまあ何回となく申し上げてきておるところでございますけれども、先ずはこの地元で購買を買い物しようという町民の意識のこの大切さ醸成とともにですね、これらに応えられるこの魅力ある商店経営の取り組みをベースに据えまして、商工会やJAさん、そしてまた事業主の皆様と一緒にした一体となったこの検討から手をつけていかなければならないということで、現在この新長期計画のスタートとともに所管課の方に指示をいたしまして、あるいはまた関係機関と団体と協議をして、今その具体的な協議を進めておるところでございますので、その辺の現況の検討経過の現状につきましては担当課長からこのあと申し上げますので、まあそういう意味におきましてまあ質問いただいております久保島議員も商工会商業部の一員として積極的なこの実施可能な取り組みについて是非まあ提言や内部発信をし

ていただきまして、共々にまあ主体的な関わりの中でこのことを推進をしていただくことを特に期待を申し上げている次第でございます。以上でございます。

産業振興課長

それではあの今町長の方から話がございました町内の連携の関係についてご報告をさせていただきます。商店等の活性化につきましては以前ですと商工会、JAとそれぞれ独自に活性化振興策等に取組んでおられました。まあ今のこの社会情勢経済情勢を考えますと、そういう別々の時代ではないということで連携協調の時代という考えから、平成21年度でございますか町の方から提案をさせていただきますまして、商工会それからJA、町の産業振興課と振興公社を交えました3者によります産業振興会議を発足させていただいております。この中では町全体の産業振興に向けて検討をしていっているところがございます。その中で今までに検討をしてきた内容でございますけれど、継続している内容もございます。その中では農・商・工連携事業、伊南バイパス沿線の振興、それからいいちゃんプレミアムの商品券の発売事業、いくつかあります秋のイベントを統一した、仮称でございますが「産業まつり」の検討、それからTPP問題などなど、今まで懇談ないしは検討をしてまいりました。ごく最近ではございますけれど現在それぞれの組織が発行しております商品券がございます。この商品券につきまして消費者の方の利便、それから町内消費の向上に向けた商工会それからJAの町内の店舗・商店ともに共通した商品券を発行しようとの検討、それから農・商・工連携から生まれました商品の販売促進、それとこの商品からの飯島町の情報発信、買い物弱者問題、また緑提灯の具体化、それから緑提灯とも関連いたしますが地産地消と食育問題等も検討しているところがございますが、これら内容によっては課題もあつたりございますが、実施並びに実現に向けて行政それから商工会、JAこの3者がまあ事務局の今の段階でございますけれど一体となって取り組んでいるところがございます。以上でございます。

久保島議員

私も期待した通りですね、賑わいある商店づくりのためには商店主の皆さんの奮起を期待するというお答えでございました。いつもですね町長のお答えはそうなんですよ。で実は前回も同僚宮下議員からの質問に対しても商工会の皆さんの奮起を期待したいということなんです、多分それはそう言われると思います。もちろん自分たちで汗をかかなきゃならないことはわかっております。先日橋幸夫、凡子ご夫妻ですね講演会で凡子夫人がおっしゃっておられました。物の時代は終わり心の時代となったと、誰かのせいだとか誰かに頼むとか行政がやってくれるとか誰かがやってくれるというんじゃなく、そんなことは思っていないといけないと、すべて自分の中で受け止めて自分の中で処理していくとこれが大事なんだと、ほんとの意味の自立の時が来たというふうにおっしゃいました。でこの言葉はですね町長もずいぶん勇気づけたというふうに感じております。まあ多分そうなんだろうと思います。しかし、にぎわいのある商店づくりという点ではですねきっかけというのが必要だと思うんですね。ただ頑張ってくれと言われても頑張りようがないわけでございます、まあ踏ん切りをつけるとか自立のための手助けをしてもらうとか援助をしてもらうとかっていうことが町長の行政の役割ではないかなというふうに思うわけでございます。この振興会議というのは今課長の方から報告がありました。いろんなところでですねJAと商工会と振興公社と産業振興課と関わっていただいて会議を持っていただいているということでございますけれども、非常にこれは重要なことでございますが、以前ですねコスモ21が立ち上がる時、アイタウンが立ち上がる時、町当局がですね

かなりの面でバックアップしていただいて、講演会とか研修会とかまあ計画策定にもですね手助けをいただいたという経過がございまして、コスモ21は3年据え置き13年無利子という高度化資金というのが借りることができたわけでございます。これでスタートしました。ちょっと余談なんです、まあ完成後ですね完済した後20年後くらいでコスモ21の役目は終わるだろうというふうに当時の幹部ですねトップ幹部の何人かはおっしゃっておられました。その点ではですねまああの昨年の閉店というのは当初の見込み通りであったというものなんです、少々違ってくるのはですね、4年目に駒ヶ根市の福岡に売り場面積10,000平米のショッピングセンターが出てくるということになりまして、そこに対抗しようということで増資計画をして再投資をしました。その部分の返済が残っているわけなんです、もし増資をしなかったらどうかというまあそこは議論があるでしょう、もっと早くにですね閉鎖をされていったかもしれないそんな状況であります。いわゆる商業環境っていうのは時と流れによってどんどん変わってくる、20年経てばですね変化も生じてくるとこれはしょうがないと思います。中心市街地も同様でございます。中心市街地には商業とか業務ね、それから住居、居住等の機能が集積してまあ長い歴史と文化の中で伝統を育てて各種機能を培ってきたいわゆる町の顔という部分でございます。まあしかしながらですねマスタープランというのがないままに広小路が拡幅されて中心機能がちょっと拡散していく、それからモータリゼーションまああの振興や流通構造の変化によってですね集客施設は外に出ていっちゃったというようなことで、まあ居住人口は減少してくる、中心市街地のコミュニティとしての役割も弱くなって、魅力も下がってくる、で、先ほど町長がおっしゃっていましたが中心市街地商業地域はですね顧客のニーズ住民のニーズに十分に答えていけないということになってきて、衰退が進んでくるということになってきます。まあこれは飯島町のみならずですね全国各地で起こっていることでございます。まあそのために国ではいわゆるまちづくり三法というのがございまして、中心市街地活性化法それから大店立地法、都市計画法がありますがそれが見直しがされてきております。で特に中心市街地活性化法は平成21年ですねにも大幅に改正されて意欲ある商店街にですね多様な支援策というのが集中推進されると思います。が打ち出されてきております。このような支援策を受けるにしてもですね町の中心商店街活性化基本計画っていうのが策定されていないと対象にはなってきません。でまた別の制度になるんですけども地域商店街活性化法というのがございまして、まあこれは商店街の行うイベントなんかにですね支援をされている制度なんです、これも実際に意見聴取ヒアリングが行われます。でそれで基本計画の中ののっとなっているということであれば説得力も出てきますし対応も容易になってくるということもでございます。まああの県内ではですね比較的大きな飯田市とか上田市、長野市、塩尻になんかで策定してですね認定を受けているところでございます。まあ中心市街地という要件なんです、相当数の商工業者が集積し及び都市機能が相当程度集積する地域ということになっておりますので、ここら辺に適合するかどうかはちょっとまあ疑問のある方もいらっしゃるかもしれませんが、私としてはまあ飯島の広小路近辺は中心市街地と認定してもいいだろうと思っております。まあ少々敷居が高いかもしれませんが過去にですね中心市街地活性化基本計画の策定っていうことを検討された経緯がなかったでしょうかね。まあ飯島にはちょっと無理かもしれないなあと、思っておきらめていたということもあるかもしれません。早急に再検討してです

町 長

ね基本計画を策定する、そして認定申請を行っていくということが必要かと思われませんが町長お考えはいかがでしょうか。

2回目のご質問の前に、この中心商店街の活性化について町長の答弁はいつもこの実際に経営をされる商店の皆さん方の奮起に期待をするんだというような答弁であると、あの私も実際そのようにいつも思っておるところでございます。そしてそこにそのひとつのきっかけづくりも行政も先ず手を携えて、そのためにあの今お話を申し上げておる商工会を始めとする関係の皆さん方のいろいろ検討協議会、これも町の発案できっかけづくりのために何かなればというような発想の中で始めたことでございますし、またそうしたそれぞれ取り組み奮起に対して町が財政をはじめとして支援をする姿勢というものはこれは何ら変わるものではないということでございますので、是非ひとつそのところを誤解のないようにお願いしたいということと、それからコスモ21の問題が今お話に出ました。当初のスタートで20年目ぐらいでその役目を終えるというような当初の発想であったということは今初めて聞いて、これはあの非常に意外に思うわけでございます。決してそうではなかった。未来永劫この飯島町の商店の振興というものを目指して1次・2次にわたる町の財政支援を申し上げてきた、歴代の理事者もそういう考え方で、また地域の皆さんもそういうことでコスモ21をかわいがってやってきたと、ひとつの時代の流れはあったにせよ、やっぱりそういう考え方があったというふうに私は確信をいたしておりますのでその点もひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

そこでまあ具体的な活性化策の1つとして中心商店街の活性化法に基づくこの活性化計画、これを設けて更にこれを推進して行ったらというまあ1つのご提案も含めてのご質問でございます。お話にございましたようにこの中心市街地の活性化計画の策定の考え方につきましては、中心市街地の活性化に関する法律という今あのお話にも出ましたけれども、これは通称、中心市街地活性化法ということでございます。この狙いとするところはこの全国的に問題化しておる地方都市でのこの商店の郊外化現象等による中心市街地の空洞化、衰退化に対応して、国や市町村が一体となってこの対策を進めようとする趣旨の法律であることはおっしゃるとおりでございます。様々な特例措置やこの支援措置が設けられておるということは事実でございます。で、この実施にあたっては市町村は中心市街地の活性化計画というものを今お話にありましたこの計画を策定をして国の認可を得る必要があるということで当然でございます。またこの法律では市町村の基本計画の策定や計画の総合的・一体的な推進のための協議機関として関係者が共同をして中心市街地の活性化協議会という1つの組織を設けてこれを実践をしていくということにまあ位置付けられておるわけでございまして、現在あの長野県の中では市でございます飯田市、それから長野市、塩尻市、上田市この4市でこの制度に乗っかって協議会が立ち上がっておりまして、国の認可を受けて活性化計画が策定をされて今事業の推進中ということでございます。で、具体的には市町村内で小売業者の皆さんや、それから都市機能の相当程度が集積をして、合わせてまあ文化や経済圏これの中心になっていくというような立地条件の下に、このいくつかの要件を満たす区域を中心としてこの計画が策定をされそれから認可を受けておるということでございまして、この対象となる当然またあの国の交付金等も支援を受けられるわけでありまして、このエリアを考えますときに他の町村でもいろいろ模索をしておるようでございますけれどもなかなかハードルは高いと、今お話がございましたように、

で、このことが飯島町に果たして当てはまるのかどうかということでございます。非常にあのいろいろと検討をしてみましたけれども規模的にもまたエリア的にも非常に難しいという1つの見解を持っておるわけでございますが、ただこの飯島町につきましてはあのかつて駅前広小路の都市計画化事業の中でのハード整備をした経過でございます。当然これはあのハードだけ整備すればいいという目的ではございませんでした。それに伴ってこの中心商店街が活性化をして後継の事業主の方も順次また後を引き継いで末永くこの商業活性化に図っていくというこの1つの構想のもとに、地元とも十分協議をして進めてきたところでございますけれども、まあいろんな要素がございましてその後におきましては今置かれておる現状のような厳しい状況に至っているということでございます。従ってあの、1からまたこの活性化計画を入れてハードから整備していくということにつきましては、もうこの駅前広小路商店街の街路というものはなじまないという1つの方向が出ておりますので、あとはやはりあの再三申し上げておりますように、今あるこの整備された状況の中で如何にこの知恵と工夫を出して、関係機関がそれぞれ協議をしてソフト的な部分でこれを活性化に結び付けていく以外にないんじゃないかというようなことでございますので、今そのためのいろんな計画構想に沿った出来得るその手段を講じながら、支援をしながらひとつそれを実現に向けていきたいという考え方でございますので、今ご提案のこの活性化計画を活性化法に基づくこのハードルはちょっと今飯島にはなじまないということでお答えとさせていただきますと思います。

久保島議員

案の定ですね、ちょっとやっぱり規模的に無理だろうということのお答えでございました。まああの今おっしゃいましたようにソフト計画をですね進めていく段階においてもですねこういう基本計画っていうのがないですね受けられない支援っていうのもございますので、作ってみるのもねよろしいんじゃないかなというふうに思うところでございます。で今、協議会のお話が出ましたが、以前はですねTMO、タウン・マネージメント・オーガナイゼーションですかね、を設置するということが望ましいと、まああの一括的な計画整備をするという主管するところということだったんですが、今は協議会ということで、まああの国の基本方針に基づいて基本計画を策定し、その協議会で事業の実施事業者ですね、が主務大臣に事業の認定を受けるということなんですが、まあ協議会は要するに基本計画にのっとった事業を推進しようとして、で、都市機能を向上させようとするものとそれから経済活力、いわゆる商業者ですね、の立場の者と市町村とここは3者になって協議会をつくるというふうになっております。まあ事業者が誰になるかっていうことが一番ポイントになってくるというふうに思うわけなんです、まあ商工会ではなかなか厳しい状況だなというふうに思います。で、この対応としてまあTMOのようなですねタウンマネージメントを司るような別組織をつくる必要性があるんじゃないかというふうに思うわけですね。で、そこでいろんな協議を進めてまあ基本計画をつくっていくにしてもいいかなにしてもですね、そんなような協議団体って言うのは先程もありましたいわゆる振興会議ですか産業振興会議ですか、その辺のところを膨らませた形の中でこれは消費者も入れる中でどうでしょうかね、そのTMO的なまちづくり会社みたいな第三セクターのようなそんなようなものを作ってですね、基本的な計画もしくは地域のことを考えていくということをしたらどうかなというふうに思いますが、その辺のところのお考えは町長いかがでしょうか。

町 長

活性化の1つの手法としてタウンマネージメントの機関、TMOのこれを設置してまあ推進したら、あるいはまあこれに代わる今の協議会を拡大して、更にまたいろんな手段を呼び込んだ組織を掲げてまあその中でひとつ推進計画を図っていったらというような1つのご提案も含めてでございます。このお話にございましたタウンマネージメント機関、これにつきましてはあの今お話の中心市街地の活性化協議会の中でまあ位置付けられておる制度であるわけでございますけれども、これはあのやはりその受け皿となるのは地元の商工会であり、具体的なポイント的にはその支会、町で言えば商工会の各支会というような形が受け皿となって、それぞれ自主的に考えてこのマネージメントをする機関としてまあ歩んでいくと、1つの取り組みになるわけでございますけれども、今これまでもまあ商工会さんもそうですし、町もいろんなあの講演会や講習会の機会を捉えながら、この今ある現状の中心商店街の実状というものをどう打開していったらいいかということの機会は数多くまあ設けられてきておりますけれども、なかなかこれはあの時代の今の流れの中で、即ここを取り入れてというような実現できない部分が大変多いわけでありまして、そこでまあ今いろいろとあの協議をしておるソフト的なことから始めてですね、これを拡大してやはりあのプロの目で見たとその活性化計画というものも更にその組織を拡大する中に入らせていただいておりますね、よりこの色濃いですね密度の濃いこの協議会を組織をして、そしてそれをまあ実現に結び付けていくという考え方は大変必要であろうというふうに思っておりますので、単なる内々のその行政と商工会やJAさんだけのこの内輪の議論だけでなく、やっぱりもう一辺原点からそうした外部の目を見たひとつの、それとまあ時代的な背景や経営のノウハウもいろいろあるでしょうから、そういうことも総合的に入れて拡大をして、出来るところから一歩ずつソフト的な部分から始めてやっていくことが、そう大きな1つのあれはできないかもしれませんが、やはりそのことが活性化、賑わいが戻ってくる1つの材料になればというふうに思っておりますので検討させていただきます。

久保島議員

是非ですねそんなお取り組みをいただきたいというふうに思います。それで先程もあの話しましたが中心市街地活性化協議会支援センターというのがございまして、そこでですねいろんなあの補助金とか交付金とかの情報っていうのが流れているわけなんです、まあ民間、もちろん、の所にくるものもあるんですが、行政でなければ受けられない交付金とか補助金とかっていうものもございます。そこでその点についてですねちょっとお話したいと思います、飯島町も既に交付を受けているまちづくり交付金、これはですね、中心市街地活性化に取り組む市町村の提案事業枠に対して限度額1割を2割にアップできるというふうな措置もございます。特例もございます。それから都市計画法に基づくもの以外にですねこのまちづくり交付金が交付金措置されるという事例もあるようでございます。それから先ほどおっしゃってましたソフト事業に関してですね中心市街地活性化ソフト事業ということで、市町村が単独で行う市町村活性化のためのソフト事業に対する経費の一部を出すね特別交付税措置がされるというのもあります。それから中心市街地活性化特別対策事業というのがございまして、そこでは市町村が単独事業で行う中心商店街活性化のための施設整備等をですね一般単独事業債の対象になるというふうなこともございます。まあこれは駐車場の整備ですとか周辺のトイレとかですね公園だとかっていうのも入るかもしれません。次にですね中心市街地商業活性化支援事業の内、診断助言とい

町 長

うのがございまして、そこでは専門家の現地調査とか診断とか助言が受けられるという制度がございまして、このような取り組みがですね、あの是非ですね利用していただくということが必要じゃないかというふうに思うわけですね、で、まあ交付金の拡大とかですねこの辺の助成金に対する新規のお取り組み、これは町長考えていらっしゃるでしょうか。

あの今お答えを申し上げましたようにこの法律に基づく商店街活性化についての事業計画なり、その組織を立ち上げてということにはまあちょっとハードルが高いわけでありまして、それに準じた今そのソフト的な事業も含めてですね、それから協議会組織に対するいろんなあの国の支援、考え方というものも極力交付金事業あるいはまた県の制度の中にもいろいろ元気づくり支援金も含めていろいろあるかと思っております、これはあの商工会なりそうした民間の事業者が受け皿となる部分もあると思っております。それから行政経由でそれを受け皿になるものも今お話のようにいろいろあるかと思っております、あの今までもいろいろとあのイベントなんかの実施の場合にも直接にその支援がされて活性化された事業にも取り組んできた経過もございまして、更に今後のこの商店街活性化のための1つの肥しになるような1つの支援があるとするならば、それも積極的にまあ研究をして取り入れて、そして先ほどの協議会を少し拡大してより実践的な1つの組織に結び付けられるようなひとつの一助となるように、受け入れも検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

是非ですねお願いをしたいというふうに思っております。まああの町長のお話を聞いておりますと、いわゆる商店主に対して期待をしているけれども、町としても積極的に支援をしていくんだよという姿勢が見えたということで非常にありがたいというふうに思っております。まあ商業振興のみならずですね産業振興は首長、町長たちがですね積極的に取り組んでいる市町村っていうのがですね良い結果をもたらしているというふうに私は見えるわけでございます。もちろん先ほどもおっしゃられたようにですね当事者がまあ汗をかくて頑張らなきゃならないことは当然でございますけれども、行政、特に首長のでですね強力なリーダーシップっていうのが不可欠だというふうに思っております。我が町の産業振興についてはですね農業の6次産業かっていうことも含めて、まあ取り組んでいく必要もあるでしょうけれども、更に町税を安定的に確保していくという点でもですね、工業、もちろん商業、観光などの産業振興が重要だということは言うまでもありません。まあ現状をですね受け入れてこのままでいいよと、多くを望まないんだということであればまあそれはそれでいいんですが、まあしかし多くの町民はもっと便利に、もっと豊かに、もっと楽しくと、住みやすくということ望んでおるというふうに考えるわけですね。まあそれ沿って第5次総合計画が策定されたというふうに解釈するところでございます。ですから商業を中心とする中小企業をはじめとしてですね、地域の産業が基礎自治体まあ飯島町にとって長・中期の経営に重要だというポイントはもう押さえているわけですので、基本構想第5節の目標にしたわけですから、ここで町長自らですね産業振興の考え方と実行方針をですね明確にさせていただいて、産業振興を通じた自治体経営の考え方に沿ってですね、今以上に積極的に推進して欲しいというふうに望むところでございます。いわゆるですねキーパーソンっていうのも発掘・育成していく必要もあるんじゃないかと思っております。まあ産業振興の現場にあつてですね地域企業とか関連機関とかその辺のところと綿密に連携をとりながらネットワークを基にですね、まあ普通のものでは替えがたいよう

な精力的な活動を展開していく実行レベルで結果を出していくっていうそういうマニュアルですね、天下御免のスーパー職員と呼びますかね、そんな人が欲しいなと、まあそういう方をですね任命していただけたらと、まあ当然ですねヘッドハンティングで外部登用してくるのもいいかもしれません。いわゆる、兼務っていうんじゃないかとそれに専任していただくということが必要じゃないかなというふうに思うところでございます。まあ第5次総合計画の将来像、人と緑輝くふれあいのまちっていうのを実現していくためにはですね、まあ個々われわれも頑張りますが、それだけに期待をしておっても困るんで、より町長の積極的なリーダーシップっていうのを期待するところでございます。行動指針の中にございます勇気・挑戦・感動、これを実践していただきたいと思いますが町長のお覚悟をお聞かせください。

町 長

第5次総合計画のまあ緒に就いた時点でいろいろとあの現況を見つめますと、産業振興のみならず課題山積の行政の現状でございます。特にまああの町の振興発展のためには産業振興というものは大変大きな要素を持って重要な役割を果たすということはもう間違いないわけでございます。その産業振興の中でも今、私の胸の中にはこの農業も工業もいろいろあの課題もあって取り組んでいかなければならない課題が多いわけでありまして、特にこの商業振興の部分についてはここしばらくもう大変あの気持ちの上に重くのしかかって、まあ時代的な背景がいろいろあるわけでございますけれども、町の現状を見つめるときに一層この感を強くして、なんとかまあ打開できないものかということでもう日夜そのことが胸から離れない状況にあるわけございまして、当然まあいろんな手は尽くしております。バイパス開通後に合わせた1つの商業の誘致の問題もでございます。それからコスモの現状もでございます。それから今議論しておりますこの駅前広小路商店街のこの現状の課題も大変重くのしかかっておりますのでもう町長一人だけではこれできるものではございません。精一杯努力はいたします。やはりそこにはあの生き残りをかけた実際に商業等を営む方の奮起の問題もでございます。知恵、アイデア、汗を出していただかなきゃならん問題もでございます。で、行政は行政の役割としてその支援体制に対しては万全の気持ちを持ってまあ臨むということはもう当然のことではありますけれども、従ってあのこれから一気にこれが展望が開けるとということにはすぐは繋がらないかもしれませんが、精一杯まあ努力をして関係の皆さん方の英知を結集して、なんとかこれを打開していきたいというこの決意だけは職員と共に持ってやっておりますので、どうかそのことを受けていただく商業の皆さんやそれから地域の住民の皆さん方も、先ず地元をかわいがって買い物も地元でしていただいたり、そのことがやっぱり相乗効果で1つずつアップに繋がっていくというふうにも思いますので、是非、町民挙げてこの町の商業というものを自分たちで築いていくんだという気概を持ってひとつ臨んでいく、精いっぱい行政としても私をはじめ努力をしてまいりたいとこのことを申し上げておきます。

久保島議員

担当のですねスーパー職員、キーパーソンその辺のところはいかがですか。

町 長

まあこれがあのスーパー職員というこの立場の者を行政の中に組み込んで、果たしてそれが実を結べるのかどうかってことはわかりませんが、やはりあの先程も申し上げたように専門家的に見る外部から見る1つの分析、情報というようなものもこれは取り入れてやっていかないと、内部の議論だけではやっぱりテンポが進まないという面もあるかと思っておりますので、そのことは検討してまいりますけれども、今それじゃスーパー的

な職員を1人入れてこれが打開というわけにもなかなかいかないと思いますので、これはあの検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

久保島議員

あの実はですねそのスーパー職員の話を出したのは、定住促進室の室長さんが商工観光係の係長さんと兼務ということございまして、この辺のところはですね目玉に謳った割にはちょっと淋しいかなあということがございましたので、是非その辺も考慮した上でですね、少し専門職っていうのをまあ厳しいでしょうけれども置いて展開していくっていうことが必要だと思いますがその辺はいかがでしょう。

町 長

まああの今度の組織の中で4月1日からの定住促進室これは1つの目玉的な1つの位置付けで設置した組織であり、それから従来のこうしたことに絡んでの商工係長の職、兼務をさせていただいております。ちょっと人事の都合でやむを得ないことであることでご理解をいただくと同時に、その配置した職員の中には2年間県のマーケティング室へ研修に出しまして、成果を収めて帰ってきた、言ってみればまあスーパー職員であるかどうかはわかりませんが、そのノウハウを十分勉強してきた職員を直接配置して専門担当といたしました。非常にあの県内外にいろんな場を経験しながらノウハウを養ってきた職員でありますので、その辺も期待をしながら全体としてひとつ産業振興課中心に、また行政中心にひとつまた一致結束して取り組んでいくという姿勢でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

久保島議員

是非ですね前向きなお取り組み、期待をいたしまして私の質問を終わります。

議 長

9番 坂本紀子 議員。

9番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問したいと思います。3月11日の東日本大震災、長野県北部地震、津波による福島原子力発電所の事故で被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。1970年代日本の原子力発電所建設が本格化する中、私が原発について知ったのは当時私が住んでいた船橋市のある自然食品店から出されていたPRのお店のビラでした。そこでは原発の記事の中には事故があった場合の放射線の外部流失の場合、人体の遺伝子において何らかの影響が出るということや、地震の国における、まあ日本のように地震が多い国における原発の危険性についてや核燃料を作るときに出た高レベル放射性廃棄物の処理方法が、当時、だから1970年代当時はまだきちっとした形の中で確立されておらず、何世代にわたってもその危険なゴミを地球の中に埋め立てていくことになるだろうという記事でありました。当時、私は原発建設反対の署名にサインをしていたのですが、それが40年経ってこのひどい事故が現実のものとなろうとは、自然の猛威には人間の技術や化学などはかなわず、謙虚でなければならないと深く深く反省するものであります。3月11日の地震が発生してからの新聞を丁寧に読むにつけ、原子力発電所のメルトダウンに至った経過は過去の地震による津波の影響を過小評価していたことや、津波によって冷却用の発電機の電源が奪われてしまうのではないかと技術者からの何度かの再三の指摘を受けていたにもかかわらず、それに対しては対策が何重にもとられてこなかったということです。そもそも世界の中で飛び抜けて地震の多い国である日本における原子力発電の危険性を十分に考えて国や東京電力は原発を建設してきたかというのと、どうもそうではないらしいという実態が浮き彫りになってきています。福島原発の事故後

町 長

の放射能に対する町やそれから県の取り組みはどう変わってきたのかということについて町長にお尋ねしたいと思います。

坂本議員のご質問にお答えをいたします。まず、放射能に対して町としての対応について、特に福島原発の事故後の県や町の取り組みについてでございます。お話がございましたように、今回発生をいたしました東北地方の太平洋沖の地震、これによります地震と津波によりまして福島県にある東京電力の福島第1原子力発電所が直撃を受けまして、稼働中の原子炉は緊急停止をしたということでございます。この震災で緊急電源装置及び緊急の炉心冷却システムが重大な損害を受けて、炉心溶融いわゆるメルトダウンとなります。またメルトスルーというふうにも言われております。これはあの溶融が壁を貫通して外に漏れ出したというようなことも、いま次第に報告をされて、その可能性があったんではないかというふうに言われております。そしてこうした冷却に手間取る間に多量の放射性物質が外部に放出をされ、原発から半径30キロメートル圏内に対して政府は避難指示や屋内退避を命令するなど、想定外の大惨事となったことでございます。この原発震災で東北地方は元より関東周辺まで放射能が飛散をしまして、放射能被害を心配する県民に対して、長野県では放射線等に関する情報として長野県ホームページに県内の空間放射線、それから上水道の水の放射線濃度、それから降下物の放射線濃度、あるいは下水汚泥の放射線濃度、それから県内の農林畜産物の放射線物質、それから農用地、牧草の放射線物質、これらの様々な点について測定結果をまあホームページで掲載をするとともに、健康に関する情報として妊婦の方、それから子ども食飲に関する情報、農業の情報として農作物の管理に関する情報などを掲載して、広く情報提供を今現在しておるところでございます。町ではこの情報を毎日点検をしまして、有事に際しては国県の指示を直接町民の皆様には防災無線等を使い周知をするべく非常時に準じた危機管理体制を今構築しております。この情報は町のホームページでもリンクをして町民の皆さんがいつでも入手できるようになってございます。また町の上水道・下水道、大変まあご心配をいただいておりますけれども、これにつきましては独自に放射性物質の測定を行いまして、安全安心の確保をまあ図っておる現状でございます。なおこのことにつきましては東京にある財団法人の日本食品分析センターなどに検査を依頼をいたしまして、6月7日の時点でその検査結果が出てまいりました。上水道につきましては飯島の配水系、それから日曽利の配水系ともに検査が出、それからまた下水の汚泥につきましても飯島、七久保それぞれの浄化センターともにこの放射性物質、特にセシウム134、137、それからヨウ素などについては全て不検出、検出なかったという報告がございましたので、一部新聞等ではまあ出ておりますけれども、ご報告を申し上げておきたいと思っております。なお今後予定されております県知事との懇談の席上では震災に対する国県を中心にした抜本的な対策の見直しと、原子力発電事故に対する安全対策の実現を要望して、町民の皆様は安心安全な暮らしの実現に私自身も努めてまいりたいと思っております。それからまたこの福島原発事故を受けまして中部電力の浜岡原発、原子力発電所、これは静岡県県の御前崎市にあるわけでございますが、これが総理大臣の1つの要請に基づいて全面停止になりました。発電停止でございます。そうした事実を踏まえて長野県では県の省エネルギー、自然エネルギー推進本部というのを設置をいたしまして、省エネ節電対策に取り組んで、原子力に頼るエネルギー構造を根本的に転換をして、自然再生可能なエネルギーの本格導入拡大策を今検討を始めておるところでございます。

坂本議員

ます。一部についてはもう既にあの省エネ等の部分についてはかなりの部分で取り組んでおるわけでございます。当然のことながら当町におきましても県の対策に準じて省エネや節電対策に取り組むとともに、飯島町の地球温暖化対策の実行計画、これはあのご承知のように平成20年から24年度までの5年間の計画があるわけでございますけれども、これをまた後ほど申し上げます防災計画の見直しとともに見直しをいたしまして、再生可能なエネルギー導入を積極的に進めてまいりたいという考え方で現在おりますのでよろしくご理解いただきたいと思っております。

1945年第二次世界大戦で広島、長崎に原子爆弾が落とされた日本、その日からすでに半世紀が経ち、被爆国であったにもかかわらず放射能汚染に対してその危機意識も薄れ、現在は世界の中でも原子力発電の推進国と言われております。東京電力と国は2000年に入りCO2排出を抑え温暖化を防止するためにクリーンなエネルギーということで原子力発電を推し進めてきました。私たち国民も電気ポット、炊飯ジャー、温水便座、エコキュート、電磁調理器、大型テレビ、大型冷蔵庫、パソコンなど生活の利便性や質を追求し、決して節電に心掛けてきたとは思えないような形の状況に現在なっております。私たち一人ひとりも危険と隣り合わせの状況で電気を使ってきたことを、こういうふうになった現実として見てみれば省みるべきだと思っております。放射能は目に見えず臭いもしない、そして口や鼻から入れば例えばセシウム137は生殖腺や筋肉に取り組みまれて30年も放射線を体内で出し続ける、がんの原因になると言われております。そういう危険なものだということを一人ひとりが認識していなかったのではないかと私は思うわけです。原発は決してクリーンなエネルギーではないのです。今回の福島原発の事故により住民の放射能に対する知識は高まったと考えておられますでしょうか。

町 長

この件につきましてはまあ連日のこの報道等によりまして、今回の原発の震災でいわゆるまあ放射能に対する関心、高まったかどうかなんていうものでなくて非常にこれはあの重大な関心事をもって全ての町民の皆さん国民の皆さんは見ておるといふふうに認識をしておるところでございます。またその一方でこの大多数の皆様がこの放射能というものの専門的な知識についてそれぞれの見識をお持ちというわけにはなかなかまいりませんし、理解をもってこれに対応するということもなかなか困難であるといふふうにも思っております。ただしかしながら町民の皆さんがこの放射性物質の数値の変動に対して過剰なこの不安を持たれないように、あるいは冷静に判断をして行動していただくための基本的な知識と対処の方法などについては、町といたしましても責任を持ってお知らせをしていく必要があるといふふうには感じております。また何よりもこうした問題につきましては国や県それから町が状況に応じて発する情報等につきましては関心を是非持っていただいて、有事に際して発する指示等につきましては整然と冷静にひとつ判断をしてご協力をいただき、この心構えも是非持っていただくということも大切であろうといふふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なおこの点につきましてはこの目に見えない放射能の汚染が広がった今回の原発震災では、今までに耳にすることのあまり少なかったこのミリシーベルトでありますとか、それからマイクロシーベルトなどのこの放射線の量の単位が連日新聞等でも報道もされておるわけでございますけれども、国が定める安全基準による放射線の健康に対する影響は厚生労働省が情報を常に開示をしております、飯島町のホームページからもリンクをしておるわけでございまして、また国では放射性物

質の原発の外部に放出をされ住民が受けると予想される放射線の量が一定の指標を超えるような場合には、屋内退避やコンクリート内の屋内の避難などの指示を出して、放射性物質の影響が長時間続くと予想されるような場合には避難指示に至るということになっております。まあ当然のことながら今の状況では飯島町にとってはそうした状況もないわけでございますけれども、今後そうしたことの流れでひとつの指示が出されるということも合わせてまあご理解をいただくと同時に、そうしたことに向けての町の広報体制の万全を期していかなきゃならんというふうに思っておりますので、今後注意深くひとつ見守って的確な情報開示を進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

坂本議員

今回、今年度から新しい教科書になりました。その教科書の中でまああの見せていただいた中に、中学校の新しい教科書の中に原子力発電所はクリーンなエネルギーであるといった記述があったように思うのですが、それが社会科の教科書だと思っておるんですけれども、小・中学校で、現在新聞紙上ではまああの非常に大人に向けて部分と、子ども達に分かりやすいような簡単な形での記述をしてまあ放射能に対する害とか放射能はこういうものだっていうのがあるんですけれども、あの三陸とか東日本の大震災の時の避難活動の中でもやはり「ひいじいちゃん」ぐらいの、要するに明治とかに被災された方々の言い伝えとかその津波の恐ろしさっていうのを代々伝えられていった地区っていうところはやっぱり避難活動に対しても非常に積極的で、そういうところの人たちは助かった割合がすごく高いと聞いております。ので、あの小・中学校で本の中での記述は少ししか触れていなかったと思うわけです。で、小・中学校でエネルギーの話をするとき必ずその原発の危険性についてっていうのをその授業で取り扱っていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

で、放射能の種類と肉体に及ぼす影響については非常に福島原発が発生して多くの人が犠牲にならないと核反応は止められないということも、きちんとそういうこれからの子ども達っていうのはやはり原発をこれからすぐには止めたとしてもすぐそれが止まっている現時点でも安定期になるまでにも何年かかるといわれております。ので、それらを維持していくという可能性を持っておるわけで、非常にまあそういう状態であっても危険をはらんでいるわけでありまして、で、チェルノブイリの事故が1986年の4月の26日にあったわけですが、ベラルーシからその放射能の害が出ましたベラルーシからは今もヨウ素131の影響で甲状腺がんの子ども達が生まれております。でその甲状腺がんの子ども達っていうのは、今2010年ですけれども当時よりかも増えているわけですよ。その時被曝した人の女の子だった人が妊婦となって子どもを産んだ場合に、その子どもがまた甲状腺がんになっているというそういう状況で、三代の子ども達にも影響が及んでいるということが事実であります。でそういうふうな現実があるわけで、体内被曝というのは何十年も追跡調査をしないと具体的な数値や病歴など被曝によるものだと確認できないということがあります。汚染地帯にいるからと全員が癌になるわけではないのですけれども、危険なこと、その放射能というものがとても危険だということだからこそよく知る、その危険で怖いということでそれを対処する必要があるということでよく知っていけば、そのヨウ素に対する対応の仕方、セシウムに対する対応の仕方も分かり、それに対して何かあったという場合でも知識があればそれを助けることができると思うのですけれども、そういう点その啓蒙に対する具体的な政策に対してはどう考えていらっしゃるんですか。

町 長

しょうか。

ご質問があんの放射能等に対するこの意識の問題として、まあ教育現場的なご質問かと思えます。教育長の方からお答えするのも藪坂ではございませんけれども、議長さんこれはあれでしょうかあの、先ほどの冒頭の通告の問題等もからめてお答えすべきであるかどうかご判断をいただきたいと思えます。

議 長  
教育長

教育長に端的に答弁をお願いします。

通告にありませんでしたので用意はしてありませんが、いずれにしても私の考えている部分と、それから小・中学校の主に社会科に関わる内容でありますので、それからからめてお答えをしたいというふうに思います。ご承知のように小学校の教科書は今年度から新しい教科書を使っております。その中に6年生の分野の中にエネルギーについて、それから当然ながら原子力発電を含めてエネルギーの教材があります。それから中学校におきましては公民の分野で全てのエネルギーに関わる、原子力発電所に関わる記述もあります。ただあのこの教科書の中で扱うべきことはですね、危機をあおるというような分野ではなくて、科学的に正しい知識を理解し、あるいはその科学的な理解に基づいた正しい判断力ができるということに基本的な狙いがありますので、今ご指摘がありましたように時事象の時事問題としては触れる内容があるかと思えますけれども、それについてどう考えていくのかという基本的な正しい判断力を育てるのが狙いでありまして、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長  
坂本議員

坂本議員に申し上げます。このこれ以上の質問は控えていただきたいと思えます。

それでは次の質問に入りたいと思えます。5月に入り長野日報の記事に伊那市、箕輪町、中川村で放射線測定器を導入するという記事を見まして、是非当町にも入れていただきたいとお願いに伺ったのですが、とりあえず県の方針を見て考えると積極的ではないお話お答えでした。が、現在は町長はどのように考えておられますでしょうか。先ほど導入予定を伺った3市町村で私もそれぞれの担当の方とお話をしたのですけれども、どこもサーバーメータという移動式のものでありまして、金額は50から60万円ぐらいのものであるというふうに伺いました。そしてまた導入に至った経過としては住民サイドから放射能に対する問い合わせが数件あったということと、まあ箕輪町では水の問題に対してあそこはあのちょっとダム式になっておりまして、そこから上水道を取っておりますから水の汚染はどうだとかいうことが問い合わせがあり、まあそれを導入することに決めたということでございました。しかしあのこの市町村もそうなんですけれども、あのオーダーしたとしても現在あの商品が不足気味ということで、まあ数カ月はその手元に来るまで数カ月は待つという状態を伺いましたが、町長の見解はどのように考えておられますでしょうか。

町 長

町民の皆さんがまあいろいろ放射能の数値等を気にして心配しておるという状況は十分わかるわけでございます。そこでまあ町独自の測定器を入れて順次それを活用して情報公開したらということかと思えます。今回のまあ原発震災ではこの放射能物質は県の北部を中心にまあ数字が微妙に動いておると、それでこの辺をまあ通過するケースが非常に多いというふうにデータ上見ておるわけでございます。で長野県そのもの県は県民の安全について綿密に対応をいたして現在おります。放射性物質等について定時定日の毎日の時間を決めて測定を行いまして、この数値が公表をされております。でこの対応を開示をしておりますので現段階では県民の全体の生活の安全確保はなされておるというふうに判断を

しております。県自体もまあそのようにコメントしておるわけでございます。ちなみに6月6日の時点で公表されております福島原発第1号機から250キロから350キロ、これがまあ長野県のだいたい位置に入るわけでございますけれども、この長野県とそれから山梨県、静岡県、新潟県、群馬県の一部になります。これらがだいたい同じ圏域に入っておるわけでございますが、0.04マイクロシーベルトというふうにだいたい平均した数値が毎日このような数字で出ておるわけでございますが、この見解は一応まあ健康には全く問題のない平常時の放射線量であるというふうに言われておるわけでございます。それで今お話のこの市町村の測定機の導入につきましてはそれぞれまちまちであるわけでございますけれども、この身近では伊南行政の消防本部に1台、これはあのちょっとあの機種は違いますけれども、現場に赴いた測定可能な機器を1つ持っておるわけございまして、そんなこともございます。それから何よりもこの町では導入した場合のこの数値の公表や測定結果に応じた対応をどういうふうにまあ町民の皆さん方に示していくのか、良いのか悪いのか、やはりあの必要以上なこの数字の公表によってむしろあの心配がどうであるか、こうってというようなことも無きにしてもあらずというようなこともございますので、現在のところ国県の数字が公表されておればこれを包含される飯島町の、先ほど心配しておる上下水道の問題も検出されていないということで、まあこれはまた定期的に必要な都度またやってみりたいと思いますけれども、あまり過剰な反応も良くないのではないかというようなことも思っておりますので、今のところこうした町独自の金額の如何にかかわらずの問題で購入をする予定は持っておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

なおまたあの原子力発電につきましては国が進めてきたエネルギー政策でございまして、放射性物質の測定を含めた有事に際しての対応は国が責任をもってなすべきものというふうに基本的には考えております。県を通じて国が責任をもった対応を、この放射性線量も含めてですぬきめ細かく県を通じて対応していくことが何よりも1つの基本的な考え方であるということでございますので、また折りに触れて機会を見て県を通してそのことを町としても訴えてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

坂本議員

今回の地震の状況を見ますと国も東電の方も情報開示という点では非常に後手後手に回ってますし、全ての情報が地震発生したときに情報公開されているわけではありませんでした。それでかえってそこにいた人たちが何を基にしてその無い情報の中で何を頼りにして避難を開始したかと言いますと、インターネット上の例えばアメリカの情報であったりとか、そういう情報であったりして、結局電源というかそういう電気システムがそういうふうな形で壊れたというかまあそこに原発の事故の放射能汚染ということに対しては想定外のところに、まあ30キロ圏外が強制退去ということでしたけれども、風の流れに沿って全く違ったところに行ってしまったということが現状であります。ということはもし浜岡が今現時点では停止ということになっておりますけれども、これが停止という今の段階でも東南海、南海という形の中で地震が起こった場合には、国の判断をどうのいうふうに仰いでいる暇がないと私は思うわけであります。であの現時点での福島原発に対する放射能汚染の状況を測定するってということよりかも、今後の起こるべく、まあ想定外の津波が来たということで福島では言うておりますけれども、想定外まで含めた中で自治体の長として考えていくには、飯島町の住民を守るとか財産を守るといったことにお

町長

いて常時それを測定して、何かがあった場合その数値が上がった場合すぐそれが住民に対して公表できるような形を保っていた方が私はいいと考えますけれども、その点に対してはどのようにお考えでしょうか。

まああの福島がああいう状況で非常にあの初期の対応が非常にあの難しい局面があったということは十分理解しておりますし、このことが緊急停止をしております浜岡の、まあこの辺は浜岡原発からくる電力源非常に多いかと思っておりますけれども、これがああしたあの津波を含めた電気の停電を含めたその災害に陥ったときの放射能の影響というものも、大変あの1つの仮定の話ではございますけれども、これはあの心配をしていかなきゃならないと懸念するところでございます。従ってあのこうしたあの放射能の拡散というような問題について1市町村単位のその自前のデータだけで、局所的な土砂災害や洪水災害と違って、この統一的なその避難誘導的なことができるのかどうかということも、目の見えないものだけに非常にあのその対応が難しいことがまああると思っておりますけれども、それはそれとしてあのやはり地域全体として東海地域の地震のエリアの中の1つの地域としてやっぱり何らかの1つの考え方を構築しておく必要があるということでございます。であの今後この放射能の問題だけでなくこうした震災のこの想定する場合に町の防災計画も全面的にまあいろんな項目ごとに見直しをしていくということを進めていくわけでございますけれども、その中の1つに、この県もそうでございますけれども、やはりあの原子力発電所からのこの120キロ圏内ぐらいに飯島町は入るわけでございますので、そうした影響も考慮した防災計画の位置付けというものはしていかなきゃならないというふうに今予定をしております。当然あの県と連動した考え方も入れていかなきゃならないわけでございますけれども、でそうした対応をしてみたいと思っておりますけれども、今この町が測定器を持ってそのデータのによって、すぐこうするああするってというようなことのところまではまだその準備が出来ておりませんので、1つの今後の検討会の中で考えていくべきものだというふうに理解しておる次第でございます。

坂本議員

まああの今はまあ浜岡という言葉もありましたけれども、近い地点では敦賀原発それから柏崎原発というのが、まあ長野県内は原子力発電所を持ちませんけれども、それぞれ囲まれております。で、あの非常に季節の風向きによっては逆に言えば敦賀の方が怖いというふうな場合もありますし、冬になれば日本海からの風がありますので柏崎原発の方からやってくるという場合もあります。のでそのまあ想定外っていう中で起こった今回の事故でしたけれども、あの日本の気象庁のデータっていうのは非常にあの風向きに対しても蓄積された、まあ軍事目的の部分もあるとは思いますが、そういう中でデータ蓄積が気象庁は非常にされているわけでありまして。だからそういう中で国に対してもそういう風向きの方向の問題にしても、あの福島原発が起こったときには風の方向は表示されておりましたから、全くそれは住民自身が察知できないことでありまして、あの言われた町からの指示に従ってその方向へ逃げていったという形であります。なのでそのまあ次の項目で、もし浜岡が地震に遭った場合に避難の方法を検討されましたかということ項目にありますけれども、そういう場合に避難の方法の仕方とそれからまあ服装の点、それからその風向きですよね、あのただその原発事故がなければ土砂災害とか水の災害でしたらその目に見えるその地点から逃れればよいということになると思うんですけども、原発の場合は全く臭いもしなければ体感することもできないといったそういうものなので、

そういう風によって飛散していくというそういう実態というのを担当課とか、それとかまあ広域の中でもあの具体的にまあ春とか夏とか冬とかそういう季節によって違うと思うんですよね、偏西風とかそういう状況によって、だからそういう中で具体的にあのそういうのを検討していただきたいと思いますがどうでしょうか。

町 長            まあこの点につきましては今もお答えを申し上げましたとおり、他の土砂災害や台風災害と違って危険が感じられるのですぐ高台であるとか避難場所へ避難すればいいというわけにはまいらないと思います。相当な距離感をもってその対策避難をしていかなきゃならんということも結び付いてまいりますので、一飯島だけの今、ここで課題を検討するっていうような範疇ではないと思いますので、例えば東海地震であればこの諏訪に至るまでの強化地域全体でそうした避難誘導先のことを考えて、それから県を越えてというような話にも当然なってこようかと思っておりますので、また広域連合を通じながらひとつ地域全体としてひとつの構築をしていくべきものというふうに思っております。

議 長            坂本議員に申し上げます。次の質問に移ってください。

坂本議員        それでは次の質問に入りたいと思います。今回の地震と原発の事故により原発に頼り過ぎていた国のエネルギー事情が大きく転換し、再生可能エネルギーの方向へいくものと思われまます。そこで当町では作られた新エネルギービジョンの現在の進捗状況はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

町 長            次のご質問であります新エネルギービジョンの推進事業の現状、現在の進捗状況についてのご質問でございます。平成20年の2月に飯島町の循環型生活環境の確保と自然環境保全を進めていく上での新エネルギーの導入の方向性と、この指針となる飯島町の地域新エネルギービジョンを策定をいたしました。このビジョンの中では大量生産や大量消費、あるいは大量廃棄というこの新エネルギーの大量消費型の社会は、豊かさと同時に地球温暖化等への深刻な環境問題をもたらしてまいりました。その1つとしてエネルギーを減らす努力として省エネルギーを推進をしていくと、それから2つ目には化石燃料等から環境負荷の少ないクリーンエネルギーへの転換を図って新エネルギーを極力導入していくと、こういう2つの線から取り組んでおるところでございます。これには町民の皆さんそれから事業者や関係団体、行政はもちろんですけれども、一体となって取り組むというふうにしてございます。で、これまでに導入したプランとしまして記載されておりますのは次の点について事業化を既に進めておるところでございます。1つとしましては公共施設における太陽光発電システムの導入として町内3校小・中学校に太陽光発電施設を設置をしたこと。2つ目には一般の家庭における太陽光発電システムの導入につきまして、平成22年度より設置補助事業の普及を図って開始をしたこと。それから3つ目には町内の防犯灯の省電力につきましてLEDの照明器具を全面的に取り換え交換をしたという、この3つの事業既にスタートをいたしまして一部事業を終えたものもあるわけでございます。今後はこのゴミの減量エコバックの活用、それからアイドリングストップなどのごく身近にできるこの省エネルギー対策に対して、地域で連携共同して効果的な取り組みを更に進めていく必要があるということでございまして、住民の皆さん方にも常にこのことを働きかけておるわけでございますが、同時にまた新しいこのエネルギーの導入の項目にあります小水力あるいはミニ水力の発電の事業、それから太陽光の発電の拠点施設化につきまして鋭意前向きにまあ取り組んでまいる考え方でございますので、今後またいろんな取り組

みの中でご相談の申し上げていくことが多いかと思っておりますけれども、ひとつご協力をいただきたいというふうに思っております。

坂本議員        3月の定例会の中での社会文教委員長の報告書類の中に、小水力発電建設検討委員会という名称が出てきている文書があるのですけれども、今期、具体的なモデル事業を考えているのでしょうか。以前、飯島区でミニ水力発電が話が出ていましたが、結局のところまあ区民に合意を得られずに事業開始には至らなかつた経過がありますけれども、飯島区だけではなく七久保の千人塚の下の北村などにもそのような落差の激しいところがあると思います。具体的な候補等ありましたら教えていただきたいと思っております。

町 長            今お答えをしましたこの新エネルギービジョンの中での町の持つておるこの新しいエネルギーへの潜在資産というものは是非活用をして、小水力でありミニ水力であり可能な限りこのエネルギー転換を町自体からも図っていきたいということは再三申し上げておるとおりでございます。そこであのまだちょっと確たる内容についてご報告できる段階ではございませんけれども、現在町では県の環境部、この小水力活用検討委員会、それから農政部では小水力の発電推進協議会というそれぞれの組織があるわけでございます。それぞれの1つの役割分担の中であるわけでございますが、町もこれに今参加をいたしまして飯島町での事業化について情報収集、可能性を探ってきております。平成24年度来年度になります。24年度からは国のこの再生可能エネルギーの全量買い取り制度、この移行に伴う太陽光発電に加えて小水力発電の電力も新たな単価による電力会社の全量買い取りに移行することが調整されておまして、従って新エネルギーモデル関係の国の直接補助事業というものは廃止になるなつたわけでございます。従って行政および地域団体が自らこの事業化をし、経営運営をするということが非常に困難であるというふうになつた状況が一方にあるわけでありまして、またその半面では発電業者が企業活動として事業化しやすい状況になつたことも事実であるわけでございます。従ってまあこうした状況の中で町といたしましてはそうしたものを積極的に導入に向けて取り組んでいくということは当然考えておりますけれども、いわゆるこの専門のノウハウを持った企業に対して企業導入、側面支援という考え方に立って町内の幹線農業用水路あるいは小水力電気事業化への向けた計画調査を実施をしていく方向の中で、現にそうしたあの発電希望業者がいることもあるわけございまして、そうしたことの中でこのビジョンの中にあります小水力発電検討委員会としての活動目的は、今後はこうした導入企業とのこの事業調整の中で事業化のためのいろんなあの計画概要や現地の問題、住民のコンセンサスを得られる問題等々、いろいろあの水利権の問題も含めてですね、関係団体と協議をしながら、基本的には1つの企業導入の形の中でその新エネルギーのビジョンに沿つた電源開発が出来れば一番いいのかなあというようなことで今考えておまして、まだまだ緒についたばかりでございますけれども一応そういう動きとともに今検討しておることをご報告を申し上げたいというふうに思います。

坂本議員        今おっしゃった内容でありますと、そこそこ規模的にはまあ大型とはいかないまでも中型というか電力量なんか大きなものになるわけでしょうか。そこら辺は例えば個人が自分のまあ飯島町内でもちょっとやってらっしゃる方、まあ駒ヶ根でもとかいらっしゃいますけれども、個人の方がこう簡易的に備えつけられるタイプの小水力発電的のものではなく、もう少し規模的なそのおっしゃっているのはあの中型というかそういうような形の

町 長 規模になるわけでしょうか。  
まあこの自然水利を利用した電源の発電施設っていうのは、あのいわゆる幹線農業用水路あたりを中心にした小水力発電というまあ考え方と、それから小川のって言うか用水路ですね身近な用水路に規模の非常に小さいまあ地産地消的に使う電力の発電をするためのミニ水力というようなことにまあ使い分けがされておるわけでございますけれども、今後としてはそれらを組み合わせながらやっていくことがいいんですけども、やはりこれはあの水の流れる問題は水利権の問題がございますし、それから小さい小川にしても用水路にしてもこれはあの水利管理者との調整がどうしても必要と、無断というわけにはまいりません。その辺の調整をしながら全体としては普及を図っていくという姿勢では考えておりますけれども、今申し上げておるのは特に前段の方の小水力の発電の、かつていろいろ検討した経過もございますので、その辺も土台にしながら、更にまたあの適当なその立地条件に見合う所、かなう所もあるやにまあ調査の結果が出ておりますので、そうしたことも含めてまた総合的に検討していくとこういうことでございます。

坂本議員 今のお答えを聞きまして是非あの再生可能ということと、またあのこの水が豊かな飯島町の急流の水を使いまして、あのまあ上伊那郡内ではまだ始まっておりませんので、まあ見本的な立場になれるような飯島町の小水力発電が早急に出来ることをご期待いたしまして、これで質問を終わりにしたいと思えます。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分とします。休憩。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 竹沢秀幸 議員

5番 竹沢議員 通告に基づき具体的な質問に入ります。東日本大震災また栄村大地震から早くも3カ月が経過いたしました。改めて被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。町民の皆さんからは、救援物資と多額の義援金をいただき感謝を申し上げる次第であります。大きな災害に遭いながらもその苦しみに耐え他の人のことを思いやり、秩序整然とし、また3月16日の天皇陛下のメッセージでも述べられているとおり復興に向けて立ち上がっている皆さんは日々を前向きに必死に生きており、雄々しく深く胸に打たれています。改めて女々しくは無く雄々しく頑張してほしいと思うところでございます。また今年も36年の災害、36年災害から50年、我が町の日曾利でも大規模な被災があったわけでありまして、忘れてはならないところだと思っております。

さて、東日本大震災の教訓を生かす展開の施策について何点か提案を申し上げていきたいというふうに思います。まず最初に、我が町は斑鳩町との災害防止協定を含めました友好姉妹都市を結んで交流が続いておるわけでありまして、我が飯島町が東海地震ですとかで被害を被った場合、東日本の方から支援をいただけるそうした姉妹都市等が必要ではないかというふうに思うわけでありまして、また今回の東日本大震災で、当たり前の

ことでありまして、姉妹都市のある市町村では直ちにですね救援物資を送ったり支援を行っていることが報道されておるわけでありまして、そういう意味では先程同僚議員の質問の中で、町民の皆さんから飯島町よく頑張ったという評価もあるようではございますけれども、市町村とすればそうした姉妹都市がない場合は県の情報などを通じてですね、先方の要望に基づいて対応するというところで取り組んできたところでありまして、そういう意味であの我が飯島町はですね今後災害に対して支援を受ける場合、また逆に支援をする場合もですね含めて、複数の姉妹都市が今後必要ではないかというふうに考えるところでございます。加えてうちの町は海の幸のない町です。しかしながら山の幸のある飯島町であります。そうしたことを想定して相手をですね選定をして締結をしていけば、災害の問題だけではなくて産業や文化、あるいは住民の交流といったことで、災害のみの時だけではなくて、大きな諸々の期待ができるわけでありまして、21世紀は広い意味で交流の時代だというふうに思うところでございまして、この際、災害防災の協定を含めた友好姉妹都市を増やす必要があるのではないかとということでご提案申し上げますので町長の考えを質します。

町 長 それでは竹沢議員の質問にお答えをしまいたしたいと思います。最初に東日本大震災の教訓を生かす施策の展開の中で、現在飯島町は斑鳩町と姉妹提携友好提携を進めておる唯一の町でございますが、こうした災害時においてもそうしたことが非常にあの協定の上で有効な役割を果たすということの中で、更なる拡大を考えたらどうかということに関してのご質問だと思います。具体的にはお隣の例でありますけれども駒ヶ根市が福島県の二本松の市と、これはあの青年海外協力隊とのご縁で姉妹提携をやっておりまして、駒ヶ根市では3月11日の発生直後にその応援協定に基づきまして友好都市二本松市へいち早く職員を派遣し、給水や物資の支援を行った至近の例があるわけでございます。町もあのその折りに前後してでありますけれども、保健師の要請を是非というようなお声がございまして、その体制を整えておったわけでありまして、少し向うの受け入れ情勢の中で少しあの待機でお願いしたいということがございましたので、そうしておりましたけれども未だにあの少し落ち着いてきたような状況もあるやにお聞きしておりまして、それが至っておらないことは事実でございます。まあ仮にこれがあの飯島町と姉妹都市を提携しております斑鳩町に、相互どちらかにこうした大震災が起きた場合には速やかにこうした同じようなこの支援体制、どちらがどうであったかは別にいたしまして、なされておったというふうに今思うわけでありまして、ただあのいろんな支援体制情報の中で町は11日の発生直後に県の情報等も入る中で、特にあの地域のボランティア団体との連携の中で石巻市に、これはあの出発したのは3月の21日であったかと思っておりますけれども、それ以前1週間近く前から向こうと必要とするような毛布を中心とした物資の支援でありますとか、その他緊急物資それからボランティアの皆さんと共にその人員の、職員の一部も含めて派遣をいたしました。車10台ぐらいの支援体制の中で、大変まあ向こうで感謝していただいておりますし、またその効果の実が上がったというふうに思っております、お役にできたことを派遣した職員のご苦勞と共に感謝を申し上げる次第であります。そこでまあご質問のこうしたあの状況からも友好都市との災害防災協定の締結は極めてまあ効果的であり、必要なことであり、それからあのそこから派生するいろんな日常の交流事業、あるいは産業振興や心の交流といったようなことも含めて大きなあの効果があるということは改

めてまあ認識をした次第でございます。具体的に今更なるこの友好都市を具体的な対応を提携について今のところ具体的な市町村の構想は考えておりませんが、相手を絞ってのことはございませんけれども、今後につきましてはそうしたあの防災の面も含めてです、県内は元よりこの中部圏全体あるいはかなり遠距離間でのそうした交流も視野に入れながら、地域の特性も今おっしゃったように海と山というようなこともあると思います。そうしたことも考慮して飯島町にとってこの友好提携上非常にあの有益なものが対応ができれば、この市町村を選択をして拡大することも是非検討してまいりたいというふうに思っております。まあこれもあのひとつのご縁によることかと思っております。是非また竹沢議員はじめ町民の皆さん方の有効な情報がございましたら是非お寄せをいただきたいというふうに思っております。なおまたあの現在この防災に関しては広域連合単位での協定がどうしても必要であろうと、こうした大災害になりますと1市町村単位だけではどうしても対応できないという部分もございますので、全国にありますこの広域連合単位の災害応援協定につきましても今模索が始まったという状況でございますので、上伊那広域連合もそうした一員に加わった形の中で今後の検討課題というふうに捉えております。以上であります。

竹沢議員

ただいまの提案につきましては検討していただけるということですので、是非また町民の皆さんにもお声を掛けていただいて、実現方ご努力をいただきたいと思っております。2つ目以降、前段、同僚議員からもエネルギー問題で質問がありましたが、いくつかエネルギー問題について申し上げたいと思っております。最初に太陽光発電の町で行っている補助の現況についてであります。具体的にあの太陽光発電の補助を私も一般質問で何度かお話をいたしました、補助制度が平成22年度からスタートしたわけでありまして、大変好評だというふうに認識をしております。まあ年度中途での予算補正などもありまして需要は高まり住民の皆さんの理解が進んで事業が推進されているというふうに思いますが、簡潔に平成22年度の実績と平成23年度の今日までの状況についてご報告いただくのが1つと、加えて上伊那郡市中でこの補助制度ですけれども、当町は30,000円の補助、35,000円補助をしておる市町村もあるわけですが、今後厳しい財政の中ですけれどもこれをあの更に事業拡大するために5,000円を上乗せすることが可能であるかどうか、以上2点について。

町長

22年度からスタートしましたこの太陽光発電に対する補助制度であります。22年度と23年度がこれがあの予算との関係で取り扱いはあの契約から実際の補助金交付というのは年度間継続でやっておりますので、現在までの5月末までの設置補助件数予算15の施設に対しまして13件今採択をさせていただいておるということでございます、このことはあの更に増えていくというふうに思っております。今年3月末には国が受け付け枠を補正で拡大をいたしまして、施工期間を今年度の6月末までとしたためでございます。実質的には申請13件がすべて12年度からの申請のあった部分というふうになっております。でまあ一方あのまた22年度末での飯島町の補助の対象を含めない方の一般住宅用太陽光発電の施設の普及率約6%というふうに見ておりまして、150件程度ということをやまあ数字の上では把握をしておる状況でございます。

竹沢議員

後段の質問の補助金5,000円上乗せについて。

町長

これにつきましてもあの太陽光発電に対する補助事業そのものはこれからの1つの啓

竹沢議員

発上大変まあ大切な位置付けをしていかなきゃならないということでもございましたけれども、当分まあ今の考え方では現行の制度を継続をしまいたいというふうに思っております。

それではあの補助制度の方につきましてはまあ継続を是非お願いをいたすところでございます。次に県が計画をしておりますメガソーラー、大規模太陽光発電所の候補地が飯島町が立候補したらどうかについて質問したわけですが、これにつきましては去る6月9日の信濃毎日新聞で報道されておるとおりソフトバンクの孫社長が長野県などの設置を目指してございまして、県内7市町村のうち19市町村が誘致に前向きであるわけでありまして、この中に近隣では飯島町と駒ヶ根市がございまして、メガソーラーは建設資金の大半をソフトバンク側が調達をして自治体からはですね概ね2.5ヘクタール程度の用地提供を受けて、売電による収入の一部が県に入るという仕組みでありまして、既にこの制度とは別に飯田市では中部電力と共同でこの1月から営業運転をしているところであります。先ずはこのこの課題についていち早く情報をキャッチして立候補した高坂町長の姿勢を高く評価するところでございまして、競争はまあ鮮烈だと思っております、しかしあの手を挙げたということは当然あの想定する予定地があつてですね、ということだと思っておりますのでまあそうしたことを多めに町民の皆さんにも情報公開して、逆に協力を町民の皆さんからいただく中でこれが実現のために取り組んでいくという必要があるのではないかとこのように思うところであります。私なりに飯島町をこう見渡して考えますとまあ太陽に近い標高の高いところで農地とかが影響のない周りを山林に囲まれたような農地があればですね、そんなようなところとか、遊休荒廃のところとかそういうところが適地ではないかというふうに思うわけでありまして、そういう適地がどこにあるのかということや想定するわけですが、どこを候補地として県へ立候補したのか質します。

町長

実質的にはこれはあのソフトバンクというまあ会社、今お話があった会社でございますけれども、これがあの全国の都道府県、7月上旬にこの設立を目指しています自然エネルギー協議会に参加する旨を長野県としては知事が表明をいたしました。メガソーラーの建設最適地アンケート調査を全市町村に対しまして行ったということでもございまして、飯島町へもその通知がまいりました。そこであのいろいろマスコミ等の報道のアンケート等もございまして、私としてはまた部内協議をそうあの具体的な煮詰めた協議はまだいたしておらない段階でございますけれども、1つ様々な今回のこうしたことを受けての考え方の中で積極的にひとつ手を挙げていこうと、当然のことながらこれは候補地を選定をしているんなあの問題をクリアしながらそのことを図っていく必要があるわけでもございまして、まだこれはあのここで詳しく候補地がどこなのだろうというようなこともございまして、またこの協議会に一端はまあ参加をしてその内容を十分また精査をしてみる必要があると思っております。用地は買収であるのか賃貸であるのか町が無償で提供するんだかということも定かではございませんし、それからこの規模につきましても最低まあ2.5ヘクタール、これがあの町の中でも遊休地は若干はまああちこちに点在はしておるわけですが、果たしてこれが2.5ヘクタールまとまることでなければダメなのか、こう部分的に全部集約して合計で2.5ヘクタールでいいのか、なかなかそういうふうには考えられないわけでもございまして、それから町の立地条件としてやはりあの高圧線が既にあるようなと

ころへすぐ引き込みができればそれだけコストダウンも可能ではないかなという、ちょっとまあこれはあの内々の考え方ではありますけれども、そうしたことを網羅しながら今後いったんは6月末でそのことが締め切られて、県は協議会参加者の中で協議をしていくことになると思いますので、十分その内容をしてできればこの実現に向けて努力をしてまいりたいという状況でございます。

竹沢議員

それではあのこの課題あの場所とかそうした問題は改めて今の段階で町民の皆さんにオープンにしてということではなくて、まあ取り組んでいきたいということでもありますので、まあ競争率も激しいと思いますが適地があったらそれは是非積極的にこうした施設の導入についてもご努力をいただきたいということをお願いしたいと思います。

続いて同僚議員の前段の質問にも関連しますが、続いて水力発電の問題について少し議論を深めていきたいというふうに思います。最初に水力発電の問題は私も今までに何回か提案してきましたが、以前の町長答弁の中でこの水力発電について職員のプロジェクトチームを立ち上げて検討したいというようなことを確か答弁した記憶がありますが、そこは如何なっていますかお答えください。

町長

この件につきましてはあの基本的にはこの小水力発電を推進をしてまいりたいと、飯島町のこの地形に合った適地を得てやっていきたいということで、1つの土台的にはあのかつての地元が議論して検討した経過がありますけれども、それをできれば無にしないような形の中で検討できたというふうに思って推進をしてまいりたいというふうに思っております。で具体的にはあの国の補助を投入をして、町が自らあるいはまあセクター的な位置付けになるかどうかは別にいたしましても、行政関わった形の中での発電というようなことの中で構想を重ねて、職員プロジェクトでそのことを詰めながらまた専門的なノウハウも入れてというようなことで考えておりましたところが、先ほども申し上げましたようにあの国の再生エネルギーの全量買い取り制度へのまあ移行をするという政策が変わってまいりまして、直接補助というものは国からは無くなったという、ネド等も含めてですねになりましたので、少しその辺の考え方をもう一辺再検討しなきゃならんということでございますと同時に、ひとつの発電のまあプロと申しますか会社いくつもあるわけでございますが、ひとつの前向きな姿勢を町の方に投げかけられておるとことは事実でございます。そうしたことを含めてやはりこれはあのこうした専門的な発電事業というようなものは、行政自らでなくてやはり専門に任せて経営努力の中でこれはやってもらうことがいいのではないかなというふうには思っております、少しそのプロジェクトの考え方は方向転換をしたいというふうに思っております。当然のことながらあのこれにはいろんな権利の問題もついて回りますし、地域の問題もありますし、従ってそこら辺の調整をしながら、これは各課にまたがる問題でもありますし、プロジェクトという銘打ったものでなくてもこの連携の中でですね内部協議をしながら、それでまた先方とのまた協議をしながら、一応基本的には企業導入側面支援という形でこのことが推進できたらというふうに思っております。節目節目ではまた議会の方にもご相談を申し上げながら、要するに何としてもこれを推進してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

竹沢議員

そこで提案をさせていただきたいと思います。そうしたまあ電気事業に参入したいという企業の動向もあるようですが、今日も傍聴に来ていただいておりますけれども、町内

に中部電力のOBまた社員の方が大勢おるわけでありまして、自然エネルギーに詳しい方々を町民公募によりましてですね、まあ仮称ですが自然エネルギー地産地消開発委員会などを立ち上げてですね、具体的にその専門の知識のある方にですね検討していただくことはどうかということで提案するわけでもあります。若干前段趣旨等について今回の被災を受けての経験を踏まえて申し上げたいと思います。先も述べましたように東日本大震災を受けての教訓として、原発事故後の日本のエネルギーを再考すべき時期に入ってきておるわけでもあります。災害に強いまちづくりや地球温暖化の貢献に再生エネルギーすなわち自然エネルギーの活用が必要なわけでもあります。先日の信濃毎日新聞の報道で、アメリカの環境シンクタンク代表のレスターブラウン博士は3つのリスクがあって日本が目すべきであるということでもあります。1つは地震活動が世界でも特に活発に起きることがひとつ、2つ目は人口密度の高い日本が54基の原発があるということ、3つ目には政治的にも不安定な中東の石油に依存しておると、この3つ化石燃料を含めたこういう現状分析があるわけでもあります。で日本人はエネルギーの将来を考えますときに決め手は再生可能エネルギーだと強調しておるわけでありまして、私も同感するわけでもあります。一方こうしたエネルギーは不安定で量が小さいとの批判もあるところでもありますけれども、水力、太陽光含めてこうしたものの設備の量が増えていけばですね安定するわけですし、一方節電の面では例えばトヨタなどが開発中のプラグインハイブリット車などの蓄電池開発などが今後さらに進むということが想定されるわけでもあります。そういう意味で飯島町民の皆さんの安全で安心が可能となります再生可能のエネルギーこうしたものの活用が必要でありまして、以前から申しておりましたが私としては太陽光発電また水力発電またバイオマス発電などが適切ではないかというふうに思うわけでもあります。我が町ではご案内のように県企業局の立地をした与田切水力発電所もあるところでもあります。電力は今や地産地消でやるべきであるということで、先日駒ヶ根で開催されました講演会でも信州大学の池田教授もそのことを述べておるところでございます。また先ほど町長答弁もありましたが、町内3校にも太陽光発電が載ったわけでありまして、私からは学校にミニ水力発電をしようということを提案しておるところでございます。これはすべてはエネルギーの地産地消また環境教育にもなりますし、地域活性化にも大きく貢献するものというふうに思うところでもあります。そうした立場で私は大震災の前から地球温暖化法の立場でこのエネルギー政策についてずっと提言をしてきたところでございます。そういう意味で今回原発事故で安全性が問われる中、エネルギーの再考の時となったわけでもあります。我が国がドイツと同じようにですね国でお金を投じてですね再生エネルギーを可能にすれば2022年までの10年間に発電量を原子力からあるいは化石燃料から切り替えていけばですね、14倍以上に増やすことができるというふうに専門家が発表しておるわけでもあります。そこで飯島町における再生可能エネルギーを活用するために、現行のですね地球温暖化対策の委員会とは別にですね、住民参加の組織として専門性の高い方にメンバーに入っていただく組織を立ち上げる必要があるのではないかというふうに思うわけでもあります。それで具体的な水力発電についてちょっと具体的に考えてみたいと思いますけれども、まあその水力発電を導入する場合に設備について資金調達をどうしたらいいのかですとか、あるいは町長の提案のようなそういう関心のある企業導入を含めて事業主体をどうしたらいいのかとか、それから設備以降の維持管理をどうしたらいいのかとか、それから売上の電気の発

電したお金の処分をどうしたらいいとか、そうしたことの研究が必要になるわけであり  
ます。あるあの中電の方の提言によりますと、水力発電というものは元々ですんね原価償却  
もありまして25年間で償却できるように設計するように中部電力でもおやりになってい  
るそうであります。そういう前提でまずは用地の選定をしなきゃいけないわけですが、こ  
うしたことが求められるわけでありまして、例えばの例で申し上げますが、試算によりますと  
町内で飯島のウドン坂でだいたい200キロワット可能であると、でウドン坂の分水が下  
にありますがあそこで50キロワットくらい、七久保の千人塚下、佐賀坂で70から80  
キロワット、大森沢で100キロワット可能だというふうに推計されてみますと、500  
キロワットくらいは水力で可能になるということでございます。まあ逆に言うと億単位の  
資金も必要になるということになりますけれども、そうした電力が町内で賄えるというこ  
うことになるわけでありまして、先程もお話がありましたように国の制度が変わってま  
いりまして、設備に対する補助のことはやぶさかではありませんが売電についての助成が  
あるということでありまして、そういうことも含めてですんね資金調達も含めてこれから  
研究していく必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、またこうした事  
業を進めていく場合に中部電力との協議も必要ですし、メンテナンスにおきましてはです  
んね中部電力の下請け会社がございます、そういうところが後メンテナンスするとそうい  
う仕組みもあるようでございますので、そういうことも十分に研究してやっていく必要が  
あるのではないかというふうに思うわけでありまして、そこであの我が町には優秀な町民の  
方がいっぱいおられるわけでありまして、今回の提案はこうした組織を立ち上げるにつ  
いてですんね、町内にいらっしゃる中部電力のOBの方また社員を含めて現場で詳しい方が  
いっぱいおられますので、そうした方々のお知恵を拝借したりですんね、また町長言うような  
そういう電気事業に参入したい企業があればそういう方に加わっていただいたりする中で、  
町としての自然エネルギーを積極的に開発していくということを取り組んでいったらどう  
かということ提言をいたすわけでありまして、

加えて長野県は26都道府県とソフトバンクが設立を目指します自然エネルギー協議会  
へ来月加入するということになっておられるわけでありまして、まあそういう意味で県としても  
そういう動向ですし、国もトータルとしては化石燃料から自然エネルギーへの再考という  
時代にいよいよ入ってくるわけでありまして、町長としてこれらの課題、具体的な提案を  
含めてどうお考えなのか質しますのでご答弁をいただきたい。

町長

ご質問でありますこの新しいエネルギー、再生エネルギーですか、これに取り組む町の  
姿勢、私の考え方はもう再三申し上げておるとおりでございますが、加えて今度の原発事  
故等の問題についても脱原発からクリーンな新エネルギーへ移行していくということも  
当然必要なことであるということの中で、今飯島町がこの恵まれておる地形、有利な条  
件のこの資源を活用しての再生エネルギー自然エネルギーの活用ということでまあ取り組  
みたいということをお願いしておるわけでございます、積極的に進めてまいりたいとい  
うふうに思っております。であのご承知のように町では新エネルギービジョンというもの  
を一番エネルギーのこれからの対応の中で頭に据えましてですんね、それで将来のあり方を  
まあ1つのビジョンとして持つておるわけでございます。これにはあのそうしたあの直接  
電力会社にお勤めいただいております方というふうな方には入っていただいております

でしたけれども、やっぱり先進事例等の手掛けて頂いたこのノウハウを持った方にも委員  
として加わっていただいて、まとまったのがこのエネルギービジョンという形になってお  
ります。それで今、町は次のステップとしてこのこれを具現化をしていくための地球温暖  
化対策の地域協議会、いわゆる実戦部隊であります。これをあの今立ち上げようとして準  
備を進めておるわけでございます、今お話のあのいろんなノウハウを持った方を入れて  
ということで当然あのこれはそういうことがよろしいかというふうに思いますのが、あの  
今おっしゃった新エネルギーの地産地消委員会というようなことを別に立ち上げるんでな  
くてですんね、これはやはり1つの実戦部隊でございますので、そこにいろいろとまたあの  
入っていただいてご意見をいただく、水力ばかりではないと思いますので。ただあの本当  
のノウハウを持ったということの技術的な面についてはこれはあの今までのまあ行政が加  
わった経営運営の中で発電をとというようなひとつの国のまあ考え方、補助等のつながりも  
ございましたので構想を描いておりましたけれども、ちょっと制度も変わってまいりまし  
たのでやはりこれはあの経営主体は民間に委ねて、そして町は側面支援をしてやっていく  
ということに1つの方向に変えてまいりたいという、これがあの今これからの1つの考え  
方の趨勢であると思いますので、だからあのそれには当然あのそうした企業進出をいた  
だく方はプロでございますから当然そういうノウハウを持っておられます。ただあの地域と  
してどういうふうに合った形の中で未来永劫にこれが続けていけるかどうかということ  
は大変大切な要素であるというふうに思いますので、今言う電力会社のOBの方にもこの協  
議会の中に加わっていただくこともいいと思いますし、またあの町には企業局の発電施設  
もございまして、県の企業局におられる地元出身の経験のある方もおられますので、そ  
ういうことも網羅しながらですんね、一番飯島町に合った形の中でこのことが実現でき  
るようなひとつの組織も必要だというふうに思っておりますので、ちょっと範囲を広めた形  
でこれをひとつそうした方たちにも入っていただくような形の中で進めてまいりたいとい  
うふうに思っておりますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。

竹沢議員

私の提案した名称はともかくですんね、地球温暖化対策の協議会の委員をもう少し膨ら  
ませて専門の方をどんどん投入していただいて具体的に研究していただけるということ  
でありますので、是非この積極的に我が町の中央アルプス南駒ヶ岳からですんね流れ出ず  
この水を、豊かに宝物として生かして町民の皆さんが安心安全で暮らせる自然エネルギ  
ーの活用について是非積極的に取り組んでいただきたいことを強調しておきたいと思  
います。

次に2つ目の質問に入ります。リニア中央新幹線の県内駅が高森町南東部付近の見通  
しということが報道されておられて、これを踏まえて道路整備あるいはJR飯田線の利  
便性向上などについて、飯島町はもとより近隣市町村と連携で行われる必要があるとい  
うことをご提言を申し上げます。この件については新聞報道でも明らか  
にリニア中央新幹線の県内駅が高森町南東部、現在の下市田駅周辺が多いに期待される  
わけでありまして、本日時点でJR情報によればほぼ間違いないということであり  
まして、2027年に品川から名古屋までの完成の計画で2014年の着工でありまして、後  
16年経てばリニア新幹線に乗れるわけでありまして、でそこまで生きておられるか  
どうか問題でありますけれども、実際は高森町南部にリニア駅が出来ましてもです  
んね、1日に想定される列車が停まれる本数はですんね数本だというふうに言  
われておられます。もともとが早く東京から名古屋や大阪へ行くための交通手段  
であるわけですから、まあしかしながらあの想

定すれば都内通勤も可能となりまして飯島町へ住む人も増えるかもしれませんし、また日帰りであつと銀ブラへ行ったりですね飲食をしようとかいうことも可能になるところいうことであるわけでありまして。そうした意味で16年後といえは先の話ですけれども、今から先を見通していろいろ前向きに取り組んでいく必要があるということでありまして、第5次総の中でも若干文言では触れてあるところでもあります。そこで先ずはここへ駅ができた場合にですね、飯島町は北の方で駒ヶ根市ですとか伊那市とかあつちの方から飯島町を通過してリニア駅に向かうわけでありまして、そうすると飯島町の横を走っております国道を今整備しておりますけれども153バイパス、また県道飯島飯田線や町道など横断している道路がこれ十分であるかということを検討する必要があります。この点についてそれじゃ最初にお答えください。

町長

次のご質問はリニア中央新幹線の問題でございます。この中央新幹線リニアモーターカーにつきましてはお話にございましたように南アルプスを直接貫いて、ルートではCルートということで事実上の決着をされておるわけでございます。JR東海は2014年度平成の26年、もう間もなくでありますけれども、着工を目指してアセス等の準備を進めるというふうにあ言われております。最も関心のありますこの中間駅の位置の問題、それから費用の地元負担を打ち出されておりますのでそうしたことがどう調整されるのかというような問題、それからもしこれが実現をいたしますとこの直接その駅の所在地以外にもですね、全体の地域としての交通体系の整備をどう進めていくのか、それからこのアセスに基づくこの戦略的なこのアセスメントこれをどう位置付けていくのか、環境問題も含めてという形になる、まさに問題は山積みという形になりますけれども、まあこれらを全部クリアしながら計画は進められていくというふうにも思います。当然のことながらこれは東京圏それから中京・関西圏の直結のルートではただ通るだけでは何もメリットは地域としてはあり得ないという形になりますので、様々な人の交流、観光の問題、企業導入の問題、それぞれこれをメリットに変える地域のまさに底力というものも問われることになろうというふうにしておるわけでありまして、長野県南部地域は特に一丸となってこの対応をしていく必要があろうというふうにしておるわけでございます。でまああの駅の位置については今お話のとおりほば、そういう1つの試みのまあ示されておりますけれども具体的なことは私どももまだ何ら聞いておりません。これはあの上伊那リニア促進期成同盟会という1つの組織、これはあの県に直結しておるわけでございますけれども、一応考え方としての基本はいろいろBルートも含めてやってみましたが、最終的に事業主体であるJRがそう判断をして国交省がその認可を出したということでございますので、これはもう重く受け止めてもうルートの問題で議論は余地はないだろうというような位置付けになっておりますけれども、問題はこれからの条件整備ということになります。どこまでが地元でありどこまでが受益者であるのかというようなことの問題はこれはあの負担という問題が絡むだけに非常に微妙な問題でございますから、あえて今ここで上伊那全体としても集約できる状態ではないんではないかなというふうに思いますが、ただ1つ大きなことはこの将来の夢に向かつてのアクセスの整備というものは、利便性の問題も含めて今から手を打っていかないとかならないという大きな問題でございます。再三、今、飯田線の改善改革を要望しておりますけれどもなかなか聞く耳を持っていただけないということございまして、快速列車の通学の停車の問題でありますとか、駒ヶ根止まりを少し

南へ延ばして通勤者、通学者の利便性を図ってほしいということ、これはあの中伊那議員連盟あたりでも再三要望していただいております、私も一緒になって県庁を通じてお願いしましたけれども、1点もこの日の目を見ていないというような状況もございます。これらのこと。それから153号はまあ一部そのことの今対応を含めてできると思っておりますけれども、まだまだ全体の交通網としては貧弱であろうというふうに思いますので、その辺のどうこれから整備して構築していくのかという問題も多々あるわけでございますけれども、いずれにしてもこれはあの、ちょっと上伊那の郡境に位置する上下伊那との位置付けの中の飯島町、それから上伊那広域連合との若干のニュアンスの違いは将来あるかもしれませんが、やはりこれはBルート、期成同盟会一体となって進めてきた経過があるだけにこれはあの上伊那としては一本化して、できればあの諏訪の方は少し山梨の方のアクセスというようなことを考えておるようでありまして、松本経済圏についてはやはりこれはあの飛行場もありますけれども長野新幹線にはほど遠いわけでありまして、飯田線あるいは中央線の一部を使ったこのアクセスというようなものも利便性を図っていく必要もある、それぞれ総合的にひとつ判断して全体としてまとめ上げたものをこれから十分考慮しながら構築をしていくと、こういうことだろうというふうにしておるわけですのでよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

竹沢議員

ご答弁いただきました。それであの全体を見ますとですね今答弁がございましたが、岡谷からこちらは多分この高森にできるだろう新しい駅が利用されるということですので、諏訪地方などは山梨の方へ行く予定であります。松本や塩尻などは中津川の方へ中央西線を改善していくと、こういう流れのようでありまして。そこでですね具体的にあのこの課題について2つ提案しますので、町長この先を見込んでですね中心になって働きかけをしてほしいというのが2つあります。今お話がありましたようにちょうど飯島町は下伊那との境で、上伊那また諏訪の方も含めてですねこうひとまとめにしてまとめてやる、そういう位置的機能があると思ひます。でこの有効に駅を活用していくために先ず1つはですね、高森町さんに働きかけをしてこの利用する市町村ね、この駅を利用する市町村の共同の駐車場を今から想定して作っていかねばなりません。これは大きな課題です。で各市町村にバス停とかあります必ずバス停ありますよね、あれと同様ですけれどもリニアの駅には当然駐車場が必要になります。でそのことを今からですね、われわれ議員も応援いたしますので一緒になって働きかけをして高森町の町長さんにお願ひして用地を確保していただく、これが16年後を想定して1つ大事な課題であります。2つ目ダイヤの問題、今細かいダイヤの改正の問題がございましたが、もうちょっと大きなマクロで見ていただくと、大体1日に3回くらいリニアが停まるとした場合にですね、先程も申しましたように諏訪や茅野は山梨の方へ行ってしまうんですが岡谷は飯田線の終点ですので、岡谷から飯田まで特急電車を1日三本往復走らせていただく、これをやることによって相当利用が高まるというこの2つです。この2つの課題を飯島町長が先頭を切ってですね、お隣の市町村などにも呼びかけてやっていくことが大事でありまして、このことをですね高坂町長自らおやりになれば行く末よくやったということでお手柄として末代賞賛されるところになるかと思ひます。こうした課題を町長リーダーシップをとっておやりになるかご答弁をいただきたい。

町長

まああのリニアの実現に向けて飯島町としてこのメリットのあるその方策を今から考

えろということであります。2つの内の1つの後の方の、今の飯田線のその利用状況っていいですか運行状況を見てなかなかあの地域に利便性のある飯田線ではないということでありまして、先程あの竹沢議員ご承知のとおりでいろんな問題があるわけでありましてけれども、まずはこれを高速化をして当然まあこれは飯田へ駅ができれば近辺にできれば利活用という手は当然あのあると思いますので、そうしたことに對する車ということも一方にはあろうかと思いますが、やっぱりアクセスとしての飯田線というものの意味は大きいと思いますので交通手段を持たない方はどうしても電車と、その場合のこの高速化とそれから利便性ですわね停車場、快速列車を更に増やしてもらって停車駅というようなことで、まあこの辺から20分程度のような話になるんじゃないかと思います。カーブも非常に飯島地籍では多いというようなこともあります、ただこれも1つのローカル電車としての魅力もまあ一方にはあるというようなこともございますので、その辺をひとつまあこの際の整備に合わせて飯田線の活性化をお願いしていくということはこれはあの上伊那としても共通の認識であろうというふうに思います。それから駅ができたときのまあ町専用ということなんでしょうかどうか、その駐車場の確保を今からというようなことも確かに結構なお話ではあると思いますけれども、まあその気持ちの中にはこの駅の設置に伴う負担というものがどういう形で各、まあ県全体だけなのか、飯田市を中心とした地域になるのか、下伊那だけなのか、上伊那でも一部にも及んでくるのかどうかって言うようなことは今全く皆目見当が付いておりませんし、出てもおりませんけれども、あまり飯島町がその更に先のことに對しての部分に對してあまり投資をできるということもなかなかこれは難しいんじゃないかというふうに思うわけでありまして、この辺のところについては今後慎重にまあひとつ考えていく必要があるというふうに思っております。そんなことで今のところはご理解をいただきたいと思います。

竹沢議員

ただいまの駐車場の件ですけれども、あのこれは飯島単独じゃなくて市町村共同でそういう用地を今から確保していくという意味ですが、そういう意味ではいかがでしょうか。

町 長

まあこれはあのどこの新幹線の駅を見ておりまして必要な駐車スペースというものは当然確保されると、でないと駅の整いません。従ってこれが駅の地元負担というこの負担区分の中でどういうふうに地域との関わりの中でなっていくかっていうこともわかりませんので、今後は内々に思っておりますのはそれに対する飯島町としての財政負担が巨額のものではとてもこれは困るなあという認識だけは持つておくことは事実でございます。これはあの上伊那各町村も全く同じだと思います。

竹沢議員

ただいま申し上げた課題につきましては16年先ですけど、今からいろいろの方ですわねいろんな首長さんとも協議していただいて大きな輪に広げていただくそのリーダーシップを期待するところであります。最後の質問であります。町長2期目の総括については同僚議員からも明日あるところでございますが、私はあの先の議会臨時会で提案がありました全会一致で議決をした町長の震災避難者受け入れ生活支援一時金制度創設、これを高く評価するところでございます。こうした制度はあその他の市町村ではあまりないわけでありまして、その温かい思いやりといいますかそういう姿勢に對して評価するところであります。ところであの話は変わりますがこの飯島町を取り巻く駒ヶ根市、中川村、松川町の最近の動向についてちょっと触れて考えてみたいと思います。駒ヶ根市では今回の大震災に伴う自粛ムードの緩和を目指しまして、「がんばろう日本、駒ヶ根は安らぎと元気な

まち宣言」を4月20日に発表したところであります。具体的な取り組みでは各種イベントの例年通りの実施、東北産の産物の販売、義援金付き商品の購入、市民レジャーの通常通りに楽しむことなどで、その心は一人ひとりが復興のためにできることを実践することがやがて大きな力になって日本の元気につながるの思いからの宣言であります。また中川村では村長さん自らがリードしたそうですけれども、TPPに反対して村内でも大規模に大勢の方が集まって行進されまして全国的に話題となったところであります。また新、深津松川町長は水車型のそれこそミニの水力発電システムですが、これを同町の名子に設置するために補正予算を6月議会に提案したところでありまして、この思いは浜岡原発の停止もありエネルギーの使い方が問われているというところでこうした課題に取り組んだというお話でございます。飯島町を囲む3市町村の最近の動向について紹介させていただいたところであります。一方で行政はインフラの整備も必要ですが物から心へといいますか税金をあまり使わなんでもできる仕事・予算、そうしたものも必要なわけでありまして実行可能な政策をですわね町民の皆様が本当に心が通じる町民目線での政策、町長が既にもおっしゃっているそうした政策がいま求められているわけでありまして。そういう意味で高坂町長2期目の総仕上げとして更なる、今いくつか議論を申し上げましたが、個性的な政策を展開することが今求められているというふうに思っておりますので、それについての見解を質します。

町 長

町長2期目の最後にあたっての考え方でございます。まあいろいろあその他の町村を例に挙げてのお話もございましたけれども、まあいずれにいたしましても私自身2期目の仕上げ云々ということに捉われずにですわ、私としては我が町の固有でかつ重要なこの施策を盛り込んだ最高計画であります第5次総合計画を円滑に進めていくことに全力を傾注して、最大限その効果を引き出してまいりたいということと同時に、様々なこの時々の時局の課題もあるわけでございますので、それを的確にまあ対応をして道を誤らないような対応をして町の独自のカラーも出しながらですわ皆さん方の英知を結集してご意見をお聞きして進めてまいる、これのみでございます。与えられた使命を全力を挙げて今その使命を果たすことが私の責任であるというふうに考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 北沢正文 議員

6番

北沢議員

それでは通告に従いまして質問を行いたいと思います。今回の質問でございますけれども、先の東日本大震災及び栄村が被った大きな被災や、50年を経過した36災を教訓として東海地震や伊那谷活断層地震、集中豪雨による土砂災害など想定される大規模災害に對する当町の備えのうち、特に有事の際、最前線で活動される消防団の課題などについ

てその考えをお聞きすること。またこれらを含む地方自治体の本旨である安心安全な地域づくりのための町の財源確保について伺うものであります。

まず消防団の課題であります。今回の震災について多くの報道を通じて有事に際し自衛隊や消防の活動を改めて認識された皆さんが多くいると思います。特に先の東日本大震災におきまして殉職された方々のごめい福を改めてお祈り申し上げますとともに、その活躍に敬意を表するものであります。

さて鉄は熱いうちに打てという格言通り、今この時期にこの尊い体験をもとに我が町の現状を認識し実効性を担保することは非常に意義のあることであると認識いたします。そのためにはまず現状の認識が必要であることから3点に絞りお伺いいたします。1点目は地域防災計画上の消防団の活動の実効性が確保されているかという課題であります。栄村の消防団長が新聞に語ったところによりますと団員の半数が初期の活動に参加できたが、まあこのことはあらかじめ想定をしておくべきであったことだというふうに回想をいたしております。当町の場合まず人命尊重の立場から安否確認が最優先の課題であります。地元の地の利が生かされること、地元の情報の長期収集が大切であろうと考えるところであります。300名の団員は総数では確保されているものの、消防団改革の中で耕地という単位がなくなっています。耕地によっては団員が2名、しかも年齢が比較的高く退団間際とこういったような例もあるというふうに聞いております。こうした内容を現状として踏まえた計画が実行性の担保には必要であると考えているところであります。まあ消防団の活動については発生の時間帯や仕事の内容によって異なる部分もありますが、現状認識をどのように捉えどのような活動を想定されているか伺いたいと思います。

町長

それでは北沢議員から防災と消防団活動について、特にこの消防団活動の現状確保がなされておるのかどうかということでございます。地域防災計画につきましては災害対策の基本法の規定によりまして当町に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な災害に対処するために、総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することによりまして、このかけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。その中で消防団の活動につきましては火災や水害、震災等の防災活動や救助活動を行うこととなっております。こうした中でお話にございましたように、この度の東日本大震災における被災地における消防団の皆さんの活動から、有事に際しての団の役割の重要性、消防団員の活動というものは極めて重要であることを改めて認識をいたしておる次第でございます。また平常時の訓練やマニュアルでは対応できない場面や時間帯ももちろんございます。更にまた団の機動力だけでは対応できない場面も想像されまして、団の機動力に応じた臨機応変な対応が求められることも痛感をいたしております。決してオールマイティーではないというふうに思っております。今後これまでの想定を超えた災害や事故が生じた際の地域防災計画の位置付けられた消防団活動のあり方や、地域防災計画そのものの見直しをやはり見直して進めていく必要があるということ痛感をいたしておりまして、この消防団の問題だけではございません。総体的な見直しを含めて対応していく必要があるということでございますが、特にこうした消防団の活動の内容もどのような時点でどのような行動のこの是非というものをもう一辺議論をしながら、そのためには消防団や関係機関とも十分協議をしてこの防災計画の見直しの作業を進めていく必要があるということ今後準備をしまいたいというふうに思っております。

北沢議員

今、今後の地域防災計画の見直しの中でそういった部分も明らかにされていくというお話でございました。まああの当然ながら消防団の方では活動の際のまあ初期行動だとかまあそういったものは認識されて今までも活動いただいておりますけれども、この部分についてはいわゆる現在の消防団の飯島町の実状こういったものを踏まえて団活動及びそれを取り巻く地域だとかいわゆる自主防災会そういったもののあり方も含めた総合的な検討が必要な時期にきているのではないかとこんなふうを感じるところであります。今後の計画の中ではそういった部分も含めて消防団のあり方こういったものについて検討をいただくことがいいのではないかとこのように考えるところであります。で、まあそのためには先ずいわゆる活性化という総称を使っているわけでございますけれども、消防団のいわゆる活性化が必要ではないかというふうに考えるところでございまして、それが今そういった問題を含めて検討されているかどうか、こういった点について次の質問に移ってお願いしたいと思います。

仮に消防団に入団を特別な理由がなく拒否する方がいますとこれは消防団の活動が理解されていないというふうに理解するところでございます。現在地域のコミュニティの不足や震災を機に盛んに言われている絆の希薄化が影響しているという向きもこの部分ではございます。私は消防団の地域における効果とは火災や風水害から地域住民の生命財産を守る使命の他に、防犯に対する効果、特に現在行われております年の瀬の年末警戒などは恒例行事となっておりますが、大変ご苦労さまであります。今度の震災では栄村では秋山地区を除く全地域に避難指示が出されましたが開き、空き家となった避難地区の入口に24時間体制で不審者の出入りを監視したとこういった業務も実際に行われているところでございます。まあこの部分では時たま限られた地域の震災でございましたもんですから、近隣の消防団の助けを借りて24時間体制の不審者の出入りを村の入口に置くことが出来たと、まあこれも消防団の大きな活動の実際に行われた内容でございます。それからまあ災害とは関係なく消防団の果たす役割の中には団員同士のコミュニティの交流の場であるとか、このことがまちづくり地域づくりに大きな役割を担っている、ちょうどまあ若い世代の交流の場となっているとこんなようなこともまちづくりの中では大きな役割を担っているというふうを感じるところであります。こうしたことを考えるときに町にとってはなくてはならない組織である、こういった消防団でございますが、消防組織法が施行されましたのが確か私が生まれた昭和23年でございますから、64年を経過いたしまして時代の成熟に合わせてその対応が常に変わってきております。私が消防団に在籍した当時は男は消防団員、女性は日赤奉仕団員と頭から思いこんでおりましたが現在は女性も消防団員として活躍しておりますし、近隣では日赤奉仕団の再構築に当たり男性も含めているという報道もされております。団員の勤務形態も大きく様変わりをしておりまして、このような状況を見たとき現在は団員の努力のみでは消防団の活性化は図れられないんだろうなと考えるところであります。町や地域、企業、家庭など多くの消防を取り巻く環境の深い理解が必要であるというふうに考えるところであります。そのことなくして活性化はあり得ないというふうに考えるところであります。そこで少子高齢化がこれからも進む中であって消防団に対する理解度を深め内外から活性化を図り、安心安全なまちづくりを目指す基本的な方向についてどのように考えているか伺いたいと思います。

町長

次のご質問のこの消防団の活性化が検討されておるのか否かということでございます

が、この活性化という意味の質問の趣旨が今お話をお聞きしております、単なるこの消防団団員のあるいは団の士気旺盛なその部分で触れられておるのかどうか、あるいはまたあの今消防団なかなかあの適齢期というかその年齢該当になっても受けていただけないという地域の難しい問題も含めてのご質問であるのかなというふうに思っ、その両面からちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、今年度平成23年度に入りまして消防団の体制も団長も新しく就任をして以下新体制でまあスタートをしておるわけでございます。地域防災の要である消防団は団員がそれぞれの職業に従事しながら、常日頃から共同愛護の精神と奉仕の精神で地域の防災に日夜献身的な努力を続けていただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げることは言うまでもございません。そこで消防団は有事に際して町民の皆様から大きな期待が寄せられております一方で、団員の確保にあたりましては毎年大変苦慮をされておるということでこのことが事実でございます。今年度は区や耕地等の大変なまあご理解ご努力をいただきまして、また団幹部の皆さん自身からの勧誘、入団努力もお願いいたしましてなんとか定数の300名を確保していただくことができました。同時にまた町の団員は大多数がほとんどが会社等のお勤めをいただいております従業員の方も多いわけでございますので、従いまして1つの考え方として団員確保にあたりましてはこの事業所の協力というものが是非とも必要であるということでございまして、いろんな取り組みをしておるわけでございます。1つには現在町内7つの事業所におきまして消防団の協力事業所として町が認定をして、団員が消防団活動に積極的に参加できるような環境づくりご配慮をいただいております。また災害時などにおきましては事業所の所有しております資機材等、あるいは消防団に提供をしていただくこの様々な物資等のご協力をいただきまして、団活動に大変顕著なご協力とご貢献をいただいております。同時にまた区や耕地やそうした消防団員ができるだけ活動がしやすいような環境づくりにも常に意を配っていただいております。今後ともまあ引き続きこれらの協力事業所を増す取り組み、それから消防団の重要性を多くの町民の皆さん方に知っていただくことなどを団員確保に向けて様々なCATVをはじめ行政チャンネルによりまして消防団活動のPRに活動の実態を知っていただく、そのことがやはりあの住民の皆さん方の理解を得て、それからまた団員の確保にも必ずこう繋がっていくという1つの協働の考え方中でこのことを進めてまいりたいというふうに努力をしております。

北沢議員

町の方でも努力をいただいているという内容はよく分かりました。まあ今こういった大震災を受けまして改めてそのいわゆる活動というものが再認識をされている時期でございますので、こういった時期にタイミングを捉えてしっかりPRをしていただきたいと思いますところでもあります。現実今は町の方でも課題について捉えられておられて、ほぼ私と同じ認識でございますけれども、改めて3点ほどの課題について再度確認をさせていただき今後の取り組みを期待したいところでございますけれども、1つは消防団の団員の高齢化の問題でございます。高齢化これは大変失礼しましたけれども、実はあのいわゆる消防団員のまあ新しい新規の方が入ってこないためにですね、年齢の上の方が抜けないという現実があるわけでございまして、このことはですね逆に言うと悪循環に陥っている部分がございます、例えば年齢が上になってまいりますと企業においても中堅から指導的な立場になる団員の皆さんがいらっしゃるわけでございまして、まあそういったことがで

すね企業の理解を得る上でも1つのまああの何というか、理解はしていただけるんですが企業としてもなかなか大変であるという部分になっているわけでございまして、まあそういった部分においてはある程度こう若い人たちが入っていただいで、消防団の新陳代謝が図られていくことの方がいわゆる企業活動やなんかにおいても理解をされやすいではないかという点が1つございます。まあそういった問題を踏まえましてですね、まああの少子高齢化の中でまあそういった年齢の方々が少なくなっているわけでございまして、まああの例えば郡内でも箕輪の消防団等においては女性消防団員が本部員以外でも活躍をしているというような実態が既にあるわけでございまして、女性の皆さんのパワーに期待をいたしたいところであります。そういった皆さんの参加によりまして日常的に活動できる実質的な消防団の団員が確保できる、こんなようなことが1つの今後の方向の検討課題ではないかというふうに考えるところであります。それから先程町内7カ所、消防の協力事業所を既に申し出ていただいで契約をされているとこういったお話がございました。ただ町内には事業所がまあ全体でまあ小さいものも含めて200近くあるわけでございます。なるべく多くの事業所にそういった協力を求めていくという努力は今後も必要であろうというふうに考えるところでありますし、この問題については税制の優遇措置も確か伴っているかと思っておりますので、まあそういった点においてもそういったことをPRいただいで是非協力事業所の数を増やしていただくと同時に、まあこれはあの飯島独自ではなくて町内の企業に働いている皆さんもいらっしゃるわけでも、近隣の他の市町村の企業にも努めている方がたくさんいらっしゃるわけでもございまして、そういった方々が消防団員として現在活動をいただいでいるわけでございます。従ってまあ広域的な連携の中で他の市町村にも是非同じような課題を抱えているかと思っておりますので呼びかけをいただいで、まあそういった事業所を1カ所でも多く増やしていただくとこういったような努力が必要ではないかというふうに考えるところであります。また消防団員の募集についてはですね実はあの班長がその団員確保の責任の最先端を担っておりまして、毎晩団員の確保のためにその時期になりますと日夜を問わず訪問をしてお願いをしてくるわけでございますけれども、まああのなかなかご理解をいただくのは難しい点がございます。先ほど申し上げましたとおり、その地域においてはやはりある程度の消防団員の数が確保されているということが地域の安心安全につながるわけでございまして、まあそういった意味ではそういった団員がいない地区については自主防災会なりが全面的に表に出て消防を補っていくというそういう体制が取られなければ地域の安全は確保できないと、こういったことがあるわけでございまして、団員の確保について大変ではございますがまあ側面からそういった皆さんの協力を求めると、まあこういったことは今までもやっただいでおるわけでございますけれども、そういった実態をよく理解いただいでそういったことを進めていくとまあこういった努力が必要かというふうに考えるところでありますが、その点について町長にもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

町長

消防団の確保という問題につきまして最近のこうしたあの社会の流れの中でほんとにあの現場では苦勞をしておるということは十分承知をいたしておるわけでありまして。そのため本当にご苦勞をいただいでおるわけでございまして。それで今3つの提案も含めての見解をご質問でございますが、高齢化の問題これがどうしてもあの後の後継者がスムーズにいかない場合にはどうしてもその年齢がアップしていつてしまうという1つの問題、それ

総務課長

から協力事業所のその確保と拡大の問題、それから団員募集についてもこれはあの消防団の内輪だけの努力ではなかなかこれは解決できない、やはりこれはあの地域なり耕地なり区まで含めるかどうかその辺も含めて地域全体としての問題としてお願いしていくということがその体制でごもつともなご指摘だと思います。あの既にこのことにつきましてもあのいろんな形で努力をしておるわけでございますので、所管である総務課長から個々に今の取り組みをご説明させていただきたいというふうに思います。

今の町長答弁で議員と3つの課題の認識は共通をしているということです。でまああの特にあの各班ごとにですね団員の確保ができないために班長が平団員に残ってまた団員として活躍をしていただいているという事例が町にいっぱいございます。で、このことについてはあのなかなか班のご事情の中で対応していただいているんですが、まあそれをあのそういう部分をこう解消していくためには団というもののステータスですね、昔は赤い法被だったら何をしても許されるというほどのステータスがありました。で、まあ時代の変遷とともにそういう部分がなくなってきているわけなんです、それほど地域の皆さんは団に対する思いが熱かった時期がありまして、われわれがいつの間にかあの助けられている側がそういう感謝の気持を忘れてしまっていて、子どもに伝えられなくなってっていうようなこともありますので、団そのもののステータスを上げていくような取り組みをこれから続けていきたいとします。またあの町長の答弁と重複いたしますが事業所につきましてはあの議員ご指摘の通り県税の優遇措置その他あの制度がございます。それを十分にPRしながら、またあのご指摘の通り飯島町の事業所へよその市町村から従業員の方がお見えになっている、逆のこともございますので、単独団だけで自分の領域の中だけの取り組みではなくて、上伊那またこの範囲のお付き合いもございますので、そういった団の取り組みの中では協力して協力事業所を獲得していく、広めていくといった取り組みも継続してまいりたいとします。それからあの募集にあたりましてはやはりあの基本に戻るわけなんです、入られた方はあの多くの方が、あの全員の方お聞きになっていると思うんですが、入ってよかったと、皆こういう今まで知らなかった地域の縦割りの関係の勉強ができたし、また知らなかった人と知り合いになれた、世代を超えてお付き合いができた、あのいろんな人間教育から地域をこう醸成していく地域づくりという意味でもいろんないい点がありますので、こういったこともあの先輩団員から地域へ是非PRをしていただきながら募集にあたってはまあ団員になることの良い点、それから我々は団のステータスを高めていくっていうこういう両面、いろんな多角的な取り組みをこれから町も継続してまいりたいとしますのでよろしくをお願いします。

北沢議員

今までの件については認識を一致したところでございますので、是非そういった方向で進めていただきたいというふうに考えるところであります。消防の問題についてはもう1点ございますのでお願いしたいと思います、まあそういった活性化を図っていく上で特に消防団活動の拠点施設及び器具機材の更新まあこういったものがやはり町として用意できる1つの大きな役割であるというふうに考えるところでありますが、これがその器具機材、拠点施設が適正に計画に従って更新されているかこういった点について伺いたいと思います。ここ昨年今年度と消防団の第1分団第2分団の設備が整備され、消防拠点が整うことになりましたことは長年の懸案事項であり、先ず学校やなんかの児童生徒の安全安心の耐震を優先し、次は防災拠点施設の整備を行うとこういった基本方針に乗って計画さ

町長

れているものでありまして、この計画に沿って整備がされていることを高く評価するものであります、については今後の活動施設、器具機材の更新こういったものの計画についてどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。栄村でも消防の拠点施設が震災で壊れてしまったというようなことがございまして、特に古い施設からさらに更新が必要ではないかというふうに考えるところであります。お願いしたいと思います。

次のご質問は消防団の拠点施設あるいは必要な資機材のまあ更新も含めての整備ということに関してでございますが、消防活動、防災活動につきましてはその活動とともにその駆使をして対応をする消防等の資機材の充実というものこれは当然車の両輪のように大切な要素でございます。なかなか財政事情の問題もあるわけでございますけれども、そこで町はあの活動の拠点施設いわゆるまあ詰所等も含まれるわけでございますがそうした施設、それから器具機材の更新につきましてはこれまでも国の有利な補助金等の活用を図りながら計画的に整備を図ってきておる次第でございます。直近の例では平成21年度には22年度で計画をしていた事業を前倒しをして第2分団の第1部詰所と車庫の、国の地域活性化経済危機対策の臨時交付金事業これを充当いたしまして、事業費では18,900,000円をかけて建設ができました。また消防車両につきましても国の臨時交付金を活用いたしまして第3分団への第1部の小型ポンプ付きの積載車、それと第5分団の第1部のポンプ車を総事業費では26,000,000円ほどかけて更新ができたところでございます。それから今お話にございましたが、第1分団の第1部の詰所と車庫につきましては築後32年を経過をいたしました。大変老朽化も進んでまいりましたし現在の位置が国道沿いの角地で非常にあの臨機の対応の時にも危険の部分もあるというようなことで、これにつきましては場所を移して梅戸神社の上の町有地、旧駐車場であったところでございますけれども、ここに建設を計画して今設計ができてこれから発注という段階になっておりますので、今後ともそうしたことの考え方の中で計画的に設備を更新をしながら充実を図っていききたいということでございます。まあ詰所等の部分につきましては概ねこれで施設整備は一巡できたかなあというふうに思っておりますが、後まあ償却的な資産でありますポンプ車でありまして、その他の資機材につきましては、車両等につきましては概ね20年を1つの更新の目的にして計画的に実施計画の中でやっております。それからその他の資機材につきましても計画的に常にこの改修と申しますか更新計画を実施計画の中で位置付けながら、財政と十分こう睨み合せて計画的に更新を進めていくとこれが基本的な考え方でございます。

北沢議員

具体的に申し上げますと、まあ今詰所についてはひと通り整備が終わったというお話でございました。今までの課題についての部分は終わったというふうに私も解釈をいたしております。実はあの次に古いのが第2分団の第2部の詰所でありまして、まあ縦長の詰所を当時は作ったわけでありまして車庫の上に詰め所が載っているという施設でございます。冬はぼつぼつ雪が舞い込むというような施設になっているようでございまして、ぼつぼつ耐震の面からもそういった施設の整備が必要ではないかと考えるところであります。今お話のとおり財政は非常に厳しく即というわけにはまいらないと思いますので、是非そういった現状を調査いただいて計画的にそういったものの整備が進むように、特に震災に対してはもう何時起きてもおかしくないというようなことを言われておりますので、先ずそういった拠点施設の安心安全については是非消防団の活性化の上からも確保をいただきたいというふうに考えるところでありますので、そういった点についてもう一度今後の計画

町 長 について計画的に進めていただけるとこういうお話をいただければありがたいわけですが、第2分団の第2部ですか、鳥居原にあるあの詰所、車庫のことかと思いますが、ちょっとあの詳細な今経過の状況を聞いておりませんし、築後何年になるかまああの20数年になるのかなというふうに思いますけれども、地元からもちょっと聞いておりません。従ってあの実施計画の位置付けもこの5年間の中には入っておりませんけれども、いずれこれはあのまた老朽化していくという形でございますので更新計画の中にまた将来的に組み込んだ考え方を今していきたいなというふうに思っております。

北沢議員 まあそういった問題が次々と出てまいりますので是非計画的に、あの今年言ってしまうわけにはいかないのが財政の実情かと思っておりますので計画的な更新に計画を作ってくださいとこういうことが必要かと思っておりますのでお願いをしたいと思います。今お話の端々に出てきております財政問題について次に入らさせていただきたいと思っております。2番目の質問でございますけれども、ただいま防災を捉えてもまだまだ町が抱える課題は山積をいたしております。まあ先般議会で町有林の視察をしたときだったと思っておりますが、現地でアスナロの小枝を渡していただいてこれを財布の中に入れておくと金運が良いというふうに教えてもらいまして、財布の中へしばらく入れていったわけでございますが、あんまり効果がなくて出ていく方が多かったわけでございますけれども、まあこれはあの予断でございますが、余談はさて置いてまあ問題は歳入の研究・検討をそれぞれされていると思っておりますが、財源確保のための研究・検討というものの実態をお伺いしたいと思います。

町 長 次のご質問であります歳入の研究・検討これがなされておるかということでございます。市町村の行財政運営の中で入出を図ってということが第一の言葉として出てくるくらいわれわれは理事者以下担当までこの歳入確保ということについては日々毎日のようにこの意を注いで、頭を痛めて検討をしておる事項でございます。当然のことであるわけでございますが、で、この歳入確保対策につきまして、その中で町税等につきましては税収入の確保を目指して企業誘致や定住促進などに取り組んでおります。まあ細かいことはいろいろあるわけでございますけれども、そうしたとにかく税源確保、税の生み出す土壌というものをやはり構築していかなきゃならないということが第1でございます。それから課税客体の正確な把握や収納率の向上に向けたことが大変大切なわけございまして、新たな広域連携も含めて新たな手法や対応策などの検討も常に行っておるところでございます。それから1つの歳入でございます分担金や負担金、あるいは使用料・手数料これらの問題につきまして、これはやはりあの受益者負担の原則に立って常に適正な額の設定がなされているかなどを検証を行って確認をしながら進めております。全て町がオール持ちというわけにはなかなかこれはいかないわけでございますので、そこには必要な受益者負担の範囲をどのようにまあ考えるかということの中で鋭意努力をしておるわけでございます。基本的にはやはり受益者負担これが原則でございます。それから逆にまた新規の起こす事業等につきましては当然これは歳出に絡んでくる問題であります。この有利な補助金制度や交付税で少しでも補てん措置のある制度等の活用を行って、その上でまあひとつの長期的債務などの起債を起こしてそれらの組み合わせの中で検討をして財源確保に努めていくということでございます。これはまあどの市町村も同じ1つの考え方であろうと思っておりますけれども、町も特にそうしたことに意を注いでございます。それから地方交付税につきましても当然のことながら正確な基礎数値や特殊な財政事情の把握など国から補てんを

し得る範囲の中での特殊事情というものをやはり独自の政策の推進に合わせての部分で交付税補てんが得られれば非常に有利でございますので、そうしたことへの対する努力、それからそれぞれに身近なところからこの歳入確保に対しては常に研究を検討をしておるところでございます。

ところでまあ当町の財政構造、もう北沢議員監査の立場で十分知っていただいたと思っておりますけれども、歳入総額の約3分の2これが依存財源でございます、税以外。なっております、この安定的な自主財源の確保はやはり最も重要な課題であるというふうに思います。財政構造の改善には当然まあ年数が必要となりますけれども、今後は昨年度策定をいたしました行財政改革プランに基づきまして町税等の収入確保、受益者負担の適正化の問題、それから自主財源の確保などを進めてより安定した財政基盤の確立というものがどうしても求められることでありますし、それから健全な財政運営、これはまああの法的にも財政健全化法というような厳しくチェックされる制度がここにきて言われるわけでございますので、そうした財政指標に十分注視をしながら健全財政に努めその前段となる歳入確保を精いっぱい努力をしていくとこういうことで今取り組んでおるわけでございますのでよろしくお願いたします。

北沢議員 まあ行政の基本でございますので常々研究をいただいていると思っております。只今お話のありましたように最近の中では地域福祉空間など非常にあの町民が要望するものを全額国庫負担でできるというような制度をいち早く導入いただいて、その財源の確保をいただいとこういう努力は評価するところでございます。地域福祉空間等につきましては作られたものでなく後地域の皆さんがしっかり使っていただいて、効果の上がるような活動をできたらいいなというふうに考えるところであります。まあ具体的なこの問題について具体的な点について1点お伺いしておきたいと思っております。特にあのたばこ税でございます。最近健康被害の問題がございまして町村で取り扱うにはちょっと議題的には静かになっておった部分でございますけれども、この制度がですね喫煙者の中で頭の中でなんとなくわかるんですが、実はこのたばこ税が飯島に入ってくる仕組みが具体的にその町民の皆さんに伝わっていないという部分がございます。失礼ながら飲み会の席にいきますとよくたばこ税はどのぐらい町に入っているんだとか、俺は吸っておるんだけど貢献しておるかというような話を聞くわけございまして、たばこ税はどこで買っても飯島にたばこ税が入ってくるという問題ではございません。どうせ吸うのであれば是非町の町民の皆さんに喫煙者の皆さんにご協力いただきたいというのが私の今回の質問の本旨でございます。まあそれと今先に申し上げましたとおり健康づくりの観点から税収という相容れない立場での両方を進めているのが行政でございますので、それらも含めましてたばこを取り巻く全体について伺いたいと思っております。よろしくお願いたします。

町 長 たばこをまあ吸う方に対するこの税制度の内容を知っていただいてご協力をいただくということ、あの大変大切な一面があるわけでございますが、よくあのいろいろ議論をするときにたばこを喫煙の問題に関していろいろ話題に出る段階の中で、たばこを止めたら町へ税収が入らなく町長なるんだよというようなことは十分まあ知っていただくわけでございますけれども、それに対してまあそれ以上にあのたばこの害によって病気になったり、それに対する医療費、自己負担も含めてですねこれを上回るひとつの弊害の方が多いんだというようなことをまあいろいろ盛んに言うわけでございますけれども、まあそれ

はそれとして、できればまあ禁煙をしていただいて健康な体づくりの方がいいのかなというふうに思っておりますが、で、この喫煙をしていただいておる方の平成22年度の町の町税であるたばこ税の収入金額約38,000,000でございました。平成23年度においては健康志向の高まり、あるいは販売価格の上昇等がございます。従ってかなりまあ購入数量は減少をしていくという予想を立てまして、昨年38,000,000を今年は2,000,000ほどちょっと低く見て36,000,000円ほどを見込んで予算計上されておるわけでありまして。議員ご指摘の通りの入ってきた税源そのものは貴重な財源であると一般財源であるということになるわけでございます。でまあご理解をいただくために若干数字申し上げますが、仮に410円のたばこを町内の小売店で購入した場合には、町への収入は92円ということになります。この他に県の方にも税が入るわけでございます。で、たばこ税は小売店での販売本数に対して課税をされる税金ということになりまして、やはりこれは町内の小売店で購入をしていただくかなければこの町自体の収入ではないということ、その辺はあの前からもそのことをよく申し上げてPRをしてきておるわけでございますけれども、当然まあそうしたことを考えて、このたばこ税の仕組みについては町の公式のホームページを通じて周知を今現在もしておりますが、今後もしろんな折りに触れて町の財源確保の観点からも町民の皆さんの理解を深めていただけるようなこのたばこ税の中身を周知をしていく努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

それから関連していくつかの質問をいただいておりますので簡単にお答えをしておりますが、先ずこの吸う方の周りの受動喫煙防止の問題でございます。これも最近まあいろいろと言われておりまして、かなりそのことが意識を持って国民の皆さん方には理解をして、たばこを吸う方は大変肩身が狭くなってきておるといふような状況もあるわけでございますけれども、国はあの法律でいきますと健康増進法の第25条で受動喫煙の防止を進めておるわけでございます。平成22年の2月に更にこれが強化をされまして公共施設の原則としての全面禁煙これが打ち出されました。当町の役場庁舎など町内の公共施設は順次今現在は全面禁煙に取り組んでおるところでございます。平成21年度健康推進委員さんをお願いをして町内の耕地集会所の禁煙あるいは分煙状況を実態を調査をいたしましたところ、約半数の集会所がたばこを吸うのに制限がないという実態も浮かんできました。その結果をもって平成22年4月昨年の2月の区長総代会へあるいは自治会長さんの会をお願いをして、今年度も今年の4月の区長総代会自治会長会で耕地の集会所の受動喫煙防止への取り組みを特にまあお願いをしてPRを図っていただいております。それから同じまあ受動喫煙の関係で家庭内の問題でございますが、特にあの妊婦や乳幼児を持つ家庭に対しては母子手帳の交付や乳幼児の検診などの折に啓発をいたしております、妊娠などを機会に受動喫煙防止を実践している方が大変多くなって、ほとんどこれは見られなくなったのではないかとそうしたご家庭の中では、ということを感じておる次第でございます。

それからこの全体的な禁煙支援の問題につきましては町健康センターで禁煙支援教室を定期的に開催をいたしております。今年度は10月からの開催を計画しておりますので多くの皆さん方に今年もまたご参加をいただいて、PRをしてまいりたいというふうに思っております。

それから医療機関である器具の測定等の対応もする必要がございます、町内2つの医

療機関で禁煙治療ができるようになりました。より身近なところで禁煙治療ができるようになりましたので是非ひとつまたPRをしてまいりますけれども、特に保健センターが中心になって啓発活動をして、たばこに関する耕地の健康教室、それから出前の健康教室、広報誌に受動喫煙防止の問題、禁煙の記事の掲載講習会等を鋭意今継続的に行って更にまいりたいというふうに思っております。で国全体でもそうした動きでございまして、国の健康づくり運動で目指しておる健康日本21でもたばこは健康づくりの重要項目として取り上げておりますので、今ご質問にありました喫煙者へのその制度の内容の周知とともに、禁煙に対する1つの取り組みも是非合わせてお願いをしたいということで、両面でもって今後とも鋭意努力をしてみたいとこのように考えております。

北沢議員

たばこについては地方税でございまして是非あの町内で課税をすることのできる店っていうのはまあ限られていると思いますので、具体的にそこら辺まで踏み込んでPRをお願いできたらというふうに考えるところであります。町内どこで買っても飯島町に課税権があるということではございませんので、私の計算によりますと今年の税込36,500,000ですかこれは町民の皆さんのまあ365日1人1箱を吸ったとしてですね、喫煙率からいってまあ1,000箱ぐらいいかなあというふうに考えて1日1,000箱ぐらいがこの税額に匹敵する額だと、まあ前提がちよっと違います。そのうち約4分の1が税込でございます。たばこを4分の1吸いますとこれが町税でございます。是非そういった点でですね貴重な財源でございますので、どうせ健康を害してまでたばこを吸われるようでしたら是非ご協力をいただけるような格好で、具体的にあのここ、こういうところで購入いただければ町税が飯島町に落ちますよとこんなPRまで踏み込んで協力をいただけるのがいいんじゃないかと考えるところでありますのでまたご検討をお願いしたいと思います。

先ほど受益者負担の問題については総体的な話の中で触れられておりますのでここでは省略をさせていただきたいと思いますが、今後の受益者負担の具体的な既に検討されているような事項、今年の予算でも教育委員会の社会体育施設等の見直しが行われているわけでございますけれども、全体的な公平感を持つにはやはり全体的な方針が示されていないとまあそういったものの理解がされにくいということがあると思いますので、まあ他に何かありましたらちよっとお知らせいただけて質問を終わりたいと思います。

町長

まあこれはあの基本的には受益者負担ということの中で様々な事業を通じての一部負担をお願いしておるわけでございますが、今年度先の条例改正の中で一部あの公共施設の使用料の減免措置の規定を見直して、若干あの料金をいただくような方向にしました。あの基本的には町の新しい第5次総合計画の一環でもございます新しい行財政改革プランの中で位置付けをしております。今あの次の年度に向けての受益者負担というものは特に具体的な今準備はしておらない部分がございますが、今後まああの電気利用の問題や公共施設に影響してくる部分もありますので、また状況判断の中で検討をすべき課題だというふうに思っております。以上でございます。

議長

8番 中村明美 議員

8番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。初めに東日本大震災、長野県北部地震で震災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈り

いたします。この甚大な災害は日本国ならず世界までに影響を及ぼしました。震災規模は想定外の言葉が各所で飛び交うほど過去最大であり、改めて防災への危機管理を見直す必要があると感じます。この事態を教訓としては失礼な言い方かもしれませんが、当町においても今を防災管理の徹底見直し時期と捉え、今回の質問は4問中3問を防災に関して、1問を食育基本計画についての質問とさせていただきます。

初めの質問に入ります。災害時地域内での応急対策として自主防災組織の設立を、災害時の被害を最小限に抑えるには自助・共助・公助の中の共助となる自主防災組織が重要だと考えます。県は次のように自主防災組織の重要性を訴えています。危惧されている東海地震のような大規模震災が発生したとき被害を最小限にするには公共防災機関などに頼る救助や支援に頼るだけでないことを数多くの災害が教えている。地域住民同士の援助、助け合いがどうしても必要です。私が申し上げる自主防災組織とは従来ある地区単位の1から2年の交換性の組織と違い、ある程度専門知識、経験がある人を県が自主防災アドバイザーとして委嘱し、地域の防災力を高めようとする組織のことで。アドバイザーの委嘱期間は3年、委嘱手続きは市町村から推薦により県が委嘱します。活動内容は、1、自主防災組織の立ち上げ、活動の活性化、地域防災訓練の支援や助言、2、地域住民への防災知識の普及・啓発、3、県の地域防災力アップ出前講座の周知や地域の情勢に合った調査などが挙げられております。またこの自主防災アドバイザーは年に1回県での研修会が行われます。この自主防災組織は現在区ごとに設けられている自主防災会では範囲が広く大がかりですので独自に設置運営されます。しかし活動では町、区、自警団、消防団との連携をとりながら、依頼先などで専門的知識を生かした指導で住民の防災力を高める活動に努めてまいります。そして複数年務めることで内容の持続と充実を図っていきます。また自主防災組織は各耕地とは密接な関係が必要です。住民も役員も災害対策活動だけで長期間の緊張感を持続できないため、地域住民の日常的な諸活動、行事などを通じた触れ合いの中で啓発を重ね、災害時には非常時モードへ転換して防災力の発揮につながるよう努めることが必要とされています。近隣の伊那市で自主防災アドバイザーとして活躍している河合さん、関川さん、の活動がホームページで紹介されておりました。この2人は2005年6月実際に行動できる自主防災組織が必要不可欠、自分たちでできることは自分たちでやろうと発足した。その背景には、2004年の台風23号災害時に応援に駆けつけたが傍観するしかない現状に、町総代が会長を勤め1年で組織更新する当時の自主防災組織では有事に機能しないことを実感したからだ、とありました。当町においても現組織体制では同様の不安を感じます。平成22年度現在県内では30市町村116人が委嘱されています。上伊那広域ですと飯島、中川、南箕輪村以外はアドバイザーが委嘱されています。当町でも過去にこの制度を試みたが断念したという経過があるようですが、今は大震災直後であり町民の危機感も高く防災ボランティアへの理解と協力が得られると感じます。防災への危機感が高いこの時期に行政がリードで町民の命を守る万全体制を作ると決め、防災組織の活性化を図るべきでしょう。町長は本年の施政方針、新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくりの中において、地域全体で支え合いながら災害に強く安全安心で暮らせるまちづくりを進めてまいります、と言われました。まさにこの自主防災アドバイザーによる組織が災害に強い町につながると確信いたします。従って今意識を持って自主防災組織の活性化を図っていくべきだと考えますが、当町に自主防災アドバイザー制度を

町 長

議 長  
中村議員  
町 長  
中村議員  
町 長

導入する意向があるか町長に伺います。

それでは中村議員のご質問にお答えいたしますが、この災害時にそれぞれの地域内での応急対策としての自主防災の組織の設立ということに関連して、自主防災アドバイザーの設置についての考え方でございます。ご質問の趣旨が自主防災組織の設立ということに触れてのご質問であります。今お話を聞きまして、町には今全ての耕地自治会組織に自主防災会、区も含めてですねあるわけでありまして、それと別な形でアドバイザーを入れた組織といいますかまた地域的な組織を別に作るという考え方でなくて、今あるこの自主防災組織の上にこのアドバイザー制度を入れて全体的なこの防災対応をしていくべきだというふうに受け止めさせていただきましたけれども、そういうことでよろしいかちょっと確認をさせていただきたいと思いますが。

よろしいですか。

はい。

よろしいですか。

はい。

じゃあそういうことで理解をいたしましてお答えをしまいたいと思います。この災害における被害を少しでも軽減するためには、やはりそれぞれの地域と行政が一体となった自助・共助・公助、これがやっぱりこの防災対策上もどうしても必要であり、この有機的に連携をする必要もあるということかと思えます。で、特にこの共に助ける共助の中核と期待される自主防災組織が、発災時においては自主的な防災活動が行われるよう平時からその活動体制の整備を図る必要があるということは申し上げるまでもないわけでございます。そこでまあ地域ごとの自主防災組織の立ち上げやその活動の活性化に必要な支援を行っていただく方を自主防災アドバイザーとしてまあ設置制度が位置付けられておるわけございまして、お話にございましたようにこれはあの県が委嘱をしまして、市町村、県と連携して広範囲な防災対策全般に対する、あの有事の場合も含めてでありますけれども、地域の防災力の向上のためにこの制度を活用するというのがその狙いであるというふうに考えております。具体的に自主防災アドバイザーとしての役割は、担当をする地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の立ち上げの支援、それから自主防災活動の活性化の支援、更には地域防災訓練への支援、助言、それから地域住民への防災意識の普及啓発などをまあ活動する趣旨でございまして、お話にもございました委嘱期間は3年という形で定められております。で、当町でもあのこのことを是非取り入れてというようなことで過去に検討した経過もございまして、是非担っていただく方をということで募集を呼びかけた経過もございまして、残念ながらこれが実現に至らず現在に至っておる状況でございます。この自主防災アドバイザー、防災担当、あるいは防災関係者、消防団を含めただけではこのなかなか機能しない、もう少し大局的な考え方の中で防災対策というものは講じていく必要があるということの中で、大変あの重要な役割であるというふうにも認識をしております、是非これはあの募集等を行いましてですね、この実現に向けて進めてまいりたいというふうにも現在思っております。ただ問題はあのどういう人的なこのあれが得られるかどうかということがあろうかと思っておりますので、やはりこれはあの広く消防防災に経験をしたいろんなあの組織の職員もおりますし、それからそうした面での民間の精通された方も広くおるといふふうにも思いますので、具体的に十分あの内容を検討しなが

中村議員 中村議員  
ら1～2名のその、現在の自主的な区や耕地・自治会の防災組織というものを、やはりこれはあの地域の問題としてどうしてもこうした形でなければまずいわけでありますので、その上に立つアドバイザー的な位置付けとして別の組織でなくてですね、ひとつ前向きに検討してまいりたいということを今日ここで申し上げておきたいと思ひます。

町 長  
町 長  
前向きな検討で大変うれしく思ひます。あの独自のと申し上げましたのはあの地域の中の組織とですね、この組織が一体になってしまいますと例えば兼務していろいろな担当とかにですねなる場合があるかと思ひます。あの特に防災ということでありますので、できれば兼務をしないで自主アドバイザーは単独の自主アドバイザーとしてのあの担当を持っていただくということと、その活動もですねあのなるべくあの一緒の中であの活動することもあるのですが、あの組織自体をまたあの別にとにかくですね、そういうちょっと上手く言えないんですけども、そういう単独ということていくことを望みますけれども、またあの行政としてもいろいろと運営していく上であると思ひますので、またその辺も検討していただきたいと思ひます。またあの人選ということで大変苦勞されることと思ひます。そこであの県の資料を少々引用させていただきますけれども、このあのリーダーをそう勤めるにはそれなりの知識や素養も必要ですが、責任感がありやる気のある人が望ましいとあります。またこの職務を遂行するにはある程度仕事や時間に余裕がある人でないと難しいかもしれません。今後退職が見込まれる世代の皆さんに対し地域へ貢献できる有意義なボランティア活動として参加を促すことも1つの策でしょう。そしてこれは地域に住む人材の発掘ですから人材台帳を整備しておくことが重要です。初めは行政主導となりますが町が粘り強く普及啓発活動に取り組み、呼び水となるような努力も必要でしょう、とあります。このような人材台帳の活用などどのように思われますか。

町 長  
町 長  
まああの防災対応のためのアドバイザー制度は今申し上げましたように前向きにひとつ設置を検討してまいりたいということで申し上げておりますが、ただこれがあの常勤であるか非常勤であるかはちょっとまた町のこの考え方の中で十分検討する必要もあるかと思ひますし、それからこの人材確保につきましてもあの公募をして誰でもというわけにはまいりませんので、やはりそのノウハウを持った方がどうしても必要、当然やる気のあるまた熱意のあるということも当然でございますので、広くその辺をまた検討をしながら人選に努めていくと、ただまあこれがあのそうしたことのための人材台帳をひとつ作って登録してどうのこうのということということもなくてですね、この町のこうしたエリアの部分でのことでございますので、ひとつこの適する方の人材というものをよく掌握しながら、1つの判断の中で人選をしてまいりたいというふうに思っております。

中村議員  
中村議員  
掌握しながらということのお答えでしたけれども、まあ掌握という中に台帳をつくっていくということが掌握にも入るではないかというふうに思ひます。それでですね阪神淡路大震災の時に地域住民が協力して消火活動、避難、救助活動にあたり多くの人命を救った。建物の崩壊などで下敷きになって救助された人の8割以上が家族や地域の住民などに救助されたといわれ、地域での自主防災活動の大切さが確認されました、とあります。いつ起こるか知れぬ災害に向け自主防災組織強化が急務だと思ひます。防災関係に知識のある自主防災アドバイザーを複数年任期で充てることで活動の継続と活性化が図られている自治体が多くあります。少人数でも活発に行われているところは熱心な役員がいて住民の意識が高いということです。この自主防災組織の活性化は防災力の強化のみならず、支え

町の意識を高めるとともに今求められている地域のきずなを深めることにもつながると確信します。従って協働のまちづくりの観点からも自分たちの町は自分たちで守るとの信念で行政の勇気あるリードにより自主防災アドバイザーによる自主防災組織の設立を求めるものです。町長はこの制度が充実することによって広く町がですね活性化していくというふうに、1つのことに終わるのではなくこの防災活動の組織というものを通して地域のきずなやまた町の活性化につながっていくというふうに思われますでしょうか。

町 長  
町 長  
まああのこうした中山間の地域を抱えております飯島町だけにですね、今までも災害の歴史は当然あるわけでございますし、そうしたあの歴史の上に立って防災対応、先輩からのこの意志の継承も含めてですね十分身にしみておる課題ではあるというふうに認識をいたしております。まあ津波の形態であるとか山津波とかまあ土砂災害とかいう形態の災害は違いますが、やはり危機感と同じように持って、そのことを今われわれ現世代は引き続いて後世につなげていかなきゃならんと、従ってあの更に今回の大震災のことから含めても、このいやが上にもこの防災対策の意識というものは、それぞれいろいろご質問いただいておりますけれども、大変まあ関心の高い、また何とか対応していかなきゃならんとという関心は十分持つっていただきますので、その上にまあ組織の充実も含めて今アドバイザーをという1つの専門的見地から、常にこの組織の上に冠を入れてすることによっていろんなあの防災は元より、この地域をみんなで守っていくという皆が安心な地域づくりにひとつ汗を出して取り組んでいくんだという意識は必ずやこれは効果をもたらすというふうに確信をいたしております。従って是非これは進めてまいりたいというふうに思っております。

中村議員  
中村議員  
是非導入を求めまして次の質問に移ります。2番目、被災者支援・復旧に迅速に対応するため被災者支援システムの導入をについて質問いたします。被災者支援システムとはあらかじめ住民台帳のデータと家屋台帳のデータを統合しておきます。そこに震災発生後に被災情報を追加することで被災者台帳が完成します。被災者台帳をもとに非難、被災状況などの個人データを一元的に管理し、罹災証明書の発行から各支援制度や義援金の交付にも対応し、被災者支援の総合的な管理が迅速的に行えるシステムのことであります。阪神淡路大震災で兵庫県西宮市は大きな被害を受けました。震災発生直後から情報システム担当職員は被災者支援システムを次々と短時間に開発し、救済、復旧、復興業務において大きな力を発揮しました。この被災者支援システムは汎用 Web システムとして発展し、被災地ならではの経験、教訓を生かしたシステムとして総務省から全国の地方自治体に提供されています。東日本大震災発生前では同システム導入は全国で約220自治体でした。被災した東北地方では導入した自治体はほとんどなかった中、このシステムを導入していた宮城県山元町では被災状況を入力するだけで必要な業務がスムーズにでき効果を発揮したといわれています。この震災後、全国の自治体から68件の導入申請がありました。震災発生時には人命救助が最優先ですが、その次が被災者支援で、中でも生活再建に無くてはならないのが罹災証明書です。この発行には先に申し上げましたが住民基本台帳、家屋台帳、被災状況のデータベースを照合確認し発行します。しかし照合と確認に大変手間がかかります。ですから罹災証明書を出すのに被災者を待たせることになりかねません。ところがこのシステムを導入されていれば確認時間が短縮されスムーズに被災者支援ができます。災害発生時は行政の素早い対応が被災者支援・復興に不可欠であります。飯島で考

町 長 えられる災害に津波はないとしてもその他の自然災害は予測すべきだと考えます。既に検討しているかと思いますが被災者支援システムの導入を申請すべきと考えますが、導入への考えがあるか町長に伺います。

町 長 次のご質問でありますこの災害復旧・復興、これに迅速に対応するための被災者の支援システムの問題でございます。あの阪神淡路の大震災等の教訓から今このことが全国的に取り組みつつあるわけございまして、更にまた今度の大地震でそのことが一層評価をされておるといことはもう間違いないわけでございます。これらの中身等につきましてはまた今、務課長の方から補足して申し上げますけれども、特にあの災害が起こって復旧に向けていく段取りの中で、これはまあ法的な問題もあるものですから罹災証明というこの手続きがどうしても避けて通れないと、このことがあの非常に手間と時間がかかって思うような復旧に結び付いていかないというのが、実はあのこれはあの先般議長さんと栄村へ伺いをしたときにも今そのことで大変なんだというこの村長さんの直の声もお聞きしておりまして、で、上伊那広域連合としまして是非あの共同で取り組んでいこうと、場合によっては町独自でもというようなことであまりあの予算費用もシステムの開発の中で対応できるというような一部ことも聞いて検討に入っております。前向きに検討しておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

総務課長 一番新しいニュースでは10日の参議院予算委員会の中で公明党の山本議員が総務大臣に質問をして、総務大臣としてもこれを地方へ進めていくんだという発言をされております。それでまた国からこのシステムの活用について降りてくるかと思ひますが、あの当町では今あのデモやなんか体験する、検証していくことでいわゆる申請を行っております。で、IDやなんかいただいた段階で実際にデモを動かしながら検証してまいりたいと思ひますが、市町村独自のカスタマイズも可能だというようなことをお聞きしておりますので、あの検証したうえであの使っていきたいというふうに思ひますし、またあの被災地でこれはあの業者がやったんでなくて実際に業務を継続しようとする職員が必死の思いでこれ現場で作り上げたものでございますので、あのわれわれにも多分利便性の高い内容ではないかなと、ただあのその動作環境でありますとか人的な対応がどの程度いるのかとかちょっとまだ未知の部分がございますので、しっかりと検証させていただいてまああの有事に備えてまいりたいと思ひます。

中村議員 是非取り組むことを求めまして3番目の質問に移ります。大地震発生に備え保育園、小・中学校のガラス飛散防止策についてであります。当町では学校などの耐震策はほぼ終了し全国的にみても早い段階から対応がとられたことを大変に評価いたします。今後は予知される大地震に備え子どもの命を守る母親の立場からしますと保育園、小・中学校における窓ガラスの飛散防止対策が必要だと考えます。現実に被災地に行かれたボランティアの方に伺ったのですが、被災地では建物は崩れなくてもガラスの飛び散りにより怪我や、安全に避難するのが困難であったとのこと。また保育園、小・中学校は避難所にも指定されており、安心安全な避難所であるためにも窓ガラスの飛散防止策が不可欠です。建物内のガラスの飛散による二次災害が起らないよう、早急に先ずは地震の際の避難通路となる廊下に面する窓ガラスを強化ガラスの取り換えや飛散防止フィルムの張付を行い、安全に避難できる環境を整えるべきだと考え早急の検討、対策を求めます。教育長にガラスの飛散防止に対する考えを伺います。

教育長 あのガラスの飛散防止対策についてのご質問であります、今回発生した東日本大震災でありますけれども、これまであまり例のない、子ども達が学校に残っている時間帯の発生であります。ちなみに申し上げますと先程来出ております平成7年の阪神淡路大震災以来、震度6以上の地震がですね今回含めて20件ありまして、そのうち子ども達が学校にいたというのが幸いといひますか2件でありました。あとは土曜、日曜、長期休業中、あるいは夜間、早朝ということでまあ非常に幸いなことだったかというふうに思ひますけれども、いずれにしてもガラスの飛散防止については考えていかななくてはならないというふうに考えております。あの町内の保育園、小学校の建物はいわゆるあの新耐震基準の建物でありますけれども、ご指摘のガラス等の非構造物についての安全対策については国としても明確な基準がありませんでした。先月の24日に文科省の方では公立の義務教育小学校等施設の整備に関する基本方針というのが既にあったわけでありまして、それを改めて今回改定をいたしまして、建物、構造物の中にあります非構造部材の耐震化の推進について必要性があるというふうに明確に盛り込まれたところであります。でこれらの点を踏まえまして先般保育園あるいは学校ごとのですね避難誘導のあり方、それから合わせて緊急時の連絡体制等も含めて総合的に再検討するように指示を出したところであります。ご指摘のガラスについても検討に入っているわけでありまして、ガラスだけでよいのか、あるいはその他にいわゆる非構造物の大規模地震に対する二次的災害がないようなところがないかどうかということ、総合的な校内の安全対策、安全基準の見直しの中で検討してまいりたいというふうに思っております。どれを先に持っていくか優先度に従って、当然ながらガラスの飛散防止も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

中村議員 ガラス以外でなくて構造物全体を通してですね、あの危険カ所がないかどうかの再確認をしていただけるということで大変うれしく思ひます。大震災後、親御さん方は子ども達の安全に大変危機感を持っています。飯島が子ども達の安全対策に常に迅速であってほしいと願っています。また安心して子育てをできるまちづくりの部分でもあると考えます。親御さんたちの思いにこたえることを求めまして最後の質問に移ります。

教育長 平成24年度制定に向けた食育推進基本計画進捗状況はについて質問いたします。私が初めての一般質問においての内容ですが、その際平成24年度に向けて食育推進基本計画を制定すると答弁いただきました。現在アンケート調査が終わり素案作成を進めているとのこととうれしく思ひます。計画には先ず現場把握が大切ですが、その点、アンケート調査からスタートしたことを評価いたします。現状に沿った内容になることを望みます。そして素案づくりにおいては専門委員会が設けられると思ひますが、食育推進基本計画は当然のことですが住民の健全な食生活と豊かな人間形成につながる内容でなければなりません。教育長に伺います。現時点の進捗状況また進める中での課題などありましたらお聞かせください。

教育長 お答えをしたいと思います、当町の食育推進基本計画につきましては先ほど議員にもお話がありましたように、平成24年度に策定をするというふうにご場でお答えしたとおりであります。それに基づきまして現在教育委員会の事務局で進めているところであります。今年の2月にアンケート調査をいたしまして現在その結果については町のホームページに掲載しているところでありますので是非関心を持って見ていただきたいという

ふうに思っております。でそのアンケートを基にいたしまして素々案を作成しております。今後、食育ネットワーク会議を開催する中でご意見をいただき、併せてパブリックコメントを経て策定していくという計画で現在進めているところであります。この計画を進めるに当たっては当然ながら住民の皆さんそれから教育関係者、農林業者、それから食品関連に携わる多くの方々のご意見を伺いながら、皆さんの心身の健康増進と豊かな人間形成に役立つものになるよう、また実効性のあるものにしていきたいというふうに考えて現在進めております。以上であります。

中村議員

当町では教育長も言われましたが、食育推進ネットワークが制定されており、それぞれのグループで活発に食育活動が行われています。グループでは充実しているがそれを外に発信することに悩んでいると言われた団体の方がいました。このような課題が解消されることも提案いたします。また食生活の重要性に関する情報は豊富ですが、実際個人の食生活に反映されているかが疑問です。現在では若年者のがん、感染、原因不明、治療法が追い付かないほどの新しい病気が増えています。また暴行暴力など考えられない事件も起こっています。医学博士や心理学者の中ではこのような社会現象は食生活にもおおいに原因があると言われております。実際に非行、不登校、家庭内暴力など食生活で改善されたデータもあるほど食育の重要性が叫ばれています。この食育推進基本計画が形だけで終わらせてはなりません。子どもから大人までが楽しい取り組みができる計画内容となるよう、今後委員会の中で慎重に審議いただくことを切に望みますが、もう一度教育長のお考えを伺います。

教育長

食育に限らず全てのことに通ずると思えますけれども、よく言われるところに仏造って魂入れずというふうに言われております。計画はできたが中身はどうだろうかということがないように、またあの先ほど声を出しにくいというお話もありましたけれども、是非多くの方ですぬ意見を汲み上げて内容のある、それから知識だけに終わらないような計画にしていきたいというふうに考えております。

中村議員

是非そのような取り組みをお願いいたします。私自身も学習し情報などの提供ができるよう努力してまいります。是非住民の理解が得られるような飯島ならではの食育推進基本計画が制定されることを求めます。最後に今月は食育月間です。町民の皆様が家族で食の大切さを語り合い、食生活の見直しが図られるようお願いして質問を終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時15分といたします。休憩。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

11番 平沢 晃 議員

11番

平沢議員

本論に入る前に、震災から3カ月が過ぎました。このたびの震災で被害を受けられた皆様、また被災地に諸縁の深いご関係の皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早

い復旧を心底よりお祈りを申し上げます。

それでは通告に従いまして以下、防災に関連のあります3点について質問を行います。先ず1つ目として住宅用火災報知機の設置状況について、2つ目として高齢者世帯に消火装置配備について、3つ目は個人情報の保護に関する法律への過剰反応について、いずれも高齢者社会に向けての自治体地域政策として取り組まなければならないところまできている状況を鑑み、提案を申し述べて順次質問を進めてまいりますので、町長の率直な所信をお伺いしたいと思います。さて平成16年に改正されました消防法により平成18年6月1日以後に建てられた住宅、それから既存の住宅については伊南行政組合火災予防条例につきまして平成23年5月末までには住宅用火災報知機の設置が義務付けられておりますが、本町の現状は今どうなっているのか先ず最初にお伺いいたします。

町 長

それでは平沢議員の質問にお答えをしております。先ず住宅用の火災報知機の設置状況について飯島町の設置の状況でございます。住宅用の火災報知機、これはまあ火災警報機になるわけでございますが、これの設置につきましては消防法の改正によりまして平成18年の6月1日から新築それから既存住宅を問わずに設置が義務付けられたところでございます。新築住宅にあっては平成18年の6月1日から、それから既存の住宅につきましては伊南行政の組合の火災予防条例で平成20年6月1日から、いずれも今年の6月1日の間に設置をいただくことが義務付けられておりました。もう既にあの期限が過ぎたわけでありまして。そこで設置率のご質問でございます。飯島町では約54%というふうに見込んでおります。伊南管内の64.1%、長野県平均では61.1%と比較いたしますと、10%ポイントほど低い状況にあるということでございます。住宅用の火災警報機設置目的は火災から大切な家族や自身の命、財産を守ることにあるので、今後全世帯の設置に向けて伊南行政組合消防本部共々に精いっぱいこれはあの普及に努めてまいらなきゃならないという課題でございます。そのことを認識いたしております。

平沢議員

設置率の率を今お聞きしましたが、私、県の消防課による昨年12月の調査の普及率を持ってありますが、まあ今申したとおりの設置率は本町は54%、それから伊南管内は64.1%、それから県の昨年12月の普及率が65.9%になっております。これに比べても今町長申したとおりの本町はほんとに低い設置率であります。火災はこれは起こさないようにするのが一番であります。住宅火災による死者の半数が65歳以上ということでございますので、住民の高齢化を考えますと早急に設置の必要があると考えます。従ってこの什計器が早期避難や初期消火に役立つことをアピールし、設置を促す方針に何か行政の指導力不足の感があると思われませんが、準備期間に取り組んできた住民への周知と今後の対応をどう考えているのかお伺いいたします。

町 長

住民へのまあ周知方法、啓発でございますが、今その前のご質問で県の平均数字が少しあのこちらで申し上げた数字と、平沢議員の把握した数字と違っておったかと思っておりますが、あの捉える時点での問題かと思っておりますので、今お話のありました数字をこちらとしては12月1日時点ということで受け止めさせていただきたいと思っております。今お話申し上げたこの町の設置率から住宅用の火災警報機設置に対する義務化の周知に関して、町民の皆様の認識それからこちらの啓発が必ずしも十分でなかったというふうに判断もいたしております。で、具体的には今考えておりますのが秋の火災予防運動の期間中に全戸へ

伊南行政組合消防本部との連携によりまして、啓発チラシや消防団の協力もいただいて、火の元点検との実施に合わせてこうした制度の概要を是非ご理解をいただいて各戸への普及啓発に努めて、個別個々に対応をしてみたいというふうに考えております。でその際のこのやはり義務設置の目的というものが、いざという時にやはりこれはごく初期において必要な対応をすることによって自分の身を守るという、やはりこれは自己責任の最たる部分であるというこの自覚をどうしても持っていただくことも大切でございますので、是非そうした認識をいただくような設置をいただくような、また理解を深めていただくひとつの個別の啓発に理解をいただいていくことが大切だと思いますので、この辺を重点的にひとつ考えてみたいというふうに思います。

平沢議員

更なるまあ啓発を行っていただきたいと思いますと思っておりますが、この消防法改正によりましてこの全住宅を対象にこの設置義務がありますが、まあこれに対する罰則規定はございません。私はあの以前この消防法の改正後に一般質問でこの高齢者の住宅への火災報知機設置を提言いたしました。まあ本町では既にお聞きしますと65歳以上の寝たきり高齢者などに対する火災警報機設置の対応はこれはまああのかなり進んで済んでいるというような状態で、これはまあほんとに高く評価するところでございます。まあそれで当然この公共住宅につきましてはこれがこれは町が設置しなければならないわけですが、現在この公共住宅の取り付け状況と併せて私は段階的に計画を立てて、この未設置の一般住宅についても財政補助的な制度をもって取り組み、火災警報機の推進を図ることが肝心だと思いますが、この点について町長のお考えをお伺いいたします。

町 長

次は公営住宅、いわゆる町所有の住宅への取り付け状況と、それから設置がされていない一般住宅への設置についてその補助の考え方があるかどうかということでございます。前段のこの町営住宅に関しましては現在、北梅戸、それから上通り、陣馬、豊岡、舟久保、グリーンリーの飯島、それから最近のグリーンハート、この7住宅でございまして、管理戸数は全部で159戸でございます。ご質問の取り付け状況でございますが、北梅戸と上通りそれから豊岡、舟久保住宅につきましては平成21年度までに整備をいたしました。陣馬の住宅も県からの移管時には既に設置がされております。それからグリーンリーフ飯島、及びグリーンハートにつきましては新築時にいずれも基準通りに設置がなされております。こうした経過の中で全て飯島町所有の公営住宅には設置済みということと事業完了をしております。それから65歳以上の寝たきりの高齢者などに対する対応といたしましては、今お話もございましたけれども、これはあの高齢者日常生活用具の給付事業の中でとらえておりまして、火災警報機を設け対応をしております。特に平成21年度には国より交付された経済危機対策の臨時交付金を活用いたしまして、その設置普及に努めてきたところでございまして、現在該当者218戸に設置済みというふうになっております。それから一般住宅に付きましたも既にあの自主的にこの法の義務規定によりまして設置済みのご家庭も相当あるわけでございます。従いましてこの補助の問題につきましてやはり自己責任の中で今までこうして自ら法的設置義務に従って設置をさせていただいてまいりましたその均衡上、今残りの部分について更なる補助を設けて支援ということは非常に厳しいというふうに捉えておりますので、今後あくまでも自主的な設置についての努力をさせていただくというふうに考えておる次第でございます。なおまた参考までにあの自主防災会等の組織、耕地等でこうしたことを総代さん等がまとめられて一括購入を

平沢議員

することで経費の面それから高齢者世帯への取り付けの支援などが安価でまあできるというような事例も1・2聞いておりますので、こうしたことも含めてまた働きかけもしてみたいということで考えておるところでございます。以上であります。

ただいま公共住宅は既にまあ公営住宅は終わっているということで、まあこれはほんとにあの喜ばしい話でございますが、それでまあ一般住宅はちょっといかがなものかというご答弁でございますが、この消防庁のこの設置推進会議、この長を務める菅原進一について東京理科大学の教授でございますが、この人の報告でいきますとまあ火災発生から5分がカギだと、そのカギを握っているといわれ、逃げ遅れでこの死因の63.9%これを防ぐ決め手と言われておりますこの装置において、それでまあこれで本町でまあこれをまあ積極的に推進の、まあ今町長努力と言ったけれど、これを私は検討をお願いをしてみたいと思っております。

次に高齢者世帯に消火装置を配備する問題について、今言うように警報機はちょっといろいろな問題がありちょっと遅れているということとありますので、まあこの消火装置これをまあ配備することによってこの問題が解消できるんじゃないかということ、まあ人それぞれによっては個人差はありましようが、高齢になると注意力が散漫になりまあ行動が鈍くなるのはこれは一般的ではないでしょうか。それで高齢者が焼死したというまあ新聞記事こよく多く見ます。まあ連日のようにまあ出ておりますが、まあ特に先日70歳代の夫婦がまあ焼死したこの痛ましい記事がありました。高齢社会を迎えているこの本町ではこれは決して見捨てておく問題ではありません。まあそこで本町の1人または2人暮らしの高齢者世帯の現状についてちょっと先お聞きをしたいと思っております。

町 長

2つ目のご質問であります高齢者世帯に今度はあの消火装置の問題に関連して質問をいただいておりますが、先ず最初に飯島町の在住の高齢者の1人または2人暮らしの世帯の現状の数字のご報告でございます。本年4月1日現在住民基本台帳からの資料では65歳以上の方で1人暮らしまたは2人暮らしの世帯数は670世帯、全世帯に占める割合は19%余りということになっております。まあこの数字の中にはあの同一の家屋での生活をしているにもかかわらず本人や家族のご都合によりまして、便宜上世帯を分けられて、あるいはまたあのすぐ隣接して所帯を持っている若い人たちというようなことも含まれておりますので、実数値ではもう少しこれより実質な1人、2人暮らしは下回るんじゃないかということでございますが、一応670世帯でございます。

平沢議員

ただいま報告にございましたように、その率から申しても本町のまあ高齢化率はこれは既に30%に達しております。それから今報告ありましたとおり1人または2人暮らしの高齢者世帯はまあ670戸、19.なにがしでありますから、まあ約20%を占めている状態でございます。どうしたらこの痛ましい事故を防ぐことができるか、これが一番の根底だと思います。高齢者社会への取り組みはこれからが本番です。それに向けてのまあ財政基盤の確立も重要であります。先ずは高齢者のいたわり思いやりの心、これが何よりも大切だと私も思っております。先日の橋さんの講演でも全くこの物から心のことが謳われておりました。まったくその通りだと思います。高齢世帯は特に障がいを持った方、それからあるいは体が自由にならない方への住宅に自動消火装置の配備をしてはどうかと提案いたしますが、この点町長はまあ如何お考えか町長の所信をお伺いしたいと思います。

町 長

特にあの弱者世帯といわれる高齢者世帯に今度はあの自動消火装置、このあとちょっと補足をして担当課長からその実態なるものを申し上げますけれども、非常にあの単なる火災警報発信と違いまして、消火能力を一部有する装置が開発をされまして当然お値段も高いわけでありまして、これからの時代はそうした初期消火を伴ったことが1人、2人暮らしの弱者の世帯には確かにあの有効的だというふうに思います。ただまあこの普及となりますと 60,000 円余りもする高価な機械でございますので、なかなかあの単独で高齢者の世帯が導入するというわけにはすぐにはまあいかない面もあるかと思いますが、いずれにしてもこれからのあの機動的な対応をしていく上では必要な機会だというふうに思っておりますが、やはりあの経済的な部分もいろいろ各世帯によって違いがございますので、また民生児童委員等ともそうしたことが状況があることは十分また知っていただいて、個々ケースごとのひとつまたご相談にのっていただくような方法で、できればこの普及を図ってまいりたいというふうに思います。

住民福祉課長

参考のためにこの下にあります防災展示ホールと、そこからちょっと持ってきたんですけれども、これが自動消火装置ということで、これ消化器みたいなものなんですけれども、この中に強化液が入っております。でこれ導管がございましてこれが大体2.5メートルぐらい伸びるんですけれども、台所のコンロの近くへ置いておきまして、これを伸ばして天井の上から、でこの筒先がだいたい95度くらいで熱が来ますと自動的に強化液が噴射されて消えるという装置が自動消火装置でございます。でこの配備ということでありますけれど今町長からお話ありましたように、なかなか高価なものでございますのでなかなか全て入ることが難しいわけでございます。民生委員の皆さんそれから包括支援センターでも相談業務をやっておりますので、こういったものもあるんですよということもまあご家族あるいは本人のお話し合いの中で紹介をしてみたいとそんなように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

平沢議員

ただいま説明のありましたように、あのやはり什計器はまあ体の不自由な方たちはまあ逃げられないというような状態の中で、この自動消火装置は何よりのものだと私は什計器が入らなければまあこれに切り替えていくべきではなかろうかと思っておりますが、この自動消火装置での行政の取り組みっていうものはまああんまり全国でもこれは例を見ないそうなんですよね、ですからこの飯島町としてはこの高齢者福祉の充実の一端としては積極的な対策をしていただきたいと思っております。消防白書によれば約8分に1件の火災が発生して、毎日26人もの人が死傷したり 480,000,000 円の財産が灰になっているとこんなような状態でございます。それでその出火場所としてはまあ多いのが家庭におけるキッチンで、それで特に多いのがこのテンブラ油火災などのこのコンロの火災だそうであります。昔から備えあれば憂いなしという諺があります。この消火装置はただいま課長の説明がございましたとおり家庭の台所のコンロの上、約60センチから1メートルこの高さに取り付けられて、さっきご案内のとおり95度で熱を感知するとまあ自動的に消火用の薬剤が約10秒間噴射するもので、消火装置の代金は設置費用を含めて約 60,000 円ですから、まあこれを補助を含めた負担を私は計画的に考えてもらったらどうかという提案をいたしますが、この考えについては町長はいかがお考えでしょうかお伺ひいたします。

町 長

大変まあ難しい宿題のご質問をいただいたわけでありまして、今申し上げます

たように、この1人、お2人住まいの世帯数が町内で670世帯ということになります。確かにあの良い機械、初期消火威力を発する機械でありますけれども、配備となりますとまあ原価的に60,000円少しというような単価の中で、多額の町が補助という形になりますと多額の財源を必要とすることはもう明白でございます。しかもこれはあの国や県の補助がないという、全く補助が無い、やるとすれば町単独の事業という形になるわけでございますので、できればまあ財政が許せば高齢者に対する配備することは理想かもしれませんが、現在の様々な事業の優先順位の中でいろんなあの高齢者世帯への補助もしておるわけではございますけれども、なかなか厳しい現実であるということをお知らせをえませんが、ただあのほんとにまあいわゆる生活の上での弱者、初期行動ができないといったような特にあの高齢者の日常生活の用具給付事業の実施要綱というのがございます。これはあの従来からあるわけございまして、この消火器ばかりではなくて様々なあの生活の器具に対する補助をしておるわけでございますけれども、これはまあ住民税の非課税世帯に属する65歳以上の寝たきり老人及び1人暮らし高齢者ということに限度が決められておるわけでございますけれども、これはあの限度額を定めて給付ができる制度になってございます。最高は 30,900 円限度額、約この機械でまいりますと2分の1というようなこともございますので、とりあえずこの制度を是非ご活用をいただきたいと、これに対する必要な予算は他の備品っていいですか用具とともに、日常生活の用具とともに補助を含めて検討をしていくと対応していきたいというふうに考えておりますので、まあ同じ65歳、1人、2人の中には大変お元気な方、65歳に至らなくてもやはりそうしたあの弱者といわれる身体の具合の悪い方もいろいろおりますので、一概に申せないわけでありまして、当面はこの制度をご活用いただきたいというふうに思っております。

平沢議員

まあ一応取り組みを考えていただけるというようなご回答だと思いますが、これ私はこの他市町村に先駆けて取り組むことによってですね、本町からはこの痛ましい火災事故の解消につながり、これ強いては町長この施政方針で、高齢者や障がい者の方々の理解を深め温かい心を持って地域全体で支え合い助け合うことのできる福祉のまちづくりに、という文言がありました。これに私はつながると確信をしておりますので、まあ先程申した高齢者日常生活用具給付事業を住民の皆さんに分かりやすく啓発して、この消火装置の一日も早い取り組みを決断をお願いをしておきたいと思っております。この点についてどうですかねもう一度町長、心強い所信をお伺ひしたいと思います。

町 長

全世界670世帯に対するまあ対応については、今申し上げた通りひとつ当分の間はひとつさせていただきたいと、それからこの補助制度に乗った部分については精いっぱい対応をさせていただきたいと、またそのPRにも努めてまいりたいと。それとですね他の日常用具の機材と違いまして、今ここにあります機械は非常にあの耐用年数5年にぐらいいですか、あの消火器、粉末なんかもそうでございますけれども、それ以上にあの保守業務が必要であるというようなことも言われております。当然あの薬剤の入れ替えもございまして、この管詰まりみたいなことも常時管理をしていかなきゃならんというような、そういうことを合わせてまあ自己責任でもお願いをいかなきゃならん、まあこれはあのメーカーさんっていうか販売店に責任を持ってまたやってもらわなければいけないだろうと思っておりますけれども、その辺も含めて、ただ付いておるからひと安心だけというわけ

にはまいりません。従ってそうしたことも含めて理解をいただいた上でこの啓発、補助制度を進めてまいりたいというふうに考えております。

平沢議員

まあ保守点検も含めた形の中でまあ是非啓発をお願いをしたいと思っております。それでは次に3つ目の個人情報の保護に関する法律への過剰反応について質問を行います。個人情報の保護に関する法律はこれは誰もが安心してこのIT社会の便益を享受する、これするための制度的基盤として制定され、これは平成14年4月に全面施行されております。しかしながらこの法律に対するこの誤った理解から本来必要とされる個人情報の提供が行われないなどの過剰ともいわれる反応が一部に見られ、弊害が指摘されているとお聞きしておりますが、この平成17年4月に全面施行されてからこの飯島町での問題とか課題についてお聞かせください。

町長

次のご質問は個人情報の保護に関する法律に関連して、まあ反動的な部分でどうか、特に平成17年の4月全面改正施行されてからのこの本町での問題と課題についてでございます。個人情報に関する当町での問題と課題でございますが、個人情報の保護法が制定され当町においても個人情報の保護に関する条例、それからそれに伴う施行規則、規定というものが一連としてあるわけでございます。これがまあ制定をされまして条例に基づいて業務を的確、厳正にまあ行っておるところでございます。特にこの個人情報につきましては個人情報を保護するための漏えいの問題、あるいは滅失、消え去るもの、それから改ざん防止といったこの個人情報の正確性の確保に十分なまあ最大限の注意を払っていかねばならない問題でございます。それから社会情報化情報社会の進む中で、特にコンピューターによる管理が主で機密情報等の外部に流出しないような措置を講じておるところでございます。今なお連日のようにこうした個人情報の漏えい持ち出しといったようなものが大なり小なりまあ報道では流されておるわけでございますけれども、決してこういうことがあってはならないという前提の中で万全を期しておるところでございます。その一方であの民生児童委員の皆さんや各種団体等からもこの情報提供をやっぱり職務上求められるケースもあると、そのことが非常にあの業務の取り組みの運営上まあ必要だというような認識もあるわけでございますけれども、なかなかそのところが難しいわけでありまして、個人情報の保護によってこの情報についての条例や本人の同意、それからひいては個人の生命、身体、財産の安全をするために緊急かつやむを得ないと認められる場合以外は、個人情報は基本的に提供はできないという法の規制の趣旨でございますので、そうした限られた範囲内の法に基づいた範囲内の提供で今対応しておるということでございます。今後は住民の福祉や安全確保のために個人の利益の保護と個人情報の有用性の整合性が、どうしても現実問題としてはやはり課題であるというふうに考えております。そのところが今の現況、町の現況で捉えておる課題・問題等でございます。

平沢議員

まあ今条例に基づいて適正に業務を行っているというように判断をさせていただきます。まあ先ほど申したとおりまあ当世はこのコンピューターの漏えい事件がまあほんどこ新聞かなり厳しい状態で出ておりますが、ほんとに多発しておりますのでこの一番大事なことはこの住民の福祉や安全確保のためにもしっかりと整合性をもって取り組んでもらいたいと思っております。次に援助が必要なお年寄りや障がい者をお持ちの方々のこのリスト作りには支障はないかをお聞きしたいと思います。まあ具体的に申し上げますとこれは地震や水害が発生したときに、まあ援助が必要なお年寄りや障がいを持つ方々のこのリスト

作りが進んでいないこと、先ほど町長も触れておりましたが、民生委員の活動に支障をきたしているなどであります。この民生委員の件につきましては後段の方でまた申し上げますが、東日本大震災でもこの障がい者への情報伝達に不備があった、こういうケースが多く指摘をされております。防災・防犯対策を重点に置き、障がい者の年齢や状況に応じた対策が必要として、障がい者の防災対策義務化がこれがただいま謳われております。まあ本町でも数年前でしょうか災害時に支え合いマップを行政、社協の支え合いにより民生委員とこの耕地の三役等で各耕地単位で作成をされていることは私も理解をしておりますが、このマップ作りで一番問題になったことがこのやっぱし個人情報が取り扱われることに抵抗を感じる人も居て、難航をしたと、ところもあつたとこれもお聞きしておりますが、この災害時要援護者登録についてはこれは支障はないかどうか現状をお伺いをいたします。

町長

援助が必要なお年寄りや障がいを持つ方々のこのリスト作りには支障の問題があるかどうかということだと思います。町では現在援助が必要な高齢者や身体障がい、知的障がい、精神障がい等をお持ちの皆さんを把握するためのリストの整備を行っておりますけれども、これについては町の持っている情報を町の職員が責任をもって作業を進めるため、この中で十分な管理と合わせて現在支障は全くございません。

平沢議員

まあただいま支障はないとのことでひと安心しているところでございます。まあ責任をもってこの職務を励行していただきたいと思っております。それでは続いて民生委員の活動への対応についてお尋ねをいたします。個人情報保護法の施行以来、行政から民生児童委員に対する情報提供が抑制されて、民生委員の活動がやりづらくなったとそんなような声もよく聞かれます。そのために行政から民生委員への情報提供を促進し、民生委員の情報管理の適正化が得られるよう情報共有の目安を定めることで、民生委員活動を円滑に進めるような活動への対応はなされているのかどうか。民生委員の主な仕事は住民の相談に応じ助言など援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供をすることで、そのために関係機関との情報共有を進めていく必要があります、特に市町村が保有する情報は民生委員活動のための重要なこれは基礎データであり、民生委員活動には住民に対して支援を行う関係機関との連携が不可欠と考えますが、この点について町長のお考えをお伺いいたします。

町長

民生児童委員の皆さんには大変まああの地域地域で日夜大変なご苦労をいただいておりますけれども、特にあのこれまで民生児童委員の皆さんはご自分のまあ担当する耕地等地域、この状況を常に対象として独自に福祉台帳を作成整備しながら日々の活動に活かしていただいておりますということでございます。で、それぞれ個別の問題が発生をした場合には町の保有をいたしております情報を提供をして、そのことを共有しながら町そしてその関係者民生児童委員の役割を分担しながら個々の皆さんの問題解決に取り組んでいただいておりますということで、必要な情報は法に触れない範囲の中でまあ精いっぱい提供させていただいておりますということでございます。そこでまあ担当する耕地にお住まいの全ての皆さんを把握するための一覧表等の提供についてでございますが、個々の委員の皆さんからはこうしたことはやっぱし一律的に管理をしたいのというようなことで依頼され要望されたこともありますけれども、これはあの一律的ということになりますと個人情報の保護にまあやはり抵触する部分がかかり入ってまいりますので現在は行ってきておりません。昨年の12月に民生児童委員の改選がございまして、今年度の活動として担当

耕地の皆さんを対象としたこの福祉台帳の整備に取り組むことが決められておまして、この5月に長野県及び県の民生児童委員協議会から民生委員の活動と個人情報の扱いに関するガイドラインというものが県下一律的に示されましたので、これを基に飯島町を含めた各民生児童委員の皆さんと協議をしながら、引き続きこの活動に必要な情報の提供と支援を行ってまいりましてでございます。このガイドラインに基づいて一律的なこれはあのだこの市町村で差があるというようなことでは決してまずいわけでございますので、そうしたガイドラインに沿った形の中で対応してまいりたいということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

平沢議員

まあご案内のとおりこの制度的なガイドライン、これに沿ってということでございますが、それではこの個人情報の保護に関する法律の下で只今申したが、この名簿等の扱いについてこの情報提供としては許容される許される範囲とはどの辺までなのか、またどのようにすればいつでも使え利用できるかといったことについて、まあこれは行政としてある程度この職員に周知することが必要ではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。町長の考えをお願いいたします。

平沢議員

名簿の取り扱いの周知につきましては、やはり基本的には町の条例で規定をしておりますとおりの各課で管理をいたしまして、そして情報提供についても法律と町の条例、規則等に則りまして行っている現状でございます。従って災害等の有事の際の情報提供につきましては条例によって提供ができることと、必要に応じてできることとなっております。そうしたことを運用的にも噛み合わせながらこの情報についての取り扱いについては、関係者やまた町の広報等を通じて常に周知をまいりたいというふうに考えております。

平沢議員

まあ制度的な問題でありますからこの条例によっての運用ということで理解をしておりますが、市町村からこの民生委員にそれでは具体的にどのような情報を提供するのかは、これは民生委員の要望に基づき地域の実情に応じて判断していくことがこれは私も必要だと思っております。この民生委員からの要望の多い項目は参考までにちょっとお聞きしましたところ、要援護高齢者に関する情報、それから災害時要援護者に関する情報、独り暮らし高齢者に関する情報、障がい者に関する情報、要援護者に関する施設入・退所、転入転出に関する情報、以上がまあ挙げられておりますが、本町ではこれらの情報提供の対応は行われているのか再度この点についてお伺いをいたします。

住民福祉課長

町長からお話申し上げましたように、リストでの一括の提供こういった形は先程の条例に抵触することになるということで提供しておりません。個別で必要になった案件にのみ個別に提供するという形を取らせていただいております。

平沢議員

まあ条例に則ってということでございますが、やはり民生委員の職務的の立場を考慮した形の中で、まあ個人的なものはともかくとしてまあ災害時には弊害をきたさないような1つの対応を考えていただきたいと思っております。それでは最後に運用基準の明確化について説明を行います。まあこの職員による意図的な情報隠しやことなかれ主義といったことによる過剰反応のないように、町民の常識に合った判断が必要であると思っております。このために本町の運用基準の開示を明確にすることで地域弱者の保護、福利向上につながると思うがこれはいかがでしょうか。個人情報の定義は各自治体の条例によりますが、先程来申しておる通りこの個人情報は一般的には要介護者の家庭内の状況などはもちろんのこと、氏名、年齢、電話番号など特定の個人を識別できるもの全てが含まれますが、この災害と

町 長

かまたこの有事の際にはその人の命を救うことが一義的でございます。できるだけスムーズに安否確認などができるこの本町の運用基準をこれははっきりと明確化するべきではないかと私は考えますが、この点についての町長の所信をお伺いいたします。

ご質問のこの趣旨が再三まあ申し上げてまいりました国の法律があり、町の条例・規則・規程等があり、これをまあ厳正に運用して、例外的には災害対応の情報提供といったものも、あるいはまた個別の必要な部分については情報開示という取り組みの中でやっておるわけでございますが、基本的には法律に基づいた町の条例・規則等の運用の中で明確化されておるというふうに私どもは考えておるわけでございますが、そのご趣旨がご質問のご趣旨がどういう部分でこの明確化でないのかということをお聞きさせていただかないとお答え出来かねると思っておりますが、あの一般的なこの条例根拠等に基づいては飯島町の場合は明確化しておるということを是非ご認識ご理解いただきたいと、今後とも個人情報の保護についてはそうした1つの原則論に従って、公正なこの個人情報の保護という観点に立ってご理解いただくための啓発PRはしていかなきゃいけないというふうに考えております。

平沢議員

ちょっと明確化という文言がちょっと不適切だったかなと思っておりますが、先程来申しておる通りこの個人情報の定義、これはもうあくまでも再三申し上げた通りでございます。それで私はこのやはり一番大事なことは人の命を救う、これがやっぱし一義的なものだと思っております。これを一刻も早くスムーズに安否確認ができるような形、これをやっぱしあのこの個人情報でいきますと、緊急時あるいは有事の際においてはこれは構わないという法的にはクリアされると私はちょっと文言で理解をしておりますが、ですからここをもう少し明確化をすることができるんじゃないかという意味に申しておりますので、まあここらも今については制度上の難しい問題もあると思っておりますが、これやっぱし人の命を救う、このためにこのスムーズな運用ができますように、住民の皆様がしっかりと個人情報の保護に関する法律を理解できるような手法を、これしっかり検証してまあ啓発を進めてもらいたい。この点についても一度再度お伺いをして質問を終わります。

町 長

非常時等の対応の中でももう少し情報開示というようなことかと思っておりますけれども、非常時の場合には例外措置としてそのあらゆる想定に従っての必要な情報は門が開かれておるといことでありますので、今までの反省の上に立ってもう少し申し出があるのかどうか、ルールの中でそのことは道が開かれておりますので精いっぱい対応をさせていただきたいと、一層また全体的なPRはまた更に努力をまいりたいというふうにしております。

平沢議員

まあ是非そういう形の中でしっかりした啓発をお願いして質問を終わります。

議 長

これで本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時 3分 散会

平成23年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年6月14日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

三浦寿美子  
堀内克美  
宮下 寿  
浜田 稔

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 千村弥紀

## 本会議再開

開 議  
議 長

平成23年6月14日 午前9時10分  
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。  
議長から申し上げます。箕浦副町長につきましては公務のため欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

なお、本日の一般質問について林代表監査委員にご出席をいただいております。代表監査委員にはご多忙中のなか、ご出席をいただきありがとうございます。よろしく願いいたします。

議 長

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。  
4番 三浦寿美子 議員

4番  
三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に弱者（災害時要援護者）の安全を確保する防災計画への見直しについて質問をいたします。昨日の一般質問の多くの方が防災にかかわる内容でありました。それぞれに視点に違いがあり防災計画の見直しが求められていると考えております。東日本大震災、阪神淡路大震災では60歳以上の高齢者や障がい者、子どもの犠牲者が多かったと聞いております。飯島町地域防災計画では障がい者、高齢者等の保護活動計画において基本方針と活動の内容が示されております。その中で基本方針として災害発生時において高齢者、障がい者など災害時要援護者が被害を受ける可能性が高い、このため社会福祉施設等の関係機関や地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害時要援護者の安全確保を最優先とした対策を実施する、としており、活動の内容でも警戒宣言が発令された場合、避難を希望する在宅の災害時要援護者については緊急通報装置や警報装置等により情報提供を行い、関係機関、地域住民、ボランティア団体等と支援協力体制の確立の下非難するという事で、町が実施する計画また社会福祉施設等が実施をする計画として計画が立てられております。この中で先程申しましたが、東日本大震災、阪神淡路大震災などやはりこうした障がい者の方、高齢者の方、子どもさんが亡くなっているという事で犠牲者が多かったという事で、この本活動計画は更に具体的になっていかなければ安全が守れないというふうに感じるところですけれども、現状でこの計画に示されている安全対策が機能するかどうかお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

それでは三浦議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。先ず弱者、災害時の要援護者等が含まれると思いますが、この安全を確保するための防災計画への見直しが如何にということの中で、町の防災計画の中で障がい者や高齢者等の保護活動で示されている安全対策は十分機能するかどうかということでございます。お話のございましたように、東日本のこの度の大地震やかつての阪神淡路大震災の犠牲者の状況は子どもや障がい者の方、また高齢者の方々が大変多くお亡くなりになったり行方不明になったという、この率が大変まあ高いというふうに言われておるわけでございます。報道のとおりでもござ

います。ボランティアの方々のご支援がなければ当然これはあの支えられることは困難となりまして、今町の防災計画に謳われておる基本的なことについてのお話しはその通りでございます。そこで現在のこの町の地域防災計画で示されている安全対策がこのようまあ不測の大災害に見まわれたときに、十分機能するかどうかということにつきましては、阪神淡路大震災の教訓はかなりまあこれはあのその経験の中で教訓として防災計画の中で折り込んで謳われておる部分が多いわけでありまして、今度のように特にあの山津波、まあ海の津波はないとしても、一山がもう襲ってくるというような山津波もなきにしもあらずといったようなこと、それからまあ浜岡あたりもひとつの関連もあるというようなことで、こうした放射能への対応というものは全く皆無であり、あるいはまたあの十分でないという面もあるわけでございまして、今後より今の防災計画の基本的な考え方をより突っ込んだ具体的な、この特に災害時の要援護者、弱者に対するこの安否情報の確認、手段、方法等をきめ細かくやはり想定をして謳う必要があるということで考えておりまして、こうしたことも含めて全般的にこの度その他の点に触れても防災計画の見直しを進めるということで現在検討をして進めておるところでございます。

三浦議員

ただいま具体的な安否情報の確認や全般的な見直しをしていくということをお聞きしたわけです。4月19日の警視庁のまとめでは、東日本大震災で被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県3県の死亡、行方不明者の65%が60歳以上の高齢者であったことがわかりました。最近、障がい者制度改革推進会議の報告では3県の被害の大きかった37市町村の障がい者は推計で150、000人ということですが、関係団体が在宅障がい者の安否確認を実際にできたのは5月23日の時点で約9、000人ということです。また報道などから見ると子どもの犠牲者の多くは非難のあり方が明暗を分けたというふうに思われます。自分の力や判断で行動できない人たちが犠牲になったことが余りもはっきり表れたのではないのでしょうか。阪神淡路大震災でもやはり高齢者、障がい者、子どもに犠牲者が多かったと報告をされております。このことは重大な問題であり、同じことが起きないように飯島町として万全を期さなければならぬと思っております。具体性に欠ける計画ではいざという時に役に立たないことを心配しているわけです。町長が防災計画の総体的な見直しをするという答弁でありましたので、教訓を生かした現実的な支援体制の早急な確立が求められるというふうに思います。障がい者、高齢者等の保護活動計画の内容を具体化することが先ずすべきことと考えます。町長の所見と防災計画の見直しがどのような工程で行われていくのかお聞きをしたいと思います。

町 長

まあ防災計画のより具体的なことを含めた見直しを進めるというふうに申し上げております。でこれはあの、飯島で単独でこの地域に町に合わせたこの見直しの部分とですね、それからこの地域を超えて出てくるような、まあ例えば天竜川全体の災害でありますとか、土石流の問題、それから更にはこの放射能の問題、これはもうあの長野県はおろか中部圏域あるいはその他も含めた全体の圏域としての問題もあるし、この辺はまああの国や県との取り組みの中でまた飯島のどういう対応をするかっていうことも盛り込まなきゃならないと、従ってあの国も今いろいろとその更なる今度の教訓にして練り直しを進めるというようにも言われておりますし、県ももう具体的にそうしたことを含めて検討に入っておりますので、どうしてもそれらの整合性を図っていかなきゃならないと、併せて町の独自性も特殊性なこの部分も加えていかなきゃならないということでございますので、個々

月、二月で出来るというわけにはちょっとまいらないかと思えますけれども、まあ何時や  
って来るかわからない災害でございますので、まあできるだけあの年内ぐらいにはこのこ  
とを連携の中で取りまとめて、できるだけ早くまあ進めていくということで、ちょっと時  
期の明示はいたしかねますけれども、そんなことであのそれぞれの機関とも連携をとりな  
がら、また町内の各団体とも防災会議もございまして、それから水防の協議会もございま  
す。それぞれ消防団とも協議をしながら総体的に進めていく必要があるということで、少  
し時間をお貸しいただきたいというふうに思っております。

三浦議員

ただいま防災計画の見直しについてお聞きをしたわけですが、地域の住民の皆さんの声  
も聞きながら是非計画をできるだけ早い段階で策定をしていただきたいというふうに思  
います。岩手県釜石市では小中学生が率先して高台へ避難をし、2,900人の児童生徒の  
内、死者・行方不明者は5人に止まったという報道がありました。その背景には10年以上  
にわたる津波防災教育と毎月の避難訓練があったといえます。「津波でんでんこ」とい  
う昔からの言葉があるそうです。家族のことは気にせずにてんでバラバラになって逃げろ  
という言い伝えだそうです。子ども達は自主的に高台へ回りを巻き込んで逃げて多くの命  
を救ったといわれております。日頃の教育と避難をイメージしていることの大切さを教え  
てくれていると思います。小さい単位で自分たちのいる場所からどう避難するかをイメ  
ージできる計画であるべきだというふうにこのことを通して感じているところです。前段で  
災害時に弱者が犠牲になる確率が高いことをお示ししましたが、防災計画では自分の身は  
自分で守ることが強調されているように感じられてなりません。しかし飯島町においても助  
けなければ避難できない高齢者、障がい者、子どもが圧倒的に多いことから見れば個人や  
地域の助け合いを中心に据えた避難活動がそのまま機能するだろうかという疑問も残りま  
す。1人も置き去りにされないで避難する方法を実際に災害時に分断されることを想定し  
た小さい単位での議論から構築する必要があるのではないかとこのように考えております。  
そのためには行政主導の地域格差が生まれにくい支援体制づくりが必要ではないかと考えま  
すが、いかがでしょうかお聞きをいたします。

町 長

災害対応に関連して町の防災計画、防災マニュアル等をお示しをして、その基本的な  
考え方は是非住民の皆さん方ということで周知をさせていただいておるわけございま  
すけれども、お話にもございましたがなかなかこの行政主導だけでこの災害対応が完全を  
期すというわけにはまいりません。むしろあの地域の実情に沿った地域の力が、やはりこ  
うした災害を未然に人命も含めてですねその対応ができるという部分も大変多くあるわけ  
でございます。そのためにあの行政と地元が一体となった個人の自己責任も含めて、一  
体となったその対応が必要であるというふうに思うわけでございますが、そうした一方で  
やはりあの行政がやっぱり主導してひとつの形としてそのお示しをするということは当然  
必要なことでございます。これはあの地域の防災計画のまさにそれでございまして、  
でそのことがあの地域がいろいろあのこうした中山間のような飯島町の場合、それぞれの  
実情、地形的にもまたあのいろんな条件が違ってまいりますので、その地域地域に対応し  
てやっぱりマニュアルというものが必要であると、細かくできればできるほどまあいいん  
ではないかというふうに思いますが、その辺のところはこれからあのひとつの課題として  
整理していきなかならんというふうに思いますが、それで特にあのお話ございま  
した今のこの防災計画の中では災害時の要援護者と呼ばれる高齢者や障がい者の方、それ

から町内にも外国人もまあ住んでおられますし、それから観光でたまたまこちらに滞在を  
しておっていただくというような方もいろいろおるわけでございます。それでこれらをま  
あ全体的にあの救済と申しますか保護をしたり、救護したりということがまあ求められて  
くるわけでございますけれども、そういうことについて行政の機能は一時的にはその全体  
的な基本的なことをお示ししてありますけれども、なかなかそのいざ有事ということにな  
りますと、そうしたことがまとまってしまうかどうかっていうことはちょっと疑問  
のあるところでございますので、今回の震災もそうした例がかなりあの格差が地域であつ  
たということも聞いておりますので、その辺の対応を是非まあしていかなきゃいけないと  
いうふうに思います。それで当然のことながらこれはあの地域の自主防災会あるいは民生  
児童委員の活動の問題、それからボランティアの皆さんの活動、いろいろあの基本的には  
提示をされておるわけでありまして、もう一度この方々と連携をとりながら、どう  
地域に合った形でその特に避難誘導、それから後のケアも含めてですね対応できるか  
っていうことを練り直さなきゃいけないというふうに思って、そのことがまあ全体として防災  
計画の見直しの1つであるというふうに認識をいたしておりますので、いずれにしまし  
てもこれはあの地域と一丸となってまあこの防災対応を進めていくという観点の中で、決  
してあの行政の空白地帯があってはならないということで、そういうまあ前提でまたきめ細  
かくこの地域防災計画の見直しというものを進めてまいりたいという考え方でおりま  
すのでご理解をいただきたいと思っております。

三浦議員

ただいまの町長の答弁をお聞きしまして、是非地域に合ったまた多くの皆さんが参加  
して具体的に自分たちのものとして対応できるような態勢をとっていただくような議論が  
必要というふうに思いました。地域支え合いマップの活用のあり方であります。それぞ  
れの耕地によって体制づくりに格差があるように感じられております。このことがいざとい  
う時に大きな差となって表れるのではないかと心配をするところです。先程も町長の答弁  
ありましたが、こうしたことが統一した見解のもとで活用されなければならないとい  
うふうに考えておるわけですが、そのことについての見解をお聞きしたいと思います。

町 長

地域のこの支え合いマップにつきましては、特にあの行政とも連携をしておりますけ  
れども、社会福祉協議会の1つの救援措置としての考え方がまとめられたものでありま  
して、これにまああの現場では実際にあの活動いただけるボランティアの皆さんであるとか、  
それから民生児童委員さんの皆さん方の安否情報を安否確認それから避難誘導というこ  
ろにかなり大きなウエイトをお願いしてまあ対応していただくというようなことになっ  
ておりますが、果たしてそのことがあの1人住まいの方それから1人住まいでなくてもあの  
大変まあ高齢世帯というようなことの中で、一律的にうまくいくかどうかということ  
はやっぱりこれはなかなかその現場にさしかかった段階でないといろんな課題があるとい  
うことはもうあるわけでございますので、その辺のところをもう一辺まあ再確認をして基本  
的には今のこの支え合いマップというのは非常にあの良く出来ているというふうに私も思  
っておりますので、十分これが機能できるような対応をまた社会福祉協議会や民生児童委  
員の皆さんボランティアの皆さん方とも所管も含めて検討して、もう一辺再構築してみ  
たいというふうに思っております。

三浦議員

ただいまお聞きしましたので是非そうした検討をよくしていただきたいと思うわけ  
ですが、災害が起きてから個人情報ということでなかなか提供されないということが

あって、間に合わないということではならないというふうに思うわけです。共通の認識とそのことは思っております。日常の中でいざという時に共有する情報をどう提供するかということが問題になるというふうに思っております。そのあり方の確立という点ではあのこの地域支え合いマップの活用ということはずごく大事だと思いますけれども、どういうふうにこの活用をし共有をしていくかということはずごく問題があると、そのことの確立が私はあの急ぐべきだというふうに思っておるわけですが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

町長 地域支え合いアップを特にあの要援護をする方の対象としてのまあ救済措置と申しますか、取り組みとしては基本に置いて大切なことであるわけですが、そこにやはりあの常にそれに携わる方々が情報を持っていないと、一遍のこの一般的な考え方はなかなか個々の対応ができないのではないかとことはもう当然なことですので、昨日も申し上げましたけれども、あの個人情報の開示の問題についてはこうしたあの災害有事の折にはこれは例外規定の中で最大限そのことをまあ提供して、安否確認にしる、避難の材料にしる、提供できる道が開かれておりますので、その辺は最大限まあひとつこの例外措置の中で情報提供ができるような態勢を組んで、そして支え合いマップと並行をしてこのそれに携わる皆さん方が行動しやすいまた援護しやすいようなことが取り組んでいく必要があるということですので、十分そのことも踏まえてまた関係の皆さん方も協議をして進めてまいりたいというふうに思っております。

議長 三浦議員 質問の主旨に沿って質問をお願いいたします。三浦寿美子議員。

いざという時に、今あのちょっと個人情報のことを言いましたけれどもいざという時に、あの昨日の質問に出たもんですから、ちょっとあの入れましたけれどもあの、いざという時にやはりあのある程度の情報というものは、あの細かいプライバシーにかかわるもの以外やはりある程度地域の中で共有していないといざという時には役に立たないかなと、それがあの災害が起きてからでは情報が出てきても間に合わないなあということが感じられましたのでちょっとお聞きをしてみました。

次に移ります。東日本大震災で避難後の深刻な状況が問題が浮き彫りになっております。寝たきりの夫を介護するため介護用ベッドのある被災した家に避難せずにいる女性の姿が目に見え付いております。避難生活で認知症が進んだ、歩きまわらないように回りに気を使っているうちに症状が悪化してしまった。自宅では自力で移動できたのが避難所で寝たきりになった。病気の治療ができない、また飲んでた薬がどんな薬かわからない、幾日も薬が飲めずに持病が悪化したなどなど、せつかく命が助かったのに亡くなる人も出ています。自殺者も多数出ているとも聞いております。阪神淡路大震災での震災関連死と認定された死者は900人を超えているといえます。医療・介護・環境の変化に対する対策の防災対策を防災計画の中に具体的に盛り込む必要があるのではないかとこのように感じるところです。要援護者に配慮した介護機能を持った避難所の整備が必要と被災地宮城の介護施設の事務局長が提言をしております。私の防災計画見直しへの提言としていくつかお示しをしたいと思います。1つに各避難所に介護が必要な被災者のための備品の配備をすること、2つ目に認知症の悪化や介護度を進めないために避難中でもデイサービスを行うなどの対策を講じること、3つ目に在宅治療への移行が進められており病人が在宅で自宅にいる可能性が高くなっておりますので病人の医療の確保の対策をとるこ

と、4つ目に医療機関が利用できない場合の病気の悪化を防ぐための対策を講じること、5つ目に精神的なケア対策を講じること盛り込むことを求めて、町長の所見をお聞きしたいと思います。

町長 まああの災害時で特にあの避難をして一時生活を余儀なくされるという場面は当然これはあの出てくるかと思えます。的確なあの避難誘導をしながら安心してまあ一時のその避難生活を送るということになるわけですが、まああの当然お話にございましたように、健康な方でもやはりこれは避難をしていただかなきゃならないということがございますし、それから病人、それから要援護の方、要援護にもいろいろお年寄りの方から障がいを持つ方、それから妊産婦のような方、それから子ども等々を含めますとこれはあの一概に避難者といっても千差万別の方がおられるわけですので、それをまああの、まあ一緒くたと言っちゃあいきませんけれども、1つにまとめた避難生活の中ではなかなかこれはあの対応が難しいと、病気の方は余計悪化してしまうし、妊婦の方も急な異変というようなことも出て困りますので、ある程度これはあの区分したような避難とその対応が必要であるとは思いますが、やはりこれはあのそう避難所もいくつもこう用意できるような状況でもございませんので、まあ病人等はまた病院との連携の中でやっぴかなきゃなりません、まあ妊婦なんかもそうだと思いますが、できるだけあのそうした区分を、避難所の区分も含めてですね、それからあのそれに携わるマンパワー的なこともある程度専門的に区分をしながら、全体としてそのことが要援護者それから健康な方を含めて全体としてこうまく一時避難ができるような体制をとる、そのことも含めてのまた検討もしていかなくちゃならないというふうに思っております。

三浦議員 是非あの、せつかくみんなで力を合わせて助かった命が避難した先で失われるというようなことがないように万全の態勢をとっていただきたいというふうに思っていますので、是非あのただいま提言いたしました内容について今後の検討の課題の中に入れていただいて、対応をお願いしたいというふうに思います。

次に電力の地産地消への取り組みの展開について質問をしたいと思います。災害に遭ったときのライフラインの確保は困難であり、多くの時間がかかるためにライフラインをどう守るかに関心が集まっております。水や食料はもちろん、電気、照明、情報通信網の確保はなくてはならないものであります。今回の東日本大震災でも多くの問題点が出てまいりました。情報が被災者に全く入らずに自分達の置かれている状況が把握できなかったことや、携帯電話の電源がないために安否や必要が連絡などもとることができなかったというふうに多くの方が述べております。このような状況を解消する手段を講じる必要があるというふうに思います。震災後、蓄電器の需要が一気に高まりメーカーが前倒して販売を始めたと報じられました。しかし500,000円以上の高額のものであり非常時のみに活躍するもので普段利用するためのものではありません。町内に自然エネルギーを活用して非常用電力と家電に利用をしている家庭があります。従来の太陽光発電は電力会社へ売電できるのが普通で、いざ停電になると役に立ちません。充電器を組み合わせたものは高価なうえに複雑な仕組みと聞いております。町内の家庭にある仕組みは極めてわかりやすい電力の地産地消のシステムであります。太陽光パネルは8枚で発電をして日中はテレビの電力として、その中の2〜3割を利用して残りは非常用に蓄えて蓄電をしております。そこで災害に強いまちづくりをするために少し違う観点で提案をしてみたいと思います。今

紹介しましたように小規模な太陽光発電パネルと蓄電池を備えて100ボルトの電気を供給するシステムを町内に普及をして、平常時には晴れていればテレビを見たりポットの保温など、沸かすにはちょっと電力を使うかもしれませんが保温などには利用ができるというような少ない形でなら、日常生活の中で利用ができて停電になっても最小限の明かりの確保やテレビなどを通じた情報を知ること、まあパソコンを使うことや携帯電話の充電などにも利用ができるというふうに思います。更に日差しがなくても二日くらいは持ち応えられるであろうというふうに思っております。試作や実証実験をしている方のお話では、規模にもよりますが数十万円から設置が可能との試算であります。規模は小さくて売電はできませんけれども多くのメリットがあるというふうに思います。そのメリットとしては日常生活の電気の一部を自給をでき、節電、省エネになるということ、非常時の電源として使えること、電力会社と無関係なので将来的には小水力や風力などの活用も地域との連携で可能になるのではないかとこのように思いますし、設置は電気工事士の資格があればできます。町内にはこうした工夫に取り組んでいる方々も多くおまして、経験や知恵を集めれば飯島発の新しい事業の展開も期待できるのではないかとこのようにも思うわけですね。今後はあの大手のメーカーの参入なども予想されますけれども、設置後の面倒見や飯島町環境を生かした地域での工夫などで、町興しとしても再考できるのではないかとこのように考えております。売電を伴う太陽光発電は災害時には機能しませんが、メリットを総合的に判断した時に小規模ながら優れた機能の自立型の家庭用の小規模太陽光発電を普及することは、災害に強いまちづくりの推進につながるというふうに考えます。電力の地産地消、防災対策として小さくても沢山あれば大きい力になるはずであります。家庭用小規模太陽光発電の更なる研究と設置への助成を提案しますがいかがでしょうかお聞きをいたします。

町長

次のご質問は電力の地産地消への取り組みの問題でございます。町にある自然の資源を生かした非常用電源として、あるいは家庭用の電源として、小規模発電の推進をどうかというご提案を含めての考えでございます。まああの地球規模でのこの二酸化炭素の放出削減等から今あの改めて自然エネルギーへの転換ということが求められてきて、いろんな様々な研究とそれから取り組みがなされておことはまあご承知のとおりでありますけれども、特に今度の大震災を契機にまた一層そのことが原発も含めてですね自然エネルギーへの転換という機運が盛り上がり、それからその取り組みが進んでいくということはもう昨日からもいろいろあのご質問にお答えしておるとおりでございます、町も全体としては積極的にこのことを進めてまいりたいと取り組んでまいりたいというふうに思いますが、その動きの1つの中で県の環境部、県庁でございますが、小水力の活用検討委員会が昨年平成22年度発足をしておりまして、当町に当てはめればまあこの農業用水等の地域差を利用しての自然エネルギーの活用の可能性について情報収集をしております。町の方もこれに手を挙げて参加をした経過がございます。そして信州大学の工学部での小規模発電の装置も今実証実験が行われておるとこのことでございまして、まあこうしたあの取り組みと相まってこの伊那地域ではこの研究会が立ち上がっております。三浦議員もご承知かと思っておりますけれども、このあの中心の方は伊那の方でございますが、最近の状況を担当を通じてお聞きしておりますけれども、今この仮に町の町内発電装置を、まあミニ水力を含めてであります、町内で4カ所ほどあのこの家庭用電源として使用されている発電装置

三浦議員

もあるわけでございます、まさにこの設置者は手作りの装置ということで町を歩いておりましたも何か所か目に付く方でございます。ただこれがまだあの個人の手作りの部分もございますので、全面的に町内に普及をして、それに対して支援対策をどう講じていくというふうな段階ではないというふうにもまあ言われておりますし、まあ事実その通りだというふうにも思っておりますが、ただあのこうした取り組みは再三申し上げておりますように1つの実践例でもございますし、この活用例は飯島にとってもこれからそうしたことを進めていく上での貴重な1つの取り組みであるというふうにも考えておりますので、是非そうしたあの知恵を拝借しながらですねそうした技術的な面も含めて、ただこれはあのまあ太陽光、ミニ水力、一般の小河川用水路等を利用してのこの資源水力という形になりますので、当然これはあの水利管理団体、水利組合、区、少し大きくなればこれはあの国土交通省天竜上流というような話になってまいりまして、なかなかその辺のところが無断ではできないということは是非ひとつ胸に置いておいて町民の皆さんお願いしたいと思っておりますが、そうしたことをあの全体の機運として取り組んでですねやっていく必要もあるというふうにも思っておりますので、今あの昨日も申し上げましたけれども、この温暖化に対する町の対策協議会に是非そうしたあのノウハウを持った方も入っていただいて、いろいろとあのご意見やお知恵をお借りしながらそうした議論を含めてこの推進対策として、それから町の支援がどうできるのかどうかということも含めて検討をさせていただくように進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

まあこれからそうしたところにあの大きな目が向けられていって、そうした研究もなされ、だんだん確立されていくというふうにお聞きをしたわけですが、今現在の状況の中で、町長も言いましたけれども、まあ実証実験であったり、それに対して手作りでいろんな試行錯誤をされている方が町内にもいるということが事実でありまして、そうした皆さんがノウハウを出しながら個人的にもまたあのまあ町のそうした対策委員会の中に入っているようなアドバイスをすることも1つです、また実際にそういうことを研究することの中でグループを作ったり、個人的にも研究をしたりということも1つのあのこれから確立していく上での段階では重要なことだと思いますので、是非あのそうした研究や取り組みをしている団体など、また新たにまたそうした人達ができるかもしれませんけれども、そういう人たちへの支援策を講じていただきたいなと思っております、是非、前向きに検討していただいて現実の中で支援をしていただけるような制度のあの紹介とかもあると思っておりますし、いろんな面で協力をさせていただくことが大事だというふうに思うところです。あのまあまだまだあの研究段階、実際にはあのそうしたものを普及するには難しいという今答弁でありましたが、まあ現状ではそうだと思います。でそうした研究をもっともっと進める中で、飯島町はまあそういうまた小規模の太陽光発電だったり、まあ小水力ももっと小さなミニ水力、マイクロももっと小さな簡易なあのそうしたもので電力を賄っていくということも、そうしたことを発信していくということも私は大事なことだというふうにも考えてまあ提案をしているわけですので、是非そのところを汲み取っていただきたいというふうに思います。まあそうした中であの高齢化が進んでいる中では節電だということが大変また今回の原発の事故などで、あの原子力発電が止まったので節電節電というふうにも言われておりますが、まあ無理な節電をすることで健康に影響することが懸念されてくるわけですね。昨年大変に暑くて熱中症に罹るお年寄りの方やまあ一般の元

気な人が突然熱中症に襲われるということもありました。また寒い中では電気を使わずに我慢してはならないこともあると思いますし、そういうことを考えますと生活の中の電力の供給という点では先程申しましたような自家発電で電力を少し賄って、節電せずに省エネができるというそうした自然エネルギーを活用することが、これから求められてくるのではないかと、大きなものを作って電力を供給するというのも必要なことですが、いざという時に困らない、この地域の中でも停電になっても必要な電力は取れて健康にも節電をしなくてもまあそこそこ頑張れるというような地域づくりを必要になってくるのではないかなというふうに思っております。それでまああの、すぐそういうことが可能かどうかということもありますけれども、先だっては住宅リフォームの助成について私提案をしまして、今現在制度が確立されたわけですが、まあそうした政策に次いで今後そうした小電力発電について支援をしていくと助成をしていくという、そういう施設を造ったことに対する助成をしていくということも必要ではないかなというふうに思います。まあ確かに町内でのあのいろんな方たちのそうした研究、実験もされて実際に使っておいでる方もいるわけですが、こうした中ではだんだん小さなものをメーカーも作って多分販売に至るのではないかなというふうなことも思いますし、そういうことも考えますとそうしたところにも支援をしていくということも制度をつくっていくということも大事だということをおもいます。でまたそういうことに対しての検討を望むところです。

で、さて、飯島町は太陽光、小水力発電に向いているとやはり言われております。町長もそのように今思っておられるし、いま国全体また県でもそうしたことで対応しているというふうに思っておりますけれども、昨日の質問の中にも関連した提案もありましたけれども、私はあの地産地消の電力の活用としては小水力発電というのは大変に関心を持っております。先ほどあのまあ町長あの水利権の問題としてはまあなかなかハードルが高いと、しかしまあそこがカギになって普及するかしないかというところにもあるわけです。であの、これは私あのちょっと見させていただいてきたんですけれども、これはあの町長もご存じかもしれませんが、中川村の小さな用水路に設置をされている、まあミニ水力というよりもマイクロ、ほんとに小さいですね、マイクロ小水力発電施設と言っているのでしょうかね、普通のほんとにわずかなこんな用水路の落差を利用して、自分の家の横を流れているような用水路の落差を利用して発電をしておりますが、その水を受け止めて回すタービンの大きさは30センチから40センチ四方くらいの箱の中にタービンが、丸いこんな輪っかのようなこういうタービンが入っておりまして発電をしておりました。この電力を街灯やテレビなどの電力に利用したり使用したり、非常時にはやはり蓄電をして使用時に蓄電をしているというふうにお聞きをしております。前段でも家庭用の小規模太陽光発電、まあそういう点では発想は同じだと思います。まあ自家発電としてですので、あの売電するわけではありませぬので、コンセントの繋ぎ替えをすれば水もあり太陽光もあり、また時には風力ということもできるのではないかなというそういう可能性が併用の可能性もあるというふうにお聞きをしております。そういう点で節電対策、CO2の削減、防災対策、町興しとして身近な水資源を生かしたマイクロ、只今お見せしましたようなマイクロ小水力発電の研究開発、実用に向けての活動に支援をしてはいかがかと、飯島町は非常にそうした点では水力も水の資源多く小水力には向いているといわれておりますので、そのように思うわけです。その点について所見をお聞きしたいと思います。

町長

こうしたあの震災の非常電源等の、あるいはまた放射性物質の拡散というようなことの中で、やはりこれはあのクリーンなエネルギーへの転換ということは当然まあ図っていくと、再三申し上げておるとおりでございます。太陽光等につきましては飯島町の場合は補助制度をもって今推進をしておりますところでございます。それから小水力、ミニ水力、特にあの非常電源等についての地産地消的な1つの電源の取り組みも必要だというようなことは、十分このことも理解もして必要なことだというふうに思っております。あのただ一方でこのいろんな用水路を使用してのこのミニ水力、非常時への非常電源のためっていうのは、これはあの一見そのことは非常にいいわけでございますけれども、やはりあのこの非常時の特にこうした中山間、大洪水のような、どうしても水は取水地点で止めて、なるべく下へ水が流れてこないような対応もこれは防災上とっていかなきやならないということでございますので、従ってむしろ発電よりもその以前の問題が大変大きい、その対応を迫られておるのが町の防災計画の主流でございます。従って常時はいいんであります地産地消でいいんですけれども、そうしたことが必ず一方の側面ではあるということもまあ留めおきながら、やっぱりあの地産地消の電源をどう取り組んでいかっていうことを考える必要があるということでございます。それでまあ太陽光とともにあのそうしたことをいろんな面で検討をして、可能な範囲内でこのことが推進できるならばまた補助制度もそれに加えて検討の必要もあるんじゃないかというふうに思っておりますが、まあいざにいたしましてもこの今度の計画停電っていうようなことにもつながっていったら非常に困難をいたしますので、できるだけまあ身近なところから行政も町民のみなさんも節電ということを今まで以上に心掛けていただいて、電気は有限なものであり大切なものだということの認識をまずもっていただきたいと、こんなことをお願いしたいと思っております。

三浦議員

ただいまの非常時にはというお話はよくわかります。まあそうしたときにもまああのそこには設置するだけでなく、取り付けたりはずしたりが可能なような仕組みもあるかもしれませんし、今後のそうしたことに対する研究も必要なのかもしれません。そんなことも今思ったわけですが、あの是非そうした研究に対して可能な範囲でまあ補助制度も考えていく必要があるというふうにもお答えいただきましたので前向きにお願いをしたいなというふうに思うわけです。であの特にあのまあ節電という中では節電、まあ省エネといわれますが、なかなか先ほども申しましたけれども、それをすることであまりにも無理な節電ということで体調を崩されたりする方が出はいけませんので、そうした対応とかそういうことにも配慮できるような形でこうしたことも進めていく必要があるのかなあというふうに思っています。提案もするわけですが、あの特にあのまあ水利権の問題など先程も町長も言われましたけれども、ほんとに用水路の活用には道を開く大きなカギがここにあるかなというふうにもいつも思うわけです。であの一生懸命開発をする人と、またそこにあのそうした問題を解決して、お互いに水資源を共有できるようなそうした仕組みをつくっていくことも大事であって、それはまああの国の政策的なことだと思いますけれども、地域の中でやはり行政も一緒になってその問題を克服していくということも大事ではないかなというふうに思うわけです。先日ちょっとあの細かいあれを持ってきませんでしたのですが、あの小水力の発電を行政と一緒に始めてと設置をしたというような記事が出ておりました。それは県内ではなかったように思いますけれども、その用水路

にあの設置した時にはやっぱり水利の権のある皆さんとのまあ話合いやいろんな理解を得た中で設置ができたというような記事になっておりました。やっぱりそうしたあの行政の側からの、共にそうしたところで理解を得ながらそこを克服していくという努力が実った事例だというふうに思いましたし、県内でもまああの設置をしているところがあるというふうにもお聞きしております。どのような取り組みをしてそここのところを克服したのかというところも是非あの教訓などをお聞きをしたりあの検討をしたりして、今後近々そういうことが町内でも克服されて設置ができるような研究も気楽にできるようなところで、力を是非入れていただきたいというふうに思います。その点でそうした部分についての町長の所見をお聞きして終わりにしたいと思います。

町長

まああのいろいろ課題もあるわけでありませうけれども、そうしたことをあのクリアしながら現実として設置をして進めておる先進事例も当然あるわけがございますし、あのそれぞれいろいろあの承知もいたしております。あのそうした今までお答えしてきたような姿勢だけはひとつ前向きに持ってですね、いろんな課題に対処しながら、あるべき姿を前向きに持って推進していくとこれが大事じゃないかということで考えてまいりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

議長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

(質問席 演台交換)

議長

再開いたします。

10番 堀内克美 議員

10番

堀内議員

今回の東日本大震災の津波被害に遭った地域では防災無線の緊急放送を受け、すぐに行動をした人と行動しなかった人、これによって生死が分かれたとも言われております。また防災無線の届かなかったところもあり災害広報車によりまして緊急避難の呼びかけこれに直ちに避難した人、この人も難を免れたと言われております。そこで先ず安全安心の地域づくり、特に緊急時対応についていくつかの問題についてをお伺いをしてまいりたいと思います。町長は今回の東日本大震災発生後の臨時議会等で町の地域防災計画の見直しの実施を言われております。また併せて防災訓練につきましても今までの方法と変えて実践に即した訓練を行うよう見直しを考えているとそんなように言われております。当町は今すぐにも発生するかもしれない東海地震の強化地域に指定されております。そこで地域の声や地域の実情を申し上げ対応についてをお伺いをいたしたいと思います。

先ず初期の情報としての防災行政無線の整備についてをお伺いをいたします。現在ではテレビ、ラジオ、携帯電話等の緊急告知体性も整備されておりますが、地域での情報は何といても防災行政無線、それからCEKの告知放送、これが最重要手段だと思っております。そこで防災行政無線についてですが町内の随所に全く聞こえない所、また聞こえの悪い所、それから市町村境では飯島町の防災無線は聞こえないけれどお隣の防災無線が聞こえる所、などがあります。特に聞こえない地域には重要水防区域など災害危険地域も含まれております。特に私の住んでいる田切区の北河原耕地の例を申し上げますと、国道153号線西側の地域では飯島町の防災無線は聞こえませんが、むしろ駒ヶ根市の防災無線が聞こえております。この地域は中田切川流域で中平耕地を含めて河川災害の危険な場所でもあります。

防災無線設置の当時の担当者的話によりますと、平成18年無線設置時の理想とする防災無線のスピーカーの設置力所数は65カ所であったというふうにも言われております。しかし現在の設置力所数は24カ所の設置でありまして、理想の35%の設置ということでございます。このことは条件の悪いところ、ある意味では災害の危険なところがこの無線の設置が切り捨てられたのかなとそんなふうにも思われます。可住地につきましては等しくこういう緊急時の情報伝達の方法は整備されたいものです。災害等緊急時の初期情報はまさに生死を分ける地域住民の命綱でございます。23年度の実施計画を見ると平成24年度に防災行政無線のデジタル化が計画されております。防災行政無線の難聴地域を解消し、緊急時の情報伝達を確保するためにこれらに合わせて設置場所の大幅増が早急に求められております。このことについてデジタル化と合わせて早急な対応を考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

町長

それでは堀内議員の質問にお答えをしております。まず安心安全の地域づくりということの中で、特にその役割を果たしております町の防災行政無線に関して具体的ないくつかのご質問をいただいております。飯島町の防災行政無線は平成2年度に整備が完了して飯島町内で25カ所に屋外拡声個局等を設置をいたしまして、その整備を凶ってきたところでございます。またデジタル地域の防災無線の移動系につきましては主要避難施設、それから防災関係の機関、駐在所、消防団、学校、保育園等に反固定無線機を設置をいたしまして、平成19年度にデジタル化の整備が完了したところでございます。今ご指摘の通り町内でも音声がかた聞こえない、あるいは届かない、聞こえにくい、いわゆるまあこの不感地帯があることは私も町も十分承知をしておるわけでございますが大変ご迷惑をおかけしておるわけでございます。そこでこの同報系の防災行政無線のデジタル化という問題が今出ておまして、このデジタル化の更新期限が電波法の基準によりまして平成28年の5月までということになっております。そこで町の実施計画では今お話にございました平成24年度からの整備計画を予定をしておるところでございます、この整備計画に合わせて今いろいろとお話にございました、この聞こえにくい等の不感地帯への解消の問題、それから更に屋外拡声の個局を増加するというような問題、それから大規模災害時発生時におけるあらゆる面に対応できるような放送関係が整うように、そして聞こえやすく少しでもこの伝達が聞きにくくて路頭に迷うというようなことの決してないような形で今研究を進めて、24年度の着手に向けて今準備中でございますので、具体的な段階につきましてはまたその都度議会の方へも報告をさせて、特にあの現場的にはまた地域の区長さんをはじめ住民の皆さん方の現地で今までの1つの反省等もお聞きをする中で、より良い施設の整備に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、そんなことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

堀内議員

お答えいただきました。28年5月までという法律の規制があるようですが、できるだけ早くの対応をお願いしたいと思います。また難聴地域の地元の声を是非お聞きいただいて早急な整備をお願いしたいと思います。防災行政無線の放送はCEKの告知放送でも家庭内への緊急時告知放送に併用されております。緊急時の情報収集の方法としては私は屋外では行政防災無線のスピーカー放送、屋内ではCEKの緊急告知放送、これが地域住民を守る手段だというふうに思っております。CEKの緊急告知放送は音声を消してあっても緊急時には一斉放送されるとありますが、テレビを見ておったりしますとなかなか聞

町 長 きにくいとそんなような声もあります。一斉放送時のチャイムの音を工夫するとか緊急時の対応について防災行政無線側として対応できないかお伺いをいたします。

この緊急時における防災無線とそれからCEKとまあ連動した緊急告知放送の問題でございしますが、お話のようにあの緊急時の情報伝達につきましては、当町では地震その他の災害が発生したような場合には、特にあの震度、地震の場合は震度4以上で緊急の地震速報がそれぞれ個々に入るということと同時に、防災行政無線で外部へ情報が流れるような仕組みになっております。そしてまたあの告知放送、屋内になりますけれども、この告知放送についてもCEKの音声告知端末機を通して屋内に一斉に緊急でまあ流れるというシステムになっております。そういうことではございますが、この宅内の告知放送につきましてはこの災害時の電源、電線の切断等回路が切れた場合にはこれはあの使用できないという1つの隘路があるということではもうあるわけでございまして、その際には町の補助電源を活用・利用しての防災行政無線に頼らざるを得ないという形になっておりまして、そのところが今後のデジタル化へ向けての課題でございまして、今そのことも含めて十分対応してまいりたいと思っております。今はその電源が全世帯に消えた場合には内蔵電池を使って告知がなされるというそのシステムでございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

堀内議員 状況はよく分かりました。緊急時の情報収集方法としては今言ったように屋内ではということですが、電源が切れた場合には屋内におっても聞こえるような体制というのはなかなか厳しいと思いますが、また是非対応をお願いしたいと思っております。次に緊急避難箇所についてをお伺いをしたいと思っております。平成18年度作成の飯島町地域防災計画では避難所として避難施設、避難地が指定されております。この中には重要水防区域の下流に隣接する田切野球場、本郷運動場を始めいくつかの場所に活断層の上、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内、ここに避難所が指定されております。住民の安心安全確保のため危険箇所にある避難所の見直しについて考えておられるか、今回の防災計画見直しに合わせて考えておられるのかこの点についてをお伺いをいたします。

町 長 有事の場合の緊急の避難所、あるいは避難地と今言ってもおりますけれども、これについてのご質問と、それから今いろいろあの危険避難地についても危険箇所と連動をしておるその部分の課題もあるというようなことではございまして、少しあの町内の状況をお話を申し上げますが、今あの町民の皆さん方に全戸配布をいたしております防災のしおり、それぞれご存じかと思っておりますけれども、これの家庭用の保存版として掲げてありますように、緊急時に避難所として町が指定しておる箇所は避難施設で16箇所、それから運動場等の避難地と言っておりますけれどもこれが7箇所でございます。そして今年3月にはそれぞれの避難施設や避難地にこの議会でもお話をしましたように、わかりやすいようなその設置看板、見やすい看板を設置してというようなこともいろいろご指摘をいただいて、これが一目でわかりやすいような一応の整備が看板が設置をしたということでまた確認をいただきたいというふうに思いますが、でお話にございましたこの問題の土砂災害の警戒区域、これはあの最近指定をした区域になるわけではございますが、町内にもございます。これが非常にあの危険性が懸念をされる避難施設として問題だということがあるわけではございまして、具体的にはこれは本郷の公民館と本郷の体育館が裏山の地形上の問題から土砂災害区域内にあるというふうになるわけではございます。従ってあのこれは一応今の計画の

中では除いてあるわけではございますが、その他の土砂災害警戒区域には現実問題として1箇所あるのは本三の集会所がこの区域内に今あるということではございます。それからこれに隣接したその避難施設として町の指定の2箇所、これはあの堀内議員の地元でもあります田切の公民館と田切の体育館がこの町内指定の2箇所の中にも含まれておることではございます。それからその他のまあ耕地の指定の集合場所としては2箇所、これはあの豊岡の集会所と高遠原の集会所が該当いたしますけれども、これらのまああの見渡してみますというんなあの今度の規制対象になる土砂災害危険区域、それからあの直接その危険区域というような指定はありませんけれども、今までのこう振り返ってみて土石流災害なんか来た場合に果たしてこの避難所でいいのかどうかというような現実の課題も見えておりますので、もう一辺その辺のところを十分また地域の皆さん方と相談をしながらですね、場合によっては一次、二次、三次ぐらいの対応もしながら、避難所もこう転々とする必要があると、今度のあの津波のなんかもそうではございましたけれども、やはり最初の避難所では用をなさなかったということで、その判断対応がなかなか短時間のうちには求められるところでもありますけれども、そうしたことも含めて今度の防災計画、またあの防災のしおりに表現してある部分についても見直しをやっぴり図っていきたくて含めてやっていきたいということではございますので、これは是非あの身近な避難施設として常にあの自主防災会の会長さんをはじめ地域の皆さん方はそうしたことを常に胸に置いていただいでですね、共々にあの安全な避難所の位置付けというものをもう一辺再構築したいと思っております。

堀内議員 お答えをいただきましたが、まあ避難所については今も話があったように一次、二次、三次、まあそういう考えも必要かなと私もそのように考えますので、今日の質問とも関連してまた後でお話をしたいと思っております。それでは次に区の自主防災本部これは4区にあるわけではございますし、耕地の自主防災会それぞれ各耕地にあるわけではございます。これらの緊急時の対応についてをお伺いをしたいと思っております。防災計画では自主防災本部、自主防災会、これには会長以下それぞれ分担をする多くの班編成が書かれております。避難誘導班、応急救護班、等いくつかあるわけではございます。この組織について各耕地の総代さんなどに周知されておられるのか、についてをお伺いをしたいと思っております。また昨年までの防災訓練は地区自主防災本部、区で計画をして実施されておりました。今後はより実践的な災害等を想定して年によっては全町一斉、あるいは区単位、地区分散、それから想定する災害もいろいろ想定しながら工夫を凝らした消防本部、消防署、それと各区地区の自主防災本部が連携した実践に即した防災訓練の実施が必要と考えております。また自警団は飯島区、田切区、本郷区に組織されておりますが、まあ最近ではなかなか行動しているところが少ないのではないかなと思っております。消防団員の確保の厳しい現在、自警団につきましては全くの地域の自主組織でございまして、昼間人口と夜間人口との大きな差がある現在の地域の状況の中で、昼間は年配者や女性の皆さん含めて地元におられる方に自警団等地域の物、量もお願いして防災対策、災害対策への協力をお願いするなど体制の整備を指導して、町の方で指導していただいたらどうかとそんなふうに思っております。また高齢者支え合い拠点施設、これにつきましては町内全施設が整備されますと30箇所、耕地単位で言いますと備品整備も含めて25箇所これが整備されるということではございます。各耕地の集会施設は災害時の緊急集合場所、これに防災計画では指定をされております。危険箇所

町 長

にある避難施設についてまあ検討されるということですが、これらを補完するためにもこの施設を一次避難所と指定したらいかがでしょうか。以上今申し上げましたが、1つとしては防災訓練の見直し、これについては前にも町長申しておりますがその考え方について、それから自警団再編整備の指導について、高齢者支え合い拠点施設の一次避難所としての活用について、これについてをお伺いをいたしたいと思います。

続いてあの区や耕地自治組織の自主防災会の問題、訓練の問題、自警団、支え合い施設の活用、いくつかいただきました。冒頭にごさいましたあの各地域のそれぞれの自主防災会の存在意義と申しますか、これの周知徹底が区民、町民、耕地民に徹底されておるかということございます。これにつきましてはあの1年を通しての区長・総代会・自治会長会でもそのひとつの運用についてお願いして、取り組みをお願いしておるところでございます。それからあの毎年またやってまいりますけれども、防災訓練の折りにはそのことに限っての1つの自主防災会の取り組み方、それからご協力、徹底というものをお願いしておりますし、それから常にあの自主防災ということについてもだいぶ関心を持って自主的な訓練、耕地ごとのきめ細かくやっていたいただいておりますのでほとんどでございますので、十分あの地域の皆さん方には承知をしていただいておりますのでございますが、ただいざ実践的な部分になりますとなかなかこれはというふうにも気持ちも思います。そのところが次のまた訓練の見直しを通じて更により実践的なものにしていかなきゃならないということで、今後の課題として今取り組みをしてみたいと思います。そこであの毎年の地震総合防災訓練でございます。今の予定では8月の28日の日曜日にまた実施をする計画でございまして、いずれあの区長さんをはじめ総代さんや自治会長さんお集まりをいただいてそのことをご相談申し上げてまいりますけれども、今までかなり区によって耕地によってあの単なる形だけのものではなくて、初期避難誘導みたいなことも昨年あたりは防災に限って田切地区をお願いをいたしましたけれども、実戦的な部分もありますけれどもやっぱりこの予期せぬ未曾有の部分がかかなりまだあるというようなことでございますので、いろいろまたあの地域のお考えも取り入れながら、今年度からは少し形を変えた実践的なものに変えていくということでございます。ちょっとまだあのその内容はまとまっておりませんが、いずれまたあの7月中にはそのことの打ち合わせをお願いしてまいりますので、それまでにはひとつより実践的なあり方の内容を模索しながら、効果の上がるような訓練に結び付けていきたいというふうにも思っております。

それから自警団の問題でございます。現在あの自警団組織の編成されている地区につきましては飯島地区と田切地区、この2地区でございまして、他の本郷、七久保はこの自警団と称する組織はございません。それであの自警団の役目、非常にあの大きいわけでございます。毎年、年末特別警戒における巡視活動へのまあご協力や、それから非常時の際の昼夜を問わずの消防団の手助け等もお願いしておるということで、大変まあ感謝をいたしておるところでございます。もし災害というようなことになればかなりこれはあの経験の豊富な方の先輩の皆さん達でございますので、非常にあの臨機応変な対応もしていただけるんだというふうにも期待されております。そこでできればこれはあの4地区全区にこのことを設置していただいて、自主防災会のあるいは消防団の補完的な役割を果たしていただくことを是非まあ期待をしたいというふうにも思っております。実はあのこの4月からご承知のように各地区へ支援員が配置が決まりまして、今実践活動も始まっておるわけでご

ざいますけれども、やはりあの地域の防災は地域で考えていただくという1つの原点の上に、是非この支援員あたりもそのことを中心に、区長さんや館長さんや地域の皆さんと十分これらのことについても前向きに取り組むような考え方を未設置の区についてお願いしてまいりたいというふうにも思っておりますので、今後あの一方的に押し付けるわけにはいきませんが、是非研究をしていただいでできれば取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

それから最後のこの支え合い施設、だいぶあの耐震化を伴っての施設整備が進んでまいりました。これを是非あのご活用いただきたいと、これはあの高齢者の居場所づくりというようなこともありますけれども、今お話のように先ずは身近な、状況にもよりますけれども、身近なこの避難所としての活用というものは大変重要な意味を持つわけでございますので、第一的な避難所としてご活用をいただきたい、またその辺のところもまたあの防災計画の見直しの中へ含めて、マニュアルに含めてお願いをしてみたいというふうにも考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

堀内議員

地域の防災は地域でとは言われましても、なかなか地域でもいろいろと状況のわからない部分もございます。町の消防本部、それから消防署、それらと連携をとって初めて防災体制の整備ができる、まあそんなように思いますので、それらの組織と連携しながらそれぞれの自主防災会の防災体制の整備を合わせて進めていただきたい、まあそんなようにも思いますのでよろしくお願ひします。それからあとあのさつきも話がありました防災のしおり、これですよね、あの私も確か3年ばか前にいただいたわけなんです。実は家の中探したんだけどなかなか出てこなかったというなことがあって、誠に申し訳ない話ですが、あのこれとそれから防災マップ、総合ハザードマップですか、これらについてはやはりあのお互いに身近におけるようにしていかなきゃいけないのかなと、そんなことについても是非自主防災組織を通じてお願いしていただきたいと思ひますし、まだこの他にもポケット版というのがあるかと思ひますのでそれらについてもやはり、あの言っていたかかないとどうもどこかへ入ってしまうというようなことがありますので、是非そのご指導をお願いしたいと思いますのでそのことについてお願ひします。指導について。

総務課長

今ご指摘の件、依頼をする周知をしていくということで行いたいと思ひますし、またあの無くしてしまったというようなことがあります。やはりあのこれ早急に見直す必要がありますし、それに即したまた家庭版の配布改めてしていく必要もあろうかと思ひますので併せて検討してまいります。

堀内議員

あの防災のことはいくらくどくてもくどいことではないと思ひますので是非お願ひしたいと思ひます。それでは2つ目の質問に入らせていただきます。高坂町長も2期目の任期が5カ月余りということになってまいりました。2期目の実績としましては過去4年間の各年の重大ユースのトップを見ますと、19年度が田切・本郷、東部保育所統合、新東部保育所誕生、20年度が特定公共賃貸住宅グリーンリーフ飯島完成、21年度が栗の里づくり飯島の特産品として栗、それから栗、信州里の菓工房の誘致、22年度が町民参加で第5次総合計画が策定される、とあります。この他には伊南バイパスアクセス道の建設、それから中断しておりました竜東線の事業化、それから今も話に出ておりました国の100%交付金事業による高齢者支え合い拠点施設によりまして多くの集会所の整備、これにつきましても現在計画されているのを含めると30施設で910,000,000の国の交付金

を飯島町に持ってきたとまあそういうことございます。それから中学3年生までの医療費の無料化など多くの実績を積み上げております。そこで町長としては自己評価、どの位かお伺いをしたいと思います。それから合わせまして点数を付けるとしたら何点くらいなのかお伺いをしたいと思います。

町長

それでは2つのご質問でございます町長2期目の総括ということで自己評価は如何にということでございます。ご質問をいただいたわけでありましてけれども、まだあの任期が半年近く残っております。今ここであの私自身が総括ということは自身どうかというふうに思います。が、ご質問をいただきましたので若干心情等を申し上げてお答えとさせていただきますというふうに思います。まあ2期目ということではありますが私今から7年余り前に多くの皆さん方のご支援をいたしまして町政を担当させていただいてまいりました。

1期目はまああの当時の合併議論を経て町が自立の道を選択する中で、ふるさとづくり計画とそれから当時は第4次総合計画の前期計画の途中でございましてこれらの仕上げの問題、それから引き続いて第4次の後期の計画に移ってきたわけでございますが、その策定の着手という大変節目の年だというふうにも思います。またあの一方ではバブル経済の崩壊後の大変まあ長期低迷の日本国家通じての経済状況でもございましたし、それから国の施策の中ではなによりもこの地方自治体に大変まあ打撃を被った三位一体の改革というのがございまして、これが大変厳しい財政政策を余儀なくされたということでございます。

こうした状況の中でまさに綱渡りの行財政運営であったかなというふうに思っております。そして現在のまあ2期目につきましても多くの皆さん方のご支援をいただきまして現在に

まあ至っておるわけでございますが、私はあの2期目のスタートに当りまして1期目に蒔いた様々な施策の種に水をやったり、それから肥しを与えて大切に育てて、いずれまあ立派な果実を付けてこの収穫の喜びを味わうことのできるような、みんなが希望と明るさが実感できるような施策とまちづくりを目指してまいりたいというふうに申し上げて、様々な課題に取り組んでまいりました。そこでまあ特にあの厳しい国や地方を通じた財政状況下でありましたわけですが、このそういう時だからこそ真のこの自立を目指して、みんな

で役割分担をしながら知恵と汗を出してまちづくりをというこの協働のまちづくり、このことを現在道半ばで、まだまだ半ばでありますけれども、各区を初めとし、あるいは耕地、自治会を通じて個々の皆さん方の考え方も少しずつ浸透をして、様々な意欲的な取り組みも進められていることにつきましてそのことが芽生えてきておるというふうに実感をいたしておるわけでございます。誠にありがたく感謝をしておるところでございます。そして特にまあ最近では次の5年10年町の将来像を定めた第5次の総合計画につきましては、多くの時間をかけてそれから多くの町民の皆さん方の知恵や意見を取り入れた中で策定をされまして、今年4月からスタートをいたしました。町民の皆さんがこの計画の理念を先ず共有をいただきまして、それから協働のまちづくりの考え方の上に立ってこの計画の具現化に向けて如何に努力をしていくかが、町民のみなさんもそれから私を初め行政にも与えられた最大の使命であり責任であるというふうに考えておるところでございます。個々の施策につきましては厳しい財政状況の下でございますけれども、そうした時だからこ

きましてし、時間の都合もございまして一々申し上げませんが、産業、福祉、教育、文化、それぞれにまあ精いっぱい努めて取り組んできたつもりでございます。様々な施策が実現できたのも議会の皆さんはじめ町民の皆さんのご理解、ご協力、そして何よりも職員に支えてもらいまして感謝を申し上げておるところでございます。

反面その課題も大変多くございます。昨年の国勢調査の中では町の人口初めて10,000人を割ってしまったというようなイメージ的にも大変残念な結果でありまして、今後のこの取り組みが何よりも大切であるということも思っ

て少しでも人口増のための施策も新年度からまた取り組んでおるところでございますし、それから昨日もご質問もございましたけれども、まあ一例を申し上げますとコスモ21の閉鎖などで商業活動というのが非常に当地が停滞をしておるとい

う現実があるわけでございます。これらに対するこの課題、それから何よりも再三申し上げておりますこの度の震災を教訓にして、如何にこの安心安全な地域づくりということの中で地震や放射能に対応の問題、それから町独自のこの土砂災害や農作物被害に対する対策の問題、更には交通安全や防犯を含めた町民の皆さんの安心した地域づくりを如何にまあ更に構築をしていくかということ

は大きな課題でございますし、また更に具体的な問題としては下水道事業、平成6年の着手以来ようやくまあ16年目ですか、かけて事業は終結に向かっ

堀内議員

町長

で、現時点ではとにかく任期いっぱい精いっぱい全力で取り組むことを考えて、それ以外の何物でもないということを明確に申し上げてお答えとさせていただきます。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時00分といたします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

2番 宮下 寿 議員

2番

宮下議員

震災からはや3カ月となりました。原発事故による防災計画の見直しや自然エネルギーへの転換、また急速な落ち込みが懸念されている経済、そして何よりも一刻も早い対応が必要な被災者への支援が待たれる現在、報道にもありますが、わが飯島町の町民の皆さんからは約20,000,000円ほどの義援金をいただき、それこそ日本全国あるいは海外からも義援金が寄せられて、まだ現在も寄せられているこういった中、ご承知の通り、きちんと義援金が被災者へ届いていないというそういったことを報道を聞くたびに、なんとか早く被災者の方へやはりお金というものも大変重要な部分になってきておるわけでありました。先日のニュースの中にいわゆる避難所を出て仮設住宅に当たった、しかし入っていない。何故か。避難所におれば食事も全て一応ただである。これが仮設住宅に入ることによって電気代等々全てが今度は自分で費用を出さなければならない。しかしお金がない。そのため入りたくても入れない。こういう悪循環が続いている、こういったことを聞きます度に、なんとか国家行政きちんと地方自治体との連絡をきちんとつけて、一刻も早くみんなの気持ちである義援金、必要なお金を被災者に届けてほしいと思います。そういったことを考えている中、今定例会の一般質問は原発に関連した新エネルギー問題や災害時における備えの問題、安心安全のまちづくりに対してのご質問が同僚議員から矢継ぎ早に行われております。町民の皆さんも当町のこれからの対応が気になるところです。リーダーである町長は6月10日掲載の信毎のアンケートにも答えられておりましたが、これからはイエス、ノー、これをより一層明確にして進むべき道を町民の皆さんに示し、共に進んでいかなければならない時代に入っていると思います。そういった中、先ほど堀内議員からの最後の質問に明確なご答弁をいただきましたので、これ以上私は申し上げませんが、いつも早い段階でお聞きする進退については堀内議員に譲りまして、この場は何も申し上げません。しかしできれば早い表明をお願いできたらと、これはご自分のためでもあり町民のためでもあるなという思いの中で言わせていただきます。

それでは通告に従いまして質問をしてみたいと思います。今回は数ある審議会あるいは協議会、委員会、これの現状と今後について伺ってまいります。しかしここで私反省を自分で行ななければなりません。この問題はできればやはり年度末以前、例えば12月の定例会の一般質問あたりにこのことを町長に伺って、本当であれば23年のこの4月1日からの委員会等々も任期であると思いますけれども、そういったものに活かしていただければやる意味があるのかなというところで、これは私反省をしておりますが、まあ次に生かすとい

町長

うこととお許しをいただいて町長のお考えをお聞きしてまいりたいと思います。まず最初に参加要請する団体あるいは一般公募の現状はどのようになっているかお伺いいたします。各種委員会などの名称、それから参加要請団体名、並びに一般公募の構成員の割合等どの様になっているかお聞きをいたします。

それでは宮下議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。審議会や各種の委員会の現状と今後ということに関しまして、具体的に参加要請をしていく団体や、それから一般公募の現状ということに関連してでございます。冒頭にもございましたように、町はあの多くの審議会、委員会、条例設置に基づくもの、規則によるもの、あるいはまた任意でお願いしておるもの、様々あるわけでございますけれども、たまたまあのこの平成23年の4月切り替え、まあ議会もそうでございますけれども、非常に多くの委員会が概ねまあ任期2年が多いわけでありまして構成、編成替えになりまして、今後2年間という形で特別のこともない限りその方々の委員としてお願いするという仕組みになっておりますので、今日いただくご質問につきましてはまた全体的な1つの考え方の中で、今後のご意見をお聞きして参考にさせていただきたいし、またそうした旨でお答えを申し上げたいというふうに思っております。

町のまあ行政推進まあ町政の重要な政策形成や各種事業の適切な運営を行うためには、町民の皆様から広く率直なまあご意見やまた関わりの深い関係団体も数多くございますので、そうした分野からのご提言、お知恵をいただくということが大変行政を進める上ではもう大切であるということでございます。各種審議会、委員会等の構成につきましては特にあのその課題・課題、所管に対して大変関係の深いといえますかまあ強い団体の長の皆様にはその立場で参加の要請をお願いして、一部内部で推薦もお願いをしておるという状況でございます。それからまた一般公募につきましても各部署でできる限り審議会等の委員の中に公募枠を設けてですね、そしてこの枠を設けながら広く一般の考え方、個人的な考え方も含めて結構でございますので、そうした考え方の下に民意を反映していきたいということでもできるようまあ努めていくところでございます。あの決してあの審議会、委員会だけが民意の反映ということではございません。これはいろんな懇談会その他あの研修会それから出前講座等々もいろいろ通じてあの町民からの意見を聞く機会が多いわけでありまして。あのまあ町長と語る会もその一環でございます。ただやっぱりあの1つのこの町の施策の方針、基本的な考え方としてまとめていく上にはやっぱりこれは条例規則に基づいておりますので、そうした審議会、委員会の皆さん方のご意見をひとつの尊重をした形で進めていくケースは非常に多いということでございますので、そんな考え方で今委員の委嘱というものを進めておる現状でございます。

宮下議員

まああの全体像ということで町長の方からお伺いをしたわけでありまして。というのは私の方もあのお願いをしてこういった資料をいただきました。かなりの数があるんだなということを改めて思ったわけでありまして。そういった中でまあ今も町長お話ししていただきましたけれども、そのまあ参加要請している団体については、なからあの理由ということも言っていたわけですけども、そのまあ要はある意味その部分に専門性があるであろうまあ団体の代表等の皆さんにお願いするというので、まあお願いしているんであるというふうに認識しております。まあ後はこのもっと広くまあ民意を聞きたいということで一般公募ということもされているんであるというふうでまあ認識でおるわけで

ありますが、それでよろしいでしょうかね。そういった場合にですねあのまあこれは私あのザックバランに感じることでですのでちょっとお許しただければと思うんですが、その私ももう商工会の青年部に入ってそれからいろんな委員会を仰せつかったりとか、特に覚えてるのは一番最初にまあ私としては大きかったのは、ほんとにあの男女共同参画、あの部分の委員をとということで旧庁舎の時にやってくれということで委嘱状が送られてまいったことがありました。まあその時いきなりだったもんですから、当時の企画財政課でしょうかね、怒鳴り込んでいったことがありました。何故かと言いますとなんのそのアプローチもなくあなた委嘱します、これはないだろうというようなことがありまして、あの文句を言いにお伺いしてその時には課長さんいらっしゃらなかったのだから飛んで見えて申し訳なかったというお話をいただいて、これこれこういうわけなのでということでまあ改めてじゃお受けいたしますというような思い出がやっぱりあります。更に商工会におりましたときにそうですねあのもうほんとに10何年も前ですけれども、行政に関する委員なんですけれども、年に1回か2回の会合だから何とか頼むよというように言われました。その時に私もやはりこういう性格ですのでやはり嘯みついてしまいました。年に1回や2回の会合の委員会であつたら何も俺じゃなくてもいいじゃないかということで、嘯みついた思いがあります。まあ要は行政としてこういう人を募集しますと思っても、じゃあそこまで伝わってくる要請として伝わってくる時に、行政の職員の皆さんあるいはどなたかでも見えてそういうお話をしっかりして、この委員会はこういうわけに必要なので是非あなたにやっていただきたいというふうな、これは団体の代表の人にとっても同じだと思うんですけれども、そういうものがないとせつかくこのたくさんの重要であるはずのこの委員会ですとか審議会ですとか協議会、こういったものがですね何かこう軽んじられるといいますか、本来は町長はじめ職員の皆さん、先程お話もありましたけれどもパブリックコメントいわゆる民意のいわゆる民間の町民、住民の率直な意見というものを気持ちというものを取り入れていきたい、ある意味で取り入れていきたいという思いの中でも当然これをお願いするであろうというふうにするわけですけれども、その辺がなかなかこう伝わっているんであろうかっていうのが非常に懸念するわけです。ですので例えば団体のその代表の方ってということになると、あるいはよくあの知識経験を有する方とかですねいろいろあると思いますけれども、特にその団体の代表をお願いするときにまあ大概は会長さんですよ代表という形でいけば、まあ全部が全部じゃないでしょうけれども、そうしますとね私はずっとこう昔からこうって考えたときに違はずの会合に何かいつも同じようなメンバーだっというのを覚えています。それは確かにこう団体でこういうふうに当てはめていったときにまあ当然同じ方になってしまうだろうと思うんですけれども、これはですねできればまああの任期が特に重なっている場合なんか余計そうだと思うんですけれども、先ず要請する時にですねできればそのあの、それは会長さんが一番のまあトップですのでいいんですけれども、1つの考え方として会長だけではなくて、例えば他のものには副会長さんが出てくるとかその辺をちょっとこう融通してもらっていいんですかねその団体の方に、そういうものを例えば投げかけていただいてそれを団体としてまあ考えていただいて、できるだけたくさんの人に違う人に出てきていただいて、やはり行政として意見を聞くということってのはやっぱりこれからはもっと必要になっていくだろうし、同じ人、同じ人では何かこうまあある程度方向ってのは決まっ

町長

まうような気がするんですね私はね。そうではなくていろんな人間の意見があるということ考えたときには、そういうまあお願いの仕方といいますか、があつてもよいのではないかなと思うと同時に、あつたとしているということであればまああのもう少し推し進めていただいて、できるだけたくさんの方が出て来ていただけるような仕組みができたらいいなというふうには私は思うわけですが、町長いかがでしょうかね。

あの全体的な考え方についてはおっしゃる通りだと思います。まあ公募以外はそのそれぞれの委員会の設置目的、あるいはまたあの諮問、答申をいただくようなことについても1つの考え方をまとめて方針を決めていくという大変まあ重要なその意見の議論の場でございますので、委員会によってはその専門分野の知識をやはりその委員会に投げかけていただきたいような部分、それから地域の代表としてやっぱり地域の実情を知ったまとめ役でなければならないというようなひとつの立場でものを言っていただくこの大切な部分もあるというようなこと。それから福祉団体は福祉団体なりきにまた全体を網羅してその福祉のあり方というものをやっぱり精通されておるといふような方で、あのその分野分野ではあの一般論的なことでは困る部分もあるわけでございますので、やはりそれはあの団体、機関に絞ってということをお願いをしております、それであの考え方としてはまあ慣例もいろいろあるわけでありまして、今のあの思量的な考え方はその団体にその委嘱を推薦依頼をいたしまして、そこから推薦をいただくという形でかなりの部分今はそういう構成で委嘱をして、当然あの突然にあの会議通知と委嘱状が届いたというようなことは決してあつてはならないと、これはあのどういうその審議会が目的で活動をしてどういう目的なその取り組みの中でやっておるか、まああの規約の写しも例えば郵送する場合にはそんなようなことも添えながらですね、それからそれは内部で十分あの会長さんなりその組織の長の方から十分説明をさせていただいた上で、場合によっては理事会の中へあるいは部会の中でやっていただくというケースが多いだろうと思います。今あの徐々にそういうふうになっておりますので、あまり何で私がというその意外性を持ってこの飛び込んでくるということはほとんどないというふうに思っております。そんなことで今後もうそういうことを進めてまいる、できれば広く参画をいただくことがよろしいかというふうに思います。

宮下議員

確かにあの私が憤慨したような話というのはちょっと以前の問題ですので、まあそんなことは今はないと思いますけれども、やはりあのしっかり、何であなた方団体をお願いをするかあるいはあなたにお願いするかっていうことはやはり重要な部分でありますし、やる気を持って出てきていいいただかなければ何の意味もないということでもありますので、特にあの団体の場合はあのこの1つの団体に対して、これとこれとこの委員会あるいは審議会っていうものはお願いするっていうのはなから分かっているわけですので、そういった場合にはやはりこういった1つの団体にこれとこれとこれはお願いを、まあ任期はこうずれたとしてもお願いはしますからねってということで、できれば多くの皆さんの違う方のご参加でっていうようなこともアプローチしていただいて、より多くのいわゆるパブリックコメント、意見のまあ公募といいますかそういったものをやっていただくことによって行政に反映できるのではないかなというふうに思いますので、その辺をまた十分精査していただいて進めていっていただきたいなと思います。

それで次にですねまあ今は団体の話をしましたけれども、次にあの一般公募の応募状

況まあこれについてちょっとお伺いしたいわけでありまして。私がいただいた資料でものを申しますと、私もまあ以前、以前といいますかまだ委員ではありますが、基本構想審議会これについては15名中2名、生活・交通確保対策協議会これは17名中2名、国保の運営協議会これは9名中3名、それから環境保全審議会これは8名中1名、地球温暖化対策推進委員会12名中3名、それから高齢社会等懇話会これが14名中3名、社会教育委員10名中2名、男女共同参画社会推進懇話会10名中3名、などこの構成員の比率は違うわけでありまして、いただいた資料ではそのようになっておりました。まあこの状況としてですねこの公募これは積極的な応募によるものか、あるいはなかなか応募がなく苦慮したものか、まあいろいろあると思っておりますけれども、その辺ちょっと率直なところをいかがでしょうか。

町長

まああの従来はこうしたケースは余りなかったわけでありまして、最近ここ10年来くらいかと思いますが、できるだけあの民意の反映というかまあパブリックコメント手法を用いて、この行政に反映をさせていただくということで公募枠を求めてやってまいりました。徐々に拡大をしております。ただそうした考え方と現実とは必ずしも一致していないというのも事実でございます、そこに難しさもあるなというふうに実感しております。必ずしも公募した定員枠に満たされるというケース、むしろそのことの方が少ないくらいの感じで、状況につきましてはあの対象委員会、今あの調査していただいたようでありますけれども、総務課長の方から実態を申し上げたいと思います。

総務課長

具体的な数で申し上げますが、公募を行った委員会の数は8委員会でございます。で、公募の応募枠の総数が19人でございます。で、最終的には同数の公募委員になっておるんですが、応募して来ていただいた数っていうのが9名です。で、一定期間の公募をしましてそこで応募に届かない場合、やはりあの一般の皆さんからのお声をいただきたいということで地域の方にご推挙いただくなり、何らかの方法として公募枠を埋めているというふうなことで、町長申し上げましたとおり、公募をしても応募がなくてその委員数を満たすのに苦慮をしているという実態でございます。

宮下議員

ただいま非常にあの苦慮していると、ほんとに改めてそうなんだと、あの町長就任以来、協働のまちづくり、私あの協働という言葉はあまり好きじゃないんですけど、そのまあいわゆるみんなで共に進むということの中で考えたときに、まああのわれわれ議員も良くは言われず悪く言われることの方が多いというような気がいたしますけれども、そういった中やはりもっと積極的に住民の皆さんにですねこの関わっていただきたいなというふうに、今のこの状況をお聞きすると思えますね。19の枠の中で応募してくれた人が9人というそういった中で、あとはね区長さんとか総代さんとか、あるいは他の方になんとかお願いして埋めるよってこういう状況が果たしてこの飯島町これから考えたときにほんとに大丈夫かな、その前に議員のお前大丈夫かと言われる気がしますが、やはりあのこれからっていうのはほんとに町長がもう前々からおっしゃっているように、みんなで一緒になってやっていかないことには、10,000を切ったから何が定住促進のために何をしたらっていうことも当然重要ではあるけれども、やはり飯島町民全体がですね皆でこの飯島町をなんとかしていくんだ、いい町にしていくんだっていう思いがないとただ行政任せにしてやっていくことにしか見えないわけですね。文句は言うけれど手は出さんじゃないけれども、極端な言い方をして失礼な部分もあるかもしれませんが、そ

ういうふうに見えてしまうわけですね。やはりできるだけ私は思うのはもっと皆さん声を出すには例えばこういうところに応募していただいて積極的に関わっていただいて、1つでも2つでも前に進めるための意見を出していただきたいと思うわけですね。ですのでこれ次にいう言葉がですね、言いづらいんですが、まあ私はこの一般公募っていうのは今の現実を聞くといいづらいんですが、やはりお1人は基本1委員会と思うんですね。あのいくつもいくつも自分が掛け持つっていうよりもまあできればお1人1委員会に公募、一番やりたいものを公募していただいて一生懸命やっていただくというのがまああくまで理想ではあるんですが、今の話を聞くとなかなかそういうわけにもいかないかなっていうことで、これは提言とも何ともないんですが、まあ基本そういうふうであってほしいかなというふうな思いがあるのでその点だけ、思うということでお聞きいただければと思います。

じゃ次にですねこの今、団体あるいは公募のお話をお聞きしましたけれども、これね出席率ってどうでしょうかね。私もあの審議会に所属しておりましたときに、これ任期2年ですけれども、1度も顔を会わせなかった方がおられました。これはまあ本人には了解を得て委嘱されているはずですよ。にもかかわらず1回も来られなかったっていうことはこれ何のための委嘱になってしまうだろうと、これはあの一般公募ではなくて何と言うんですかね有識者といいますか、の欄の中の団体の代表という方でしたけれども、まあこれはひとつの例ですけども、他にもこういうことがあるんじゃないかな。あのちょっとこの出席率というところでどんなもんか案配をちょっとお聞きできればと思います。

総務課長

先ずあの議員にお詫びしなきゃいけないんですが、ちょっと時節柄今あの各所管課は震災対応のアンケート等が今押し寄せています。で、またあのご質問のまあいただいてからの準備時間がもうなかったということで一応全課へ紹介をかけたんですが、これから申し上げますのはそこで回答が戻ってきた部分これについて申し上げます。先ずあの団体代表の出席率これはあの全部あの委員会の出席簿ページを繰りながら数をやっていただいたんですが86%、一般公募の方の出席率85%ということで、共にまあ出席率は高いというふうな認識でございます。

宮下議員

まあ団体が86で一般公募の方が85ということであればあの確かに高いということなので、心のどこかで安心をするんですけども、やはりあの私が今申し上げた現実もあるということなので、これがその1回や2回そのやっぱり例えばご自分の仕事で来られないとかということであればそれはそれで仕方のない部分も当然ありますので、そんなところを私、つつくつもりはありませんけれども、任期2年の中でね私1回もその会合には休んだ覚えはないと思うんですが、そこで1回も顔を会わせないというこういった状況は決して良い状況ではないはずですね。ですのでそういった部分で、じゃ町当局いわゆる事務局としてですね何らかのまあその方に対してのまあアプローチといいますかそういったものっていうのは当然あるべきだと思うんですけども、その辺、総務課長の方で結構ですがそういったことをちゃんとやったのかどうかっていう、その辺把握していらっしやればお聞きしたいんですけども。

総務課長

多分あのご質問の委員会はまあ想像いたしますに特殊な委員会かと思っております。でしかも利益代表っていうような形でご参加されている向きであるとあのままそういうようなこともあるのかなというふうなことが想像されます。でこれはあくまでも特殊な例でありま

して、欠席される方はあの本来その同種の例えば業種の利益代表で何かの金額を決めるときに受益の相、ここの1つの金額があるとすればこの両極にいる方がやはり法で定められたこう議論をしながらひとつのこの価格の線を出していくと、こういったような場面も予想されるんですが、そういった場面でこの利益代表の方が出て見えないということについてはあのちょっと理解できるのかなと、あのもっと言うと、お決めいただいて結構ですよとこちらの方のご意思で結構ですよといったようなこともあれば理解できるのかなというように、それ以外のところでそういったような事態は掌握もしてございませんので、そのことに対してまあ出ていただけるようにつつつということが今まで経験上はございません。今言った特殊な事例についてはあのできるだけ先方の出席いただけるような時間帯を選び、なおかつお願いをし、しかしながらまあそちらのご事情もやっぱり伺ってみるとありましてというようなことも過去ございました。あの具体的な名称は申し上げませんが、そういったような理解をしております。

宮下議員

あの今こっちとこっちであって出づらいつつというまあ1つの、もしそれがあつてという話になると、そもそもがねえそもそもこういうふうな2つ、2つとかまあ相対しているところが入っているということが分かっているとするならばそれがいいかどうかというような問題がありますよね。ちょっとその辺先にちょっとお伺いしたいんですけども。

総務課長

ちょっと私の説明がまずかったように思いますが、利益代表ですので出てくると自分の側の主張を本来するわけなんです、出ないということはあの簡単に言えばその部分を放棄されているということの中で、審議会全体としては多分あの支障がないのかな、あの定足数に達していれば、ただあの重要な案件で、一番いいのは双方が自分の利害関係の中でお互いの思いを主張し合って決めていくということが理想だと思うんですが、あのあらかじめその部分については放棄をされているような場面もあったかにちょっと記憶をしております。その分についてはあの確かに言われる通り出ていただくことが理想でございますのでそのような環境づくりをしたり、またお願いもしたりという経過は積み上げてはまいりましたが、くどいようですが特殊な例でございます。あの全部の委員会に当てはまる内容ではございません。

宮下議員

まあ今の総務課長、非常に苦しいところであると思うんでこれ以上突っ込んで聞きませんけれども、あの利益とかそういう私は感じているのはそういう委員会の話ではないです。違うところなんです。にもかかわらず、いわゆる例えばその自分の利益が遠回しにでも回ってくるとかというそういう委員会ではなくて、での話です。そういった中でも出てきていただけないっていうのは何なのかなあというちょっと思いがあつたものですからまあ今申し上げたわけでありまして。これはあの総務課担当いわゆる所管ではございません。今言っておきますが違う所管になってしまいますけれども、それ以上は申しません、が、まあそういうことがあつたということです。ですのでもできるだけやはりあの要請をした行政としては何らかのやはり出席要請といいますか、大事なことなのでついでということで、きちんとやってほしいというふうになりますので今後やっていただけたらと、引き続きやっていただけたらと思います。

それではだんだん最後の方になってきますけれども、あの一応これですね今度の5次総の、まあこれの件については私も少なからず携わった人間なんですけれども、まあこの

町長

中でですね、あのちょっと今回のこの件についてちょうど当てはまるようなところがありましたので、この点についてまあちょっと確認したいなということでお伺いいたします。この分野別の基本施策の第一節に「ふれあいときずなを広げるまちづくり」という項目がここにあります。でこの中の「町民参加と協働のまちづくりの推進」という項目があるわけなんです。でそのところからずっといくと目標指標というのが作られております。この辺においては私も違う分野でしたけれども非常に苦慮した部分もございました。そういった中でまああの指標っていうものを作っていたわけでありまして。他の委員会でありましたけれども、こういった中でですね改めてちょっと見たときに今回のものに当てはめたときに、目標設定の考え方っていうところで、公募になじまない組織や公募枠を設けているが応募がない組織もある、このない組織もあるというのが先ほど言っていましたけれども、公募になじまない組織っていうふうにしたこの組織っていうのは例えばどんな組織になるのか、まあその理由も含めてお答えできる部分でお答えいただければと思いますし、また今後その組織はそういったことを明記した以上公募はしないという理解でいいのか、2つちょっとお聞きしたいと思います。

まあ今度のあの総合計画の中でできるだけパブリックコメント方式を入れて行政に反映してみんなで作っていくとこういうまあ考え方でございまして、今そのことが「ふれあいときずなを広げていくまちづくり」ということで表現されておるわけでありまして、その中にあのいろんな委員に参画をいただく、それから住民参加をいただくということの中で委嘱、公募含めてあるわけでありまして、具体的な表現として公募になじまない組織というまあ表現があるわけでありまして。でこれはあのまあそう難しく考えていただく必要はないんじゃないかと思いますが、1つにはあのこの法律で定められて構成員が定められておるものもあります。これはあのあるいはまた個人に関わることの相談や対応を協議するという、やはりその利害関係を持った1つの固定される概念でお願いしていかなくやならんというもの。それで法律で定められておるもう受益代表なりそれからその構成員でその身分が定められておるというのも、具体的にはいくつもあるわけでございますけれども、そういうことは公募にはなじまないよとこういうふうなまあ言っておるわけでございます。これはあの1つの規制が、まあ規制というカテゴリーがございまして今後ともそれについてはこれを公募に切り替えていくというような考え方はございません。しかしまあそれ以外につきましてはできるだけ民意を反映して参加いただくというようなことで、今後ともその拡大をしてまいりたいと思いますが、今までの考え方、基本的には全体の委員の数の5%ぐらいをその公募枠としてやるべきじゃないかという1つの議論をしてまいりましたが、現在の状況を見ますとこれは3%前後と、さっき申し上げた数字でいきますと、いうことでありますのでまだもうちょっと努力をしていかなくやなりませんけれども、やっぱり現実問題としては公募枠を形の上では設けても実質が伴わないものはやっぱりいくらしめてはだめでございまして、その実態をやっぱり見ながらやっていきたいと、まああの例は違つかも知れませんが、やはりあの行政に関心を持っていただいて行政参加をいただくと、いうこの啓発の部分からやっぱり初めていかなくやならんかなあと、最近のずっと飯島ばかりではございませんが選挙の投票率なんかを見ましても、こう下り勾配一辺倒の方向であるというようなことと、それから宮下議員も経験がおありかと思えますけれども、男女の共同参画社会の1つの考え方で女性の1つの発言力をという1つ入

っていただいてということで大変期待をいたしておるわけでございますけれども、いざ役をお願いするという形になるとなかなかこれが一苦労するわけでございます。現実の問題としてこれを推薦いただくような内部のもの団体については大変ご苦労をなされておると、こういう現実を見ましてもなかなかあの公募の枠を広げてお願いしていけばいいというばっかもまいりません。従ってその辺のところをやっぱりあのもうちょっと原点のところからやっぱり行政参加をいただくような意識改革をしていただかないことには、ただお願いだけしてもだめだろうというふうに思いますけれども、それともう1つあのやはりあの町内には大変意欲、関心を持っていただいておる方もおりますけれども、そういう方に限ってはあのいくつものこの公募を重複してされるというケースが非常にありますし、それから期待するほどのこの何にも公募もないという、そのギャップもあるということで、まあそれらを総合的に判断しますとなかなか難しいことではございますが、やはりあの基本である公募枠を広げて広く意見を聞かせていただきたいという1つの目的でもございますので、今後ともその推進を図っていきたくというふうに考えております。

宮下議員

あの今お聞きした中でまあ何々委員会、何々審議会はじゃあまあ公募になじまないとかっていうまああれは今おっしゃられなかったんですが、一応それなりの町長として行政としてそういった線引きはもうある程度できているということではよろしいでしょうか。そういう線引きというか公募になじまないというこういう言葉が出てくるということは頭にあるということですので当然、ですのでまあ条例だとか法律とかいろいろあるものですか、まあただ単に町長の諮問機関でっていう話になれば別なんでしょうけど、そういう意味あいのもんっていうのはもう法律で決められているからこれは設置しなさいっていうのも当然あるっていうことはもう私もわかりますし、まあそれ以外の部分であのまあ柔軟な部分で、だけど公募にはもうなじまないかなというものはある程度町長としてもう線引きはある程度できているということではよろしいでしょうか。

町長

あの全体から見れば非常に狭い範囲の人数ではあるかと思いますが、そういうあの1つの線引きは一応して対応しております。そこにあのひとつあの議会へのご相談という問題もあるわけでありましてけれども、これはあの1つかつて投げかけて、それで議会なりきの判断をしていただいてまああのそのひとつのまあ申し合わせといいますか調整をしながら今やっておるのも現実でございます。

宮下議員

まああの議会もまあいろいろ意見等々ということがありますが、まああの先ほどもちょっとあの自席でちょっと話をした中で、まあわれわれ議員にも当て職といわれるものがあるわけですね当然、まあそれの中で全てが全て本当に議員がいなきやいかんのかなと、まあ議員としてはまあいわゆる議決も含めてありますのでね、できればそのまたちょっと離れたところにおいて、できれば行政と一般町民の方の意見のこう摺り合わせをした中で、例えばこうやって決まってきたけれども、おい議会どうだやあと、いったときにじゃあ我々がこうだよ、こうじゃないですかってというようなそういうものの方があの合うんじゃないかなというものもたくさんあるような気がするんですね。まあこれはあのつい先程の法律等・条例等で決まっていればもうなかなか変えることはできないので難しい部分もあるとは思いますが、まあ私の気持としては今そういったことがあるなあというのも現実に思っております。まあそんなところをちょっと頭に入れておいていただければと思いますけれども、何しろというわけではございませんけれども、多分他の議員の皆さま

んでも少しは「うん」という部分もあるかなと思います。

最後にお伺いをいたします。あのこの今項目、町民参加と協働のまちづくりの推進という項目があるわけです。この分野の主要施策というのが6つありまして、1つは町民参加の仕組みづくり、2つ目町民意見反映の仕組みづくり、3、まちづくり課題の共有、4、協働の理解促進、⑤協働を推進調整する仕組みづくり、で6として人材の育成という、この6つの柱を持ってまあ推進していくというように決まったわけでありまして。まあ今回のこの私の質問からいたしますと、こういったものを要約して言うならば如何に効率よく町民参加による意見の反映をさせるかっていうようなことになるのかなと思います。まあ具体策といってもなかなか難しいものがありますけれども、まあパブリックコメントとも言い換えることができるであろうまあこういったあの委員会あるいは審議会、こういったものの参加、これに対してやはり今一度ですぬ町民の皆さんへ町長のお考えを言っていたきたいなと思います。それとその6の人材の育成というものを今申し上げましたけれども、まあこの中にはですねこの地域のリーダーやコミュニティー活動に率先して取り組む人材を育成するとともに、人材のネットワーク化、人材バンク化を進め、人材を活用しますというふうに謳われておるわけでありまして。まあ先日、中村議員の防災アドバイザーですか、の話の中で人材台帳というものを作ってと、まああれはあのアドバイザーに関してのお話だったと思いますけれども、まあこの人材バンク化というものもある意味共通する部分もあるのかな、そうした場合にこの人材バンク化をどのように進めてその人材を確保し活用していくかと、そのことによって行政の手助けにもなり、これからの飯島町を良くするための推進力となるようにしていかなければならないわけでありまして、この2つ、委員会等々への参加これに対しての町長の町民への皆さんへのまあ発声、それからもう1つ、この人材育成の中の人材バンクこういったものの活用するにあたっての進め方、この2点をお伺いして終わりたいと思います。

町長

最後のご質問にお答えをいたしますけれども、ずっとあの今までのご質問の趣旨がこの各審議会、委員会に参画をするまあ当て職的な、あるいはその選任に限られておる分野、それからあの公募等を含めた考え方いろいろあのご意見をお聞きしてまいりましたが、あの言わんとおっしゃるこの真意がやっぱりあのそうした意見を聞く場の一般的なその、特に公募あたりの枠を広めてそれを拡大するという趣旨に私としては受け止めさせていただいたということではございますけれども、議長さん確認をさせていただきますが、そういう前提に立ってのご質問をいただいたというふうに理解してよろしいでしょうか。それによって次の最後の質問はちょっといろいろ判断がございまして。

宮下議員

あの一般公募の枠をこれからももっと広げていけというわけではありません。と言うのはやはりあの団体の代表って言うのも1つのまあどこかで一般公募ではありませんけれども、重ねる部分というのは確かにあると思うので、そういった意味で団体の部分においてはできるだけ会長っていう代表だけでなく、その中でうまく回してもらいたい、そのことによって一般公募ではありませんけれどもたくさんの方が関わることができる、それと一般公募の割合は一般公募の割合で5%を目標にしておりますけれどもその枠の中でやっていたらいいということの中での話であります。そこの中でお聞かせいただければと思います。

町長

まああのそのことが今現状の形の中とどうまあこの整合性というか、宮下議員とのあ

の気持とのあれがあるのかちょっとまたわからない部分もありますけれども、一応あの最後お答えを申し上げてまいりたいと思います。まあそうしたことを含めて町民参加、協働のまちづくりの推進に向けての具体策ということでございます。これはあの先ほど議員も言っておられましたように、今度の第5次総合計画の策定作業の中で議員には厚生文教委員会のこの社会文化座長という大変まあ重責を担っていただいて、その分野で取りまとめをいただいて1つの成案をいただきました。それでまた全体会議にも加わっていただいて今6項目からなるまた基本指針も含めてまとめていただいたわけでありまして。大変感謝をいたしております。もう十分精通をされておりますけれども、そのようなまあ協働のまちづくりの推進に向けた考え方の1つとして具体策として、4月からご承知のこの各地区に支援員を配置して地域のお手伝いをいろいろとさせていただいて、それから直接町の方へ届けていただくわけにいかない部分につきましてもですね、そうした地域の声をやっぱりあの集約する役目も担っていただくというのも1つ任務として入っておりますので、どうかひとつお気軽に、この活用については語弊があるかもしれませんが、それを通じてまた審議会、委員会のみならず、こちらに意見の疎通ができるような役目を果たしていく期待をいたしておる次第でございます。当然のあのコーディネーター的なひとつの役割も果たしていただくと、それから昨日の中村さんの質問にもございましたけれども、やはりあの人材を育てて、今あるこの行政に反映をしてそのお知恵を拝借すると、また将来に渡っての人材育成というようなものも当然これはあの行政の分野のみならず町の将来を担う立場として大変重要でございますので、できればそうしたあのバンク的なものを、アドバイザー的なお話もございましたけれども、こうしたあのまちづくりということのひとつの人材というものも、この支援員もその1つの戦力として捉えておくことは事実でありますけれども、そうしたこれからの若者も含めてですねいろんなあの情報の中でそのことを掌握して、場合によっては委員会に則お願いをしたりというような具体的な面も出てまいりますけれども、少しその辺も人材バンクといえるかどうかこの辺もわかりませんが、リストアップしたような形のものも考えて、これからのまちづくりの1つの将来に向けての対応の取り組みとして考えてまいりたいとこんなことでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 浜田 稔 議員

3番

浜田議員

それでは通告に従い質問を行います。最初の質問は原子力発電に対する飯島町の立場を問うものであります。あらかじめ質問の趣旨を述べておきたいと思っておりますけれども、東日本の大震災はまあ戦後最大の国難といっても差し支えない大災害であり、現在も進行中だということでありまして。でこの未曾有の災害はわが国に様々な問題を突き付けたと思

ておりますけれども、その1つが未だに収束の道筋さえ見えない原子力発電の事故であります。事故は原発の地元市町村にとどまらず、例えば福島県の飯館村のようにですね、計画的避難区域と指定されて村ごとの立退きを余儀なくされた地域もございます。この村では最高齢だった102歳のお年寄りが自ら命を絶ったと報じられています。計画的避難で故郷を離れることを苦にした自殺であろうと伝えられているわけでありまして。で、こうした東北、関東はもとより特産品のお茶から放射能が検出されて大打撃を受けている静岡県に至るまで、終わりの見えない汚染が日本列島に広がっています。そこで先ず事故の影響が広域にわたる原子力発電については原子力発電所のある立地自治体に限らず、我々地元暮らし住民の安全安心に責任を持つという意味ですね、飯島町もこの原子力発電の是非や、あるいは将来のあるべき姿について意見をすべきではないかというふうには私は考えます。まあものを申すべきではないかということでありまして、あのその考え方と是非についてですね是非町長の簡潔なご意見をいただきたいと思っております。

町 長

それは今議会の最後の質問者であります浜田議員のご質問にお答えをしましてまいりたいと思っております。先ず最初に原子力発電に対する飯島町の立場を問うということの中で、この発電についてその賛否について町長見解ということでございますので申し上げます。今議会では昨日来、震災関係の原発放射能問題も含めて様々な質問をいただきまして。都度お答えをしましてまいりましたけれども、特に今回のまあ大震災では地震の揺れそのものによる直接的な被害もさることながら、すべてを呑み込んだ大津波による津波災害と今お話にございました目に見えないこの原子力発電所の事故による放射性物質の拡散という原発災害が未曾有の被害、同時にまたこの人々に不安と脅威をもたらしたところでございます。原子力発電はこれまで夢のエネルギーとして1960年代から軽水炉型の建設に始まりまして、現在日本では54基の原発があるわけでございます。また次世代の原発としてプルサーマルの計画の一環として高速増殖炉もんじゅが東海村の方で建設をされまして、ここにございます使用済みの核燃料を再利用する核燃料のリサイクルプルサーマルの研究が進められてきたという経過でもございます。そこで原子力発電につきましては地球温暖化を防ぐCO2を排出をしないクリーンエネルギーとして、また他の発電とのコスト費も比べて非常にあのコストもかからないというようなエネルギーの触れ込みの中で、国のエネルギー政策の中心に位置付けられて推進をしてきた経過がございます。そして今回のこの原発震災でいわゆる言われてまいりました安全神話というものは崩壊をし、国のエネルギー政策も自然エネルギーへとシフトをせざるを得ないような今議論が始まりつつあるわけでございます。ご質問の原子力発電についての立場でございますが、基本的にはこれは国の総合的なエネルギー政策の中で安全性を追求し対応をしていくべきというふうに考えますけれども、今回の原発震災や満杯に近い使用済み核燃料の問題を考えますと自然エネルギーへの転換が何としても必要であるというふうに考えるところでございまして、また一方でこの代替エネルギーへの転換には相当まあ時間もかかると、取り組んでいくにいたしましてもそうした時間もかかることは事実であろうと思っておりますし、また現在のこの電力の需給関係というものも現実の姿で実態を見たときに、やはりこれはあの徹底した省エネや節電対策を講じていくといたしましても、現状現実的にはかなりの部分で原発に依存しておる問題もあるわけございまして、従ってこの一層安全性を追求をして対策を講じながら石化燃料に過剰に依存したエネルギー政策の転換を進める中で、原子力発

電への依存を徐々にまあ下げながら、将来的には全廃をすることが望ましい、そして未来に禍根を残さない再生可能な自然を活用したエネルギーへと転換を図っていくべきであるというふうには私は考え、過日のアンケートにもそんなようなお答えをさせていただきました。

最初の質問はものを申しているかどうかというだけの質問だったんですけども、踏み込んで2番目の質問にもお答えいただきましたので、まあ私なりにあの今の考え方に含めてですね意見を申し上げて次に進みたいと思います。町長もご認識のようにですね、今、原発の是非について世界レベルで議論が巻き起こっていて、まあイタリアでも昨日、有権者の過半数で禁止が国民投票で可決されたというふうには伝えられています。でまあ細かい議論を重ねることは適当とは思いませんけれども、原子力発電についての議論するまでもない事実というのは私はこの場で確認しておきたいと思っております。その第1点はですね、21世紀の今日の技術では放射能を消滅する方法はないということでありまして、つまり一度ばら撒かれた放射能は長期にわたってしかも広域にわたって人々の命を脅かして、そこから撤退する以外にはですね技術的な解決策は今日の科学技術では準備していない、これが第1点。それから全く同じ理由で、つまり放射能を消滅させる技術的な方法がないという理由でですね、発電の結果生まれた大量の高レベル放射能廃棄物の処分方法はないということ、これについて動きをとっているのは今日ではフィンランドだけだというふうには聞いております。日本ではその立地の候補地さえも決まっていない、町総処分しかないと聞いておりますけれども、それから3番目は、安全な原子力発電などありえないということ、でこれは私の個人的な意見ではなくてですね、国際原子力機関、日本にも査察に来ましたIAEAがずっと以前に勧告を出しております。その中で安全な原発はないというのがIAEAの認識として記されていて、IAEAはむしろ過酷な事故が起こった場合の影響緩和策と大規模の放射能流失の危険を減らすことを呼びかけている、つまり今日の準備をするべきだということをお日本政府を含めた各国に勧告をしていたということでありまして。それから4番目は、日本は言うまでもなく有数の地震国でありまして、ここ共存するような安全性を備えた原子力発電所は存在しない、また存在したためしもないということですね。ちょっと余談になりますけれども、今から2週間ほど前の新潟日報という地元紙を読んでいましたら、ちょうど連載が始まってましてですね、その最初の号が東京電力が依然としてその福島事故の、事故の最初がですね津波であったのか地震であったのかについて言明していないと、このことを取り上げていました。ただ現実に明らかなのは福島原発の時に原子力発電から数キロ離れたオフサイトセンターこれはあの日曜日のNHKテレビでも報道されていましたが、緊急の場合の防災センターになるところですけども、ここが除塵フィルタも何も付いていないということですね、全国で150億円かけた施設が実は単なるガラクタだという報道をNHKでもしていましたけれども、実はそれ以前にこの最初の地震でもってこの福島第1原発のオフサイトセンターは壊滅的な打撃を受けて電源も通信網も崩壊してしまっただけで役に立たなかったという意味ではですね、そもそも地震に対する備えさえもできていなかったと、それから安全だといわれた隣の女川原発はですねオフサイトセンター自身が津波で流出してしまっただけで、まあこんなことが報道されています。まあそういったことも含めてですねこれまでの安全神話は完全にうち砕かれたと、まあ以上議論以前の客観的な事実としてですね原発の危険性は明瞭だと

いうふうに思っております。まあそういう意味でただいまの町長の非常に明確なご答弁を心から歓迎するとともにですね、これはあの町長個人のお考えであると同時にやはり町内全体に理解を深め議論を起こす様々な取り組みをしていただきたいということをお願いして、この最初の項目について、次のステップに移りたいと思います。

では原子力発電所はただちに無くせるのか、それは現実問題として町長おっしゃるように現実的ではないと思います。我々が抱えている課題というのは非常に多々ありましてですね、先ずは依然として目途のついていない、もう既に女川の80%以上を占めるといわれている高レベルの放射能廃棄物を最終的にどう処分するのか、この技術開発は原発に賛成するにせよ反対するにせよ日本が全力を挙げて取り組まなければならない課題であるということは言うまでもありません。それから54基の原子炉の解体、安全な処分、これも当然課題でありますし、それからここに働く70,000人といわれる労働者それから関連企業この雇用をどうするか、これも国が総力を挙げて解決しなければいけない課題だと、この現実に向き合うことが私も当然大事だと思います。しかしこの現実に向き合うということですね、町長同様この原子炉を完全に撤廃するという強い決意無しには進められないんだということを確認しておきたいというふうには私は思います。で、まあそういう意味ではですねあの全ての原子炉を直ちに停止することが不可能だとしても、少なくとも老朽化した原子炉あるいは危険が明瞭である原子炉については直ちに停止、しかも速やかに廃炉ということはいわゆる要求しなければいけないだろうというふうには思っています。で、その第一の候補がですね中部電力の唯一の原子力発電所である浜岡原子力発電所だろうというふうには私は思います。当町からも最も距離の近い原子力発電所があります。ここは従来から今回の事故の以前から様々な危険が指摘されてきました。その代表的な意見はですね、まず第1に東海地震の震源域の中心に立地されている、それから砂浜の非常に弱い岩盤の上に建てられ断層も近くにあるということが言われている場所に設置された発電所である、それから海拔6メートルの敷地に建てられて地震や津波への災害備えが弱いこと、更に中京圏に近くしかも風下が東京首都圏に及ぶという日本の活動の中心を危機にさらすような極めて危険な場所にあるところという原子力発電所があります。実は私3日前6月11日にこの施設を視察してまいりました。素人が数時間ほど視察した程度でですねその本質がわかるわけではないというふうにももちろん私は考えております。で、ただ私自身実は工場で視察を受け入れる側の人間でありましたので、あのそこに10年20年と勤めていけばですね外からやってくるまあいわば素人の見学者の数時間の視察をかわす程度のことはわからないというふうには私も思っております。ただそうはいいながらも見てきたことのいくつかをちょっと簡単にご報告したいと思いますけれども、1つはあの福島事故を受けてですね対策が急ピッチで進められてました。屋上や上の方に緊急用の発電機が導入されていましたし、それからあの津波で福島では流された鉄扉の補強が行われていました。それから空気取り入れ口も高い位置に持ち上げられていました。そういったことが作業中であったということでもあります。しかしまあこれは言い換えればですね福島同様の程度であると、つまりこれまで備えがなかったんだということも裏返せば意味しているということでもあります。それからもう1つは内部まで入れていただいたわけですけども、その光景はですねテレビで見ると同様ですね、あの中央の制御室、それから最近よく映像に出てきます核燃料プール等々の施設ですね、でそこにはほとんど人影はありま

せん。制御室に7～8人いた程度ですね。ところがこの敷地の従業員は2,800人ということであります。あのオペレーターは5班に交代なんですけれども、まあ少なくとも交代勤務で日夜勤務しておるわけなんですけれども、で5基のうち2基はもう廃炉ですので3基で2,800人、まあそのうち仮に5班交代でやったとしてもですね数百人は働いているわけですけども、その人だけは全然見当たりませんでした。この意味は私なりには容易に推察がつかます。この方々はおそらくバックヤードで働いていると思うんですね。あの普通工場見学ですと表の場所を見せるわけです。これはあの普通の家で言えばまあ玄関からですね非常にきれいに整理整頓された客間にお通しするとこれが普通の見学ルートになります。けれども工場の肝と言いますか本質はですねバックヤード、つまり勝手口からですね台所に入ってまあそこに腐った何か捨ててないかとかですね、ゴミがどうなっているか、これがほんとの工場の安全レベルを調べる基本ではないかと私は思っています。多分同業者ならそうするでしょう。でその場所についてはですね実は展示館にも、それから訪問者への説明にも一切ありませんでした。これが意味することは明瞭です。つまり本当の問題を開示する積極的な努力はどこにもないということのをこれは意味しているというふうに私は理解しました。そうしたまあ細かい議論はさて置きましてですね、この原発についても細かい議論を要しない明瞭な点があるいくつかあるということを指摘しておきたいと思えます。まず立地がどのように決められたかです。これは歴史を紐解いて見れば明らかですけども、浜岡に原子力発電所が設けられた理由はですね、周辺の全ての候補地が原発反対運動で拒否された結果、いわば消去法以上、つまり候補地にもなかったところに原子力発電所が建てられたんだと、つまり安全安心が前提ではなかったということですね、それからもう1つはですねこの原子力発電所が建設されたときにはまだ東海地震の危険性が理論的に指摘される以前の時期だったということです。これは歴史的に調べてみれば明らかであります。つまりこの原子力発電所は安全のためでもなければ東海原発（地震）を認識したうえで建てられた原発でもないということです。このような原子力発電所はこの間の緊急停止のあの炉心の低温停止の時にもですね海水がまぎれ込むという事件を起こしましたけれども、今申し上げたような様々な理由からしてですね、防潮堤を強化するとかなんとかいう理由でもって再開されるべきではないというふうに私は考えます。従って遠からぬ距離にあるこの浜岡原子力発電所の停止ではなくて原子力発電所自体の廃止をですね町として求めるべきではないかというふうに私は考えます。この点について町長の見解を伺いたいと思えます。

町長

私どもまあ日常こうしてあのエネルギー源として使用しておるそのかなりの部分のまあその発電先がまあひとつの浜岡原発であるということでございます。ちょっと浜田議員に確認しておきたいと思えますが、浜岡を視察されたのは見学されたのはこの3月11日の震災の後以降、浜岡がその停止に至るその間ということ？

浜田議員

停止後です。

町長

停止後ということによろしいですか。あの実際にまあ現場を見られて停止後にそうしたあの視察を受けられたということがちょっと意外に思われたわけでございますけれども、あの私どもそうしたメニューについては大変素人でございますけれども、実際に見られて実感としてそういうことを目の当たりにされたということは、十分また参考にさせていただきたいというふうに思いますが、特にあの私どもも言われておりますのは、あの今度の福

島が予期せぬ大地震をひとつの原因として大津波が発生したと、その津波によってまあその地下等に浸水をして非常用電源に支障をきたして冷却水の発電が止まったために核融合等に結びついたということでありまして、お聞きしておりますとこの浜岡はプレートの直接、まあかなりの広い範囲であるとは思いますが、東海のプレートの上に直接建っておるといひとつのことを言われておまして、またあの福島とは違ったこの立地の中で直接地震の発生とともにそのリスクがあるのではないかなということもひとつ危惧をしておるといひとつのことを、まああの普通のまあ常識として聞いておるわけでございます、いっそあの脅威であることは事実であるというふうに思っております。そこでまああの今回の原発震災の教訓を十分に検証をいたしまして、日本列島の周辺の地震の仕組みや危険性の研究成果を重ね合わせる中で、東海地震の想定震源区域にありますこの特にその直接の今申し上げプレートの上にある浜岡原発について、今回のような津波震災による津波対策だけでなくそれが解決できるかということは非常に疑問であろうというふうに思っておりますけれども、まあできればあの速やかにこの計画発電停止をそのまま凍結をさせていただいてですね、次の転換へというふうにも思うわけでありまして、やはりこれはあの中部電力送電管内においてはわずか1カ所ということでございます。原発が、浜岡が。従ってあのお聞きしますと中部電力総発電量の28%ぐらい、一般的にはあの原子力発電日本全体では30%のシェアを占めるというふうに言われておりますが、まあだいたいそれに匹敵するぐらいの28%というふうにこの間も中電から見えてお聞きしたところでございますけれども、現実問題としてこの中部圏のかかなりの部分その発電に依存をして産業が成り立ち、市民生活が成り立ち、ということでもまああきておることこの事実をまあ考えますとですね、果たしてこのこれがそのまま停止をして廃炉にしてその供給が可能かどうか、さっきも申し上げましたように代替エネルギーの開発もそう1年2年で完璧に補うだけのものはできないだろうというふうに思いますので、お話にもございましたように、これはやはり段階的に徹底的にこの今防波堤の更なる強化のものを作っておるようでございますけれども、そのプレートの上に直接あるというようなことでちょっと特殊な部分がありますから徹底的にその検証をして説明責任を果たしていただいて、将来的には段階を経て停止して中部電力自らも違った代替エネルギーの開発に取り組んでいただきたいと、こういうような考え方で今おるわけでございます。で、その辺のところはあのこの東海地震強化地域、諏訪まで圏域としてはあるわけでございますけれども、各市町村のまたいろんな考え方があろうかと思えますけれども、いずれにしてもこれはあの浜岡からこの地域、約120キロという圏内でございますから、福島で言いますと福島から少しあの群馬の方にさしかかるぐらいのまあ距離感ということで決してあの他人事ではないというふうに思っておりますので、またあの地域の全体としてもまた意見を整理していかなきゃならないというふうに思っております。従ってあのそういうことを想定いたしますと、寄り一層のまた行政はもとよりでございますけれども、住民挙げて節電、新エネルギーへの取り組みの理解というものを埋めて対策を講じ、施策を講じていかなきゃならないとこんなように考えております。

浜田議員

中電に対する浜岡の比率についての数値はちょっと私が掴んでいるのと、それから現場の説明とも違うように私は認識しております。確か17%というふうに聞いたと思えます。日本全国ではですね2009年時点で原子力発電の比率は25%というふうに私は理

解しております。まあ数字はさることながらですね、まあこのここで細かい数字が問題なのではなくて、今の町長のご答弁再度確認させていただきましても、トータルとして日本は原子力発電から最終的には撤退すべきだということは先程確認させていただきました。しかしながら浜岡についてはですね今のご答弁は現在の停止をですねそのまま廃炉にするのではなくて再開を容認するところのご意見だということによろしいでしょうか。確認をお願いいたします。

町 長

あの今度の防波堤が完成するのがまだ3年後というような目途が立たれておるようでございますので、その時点であるプレートの上にあるというようなことも含めて当然のことながら安全対策というものは再開に向けてやるならば徹底した検証をしていくという形になると思いますので、そういう限りにおいてはやはり現在に置かれたこのエネルギーの需給関係というものを考えたときには、その時点でのひとつのまた議論と判断になるかと思っておりますけれども、今すぐここで廃炉というわけにはいかない、現実問題としていかないということではありますが、その時の検証が納得いく説明があり確信が持てば、一部再開しながら他のエネルギーの開発と合わせて順次廃炉の方へもっていくべきであるというふうに思います。当然その後にはまた定期点検等でひとつ休止をする場面が出てまいりますから、その次の技術革新の中でまたエネルギー開発がだんだん進んでいくということを並行して判断するべきであると、こういうことでございます。

浜田議員

今回の福島原発についてもですね実は数年前に国会でも津波それからそれによる冷却水の喪失ということがかなり具体的に議論をされていました。つまり各方面から危険が指摘されたあげくの事故だったということを改めて指摘しておきたいと思っております。またあの先程申し上げた福島県の飯舘村の隣の浪江町ではですね、やはり強制避難をさせられた皆さんが避難所に暮らしておられましたけれども、そこには原発推進された町議会議員の皆さんはですねあいさつにも来なかったということが伝えられています。我々議会、行政ともに町民に対する責任は非常に重いと思っておりますので、その重みの上に立ってこの浜岡原発に対するですねきちんとしたご意見をまとめていただきたい。願わくばもし町長が3期目にお出になるということであれば私としてはその時点でかなり明確な態度表明を希望するものであります。そういったことを申し上げまして次の項目に移りたいと思っておりますけれども、先程もお話あったようにですね、この原子力発電から自然エネルギーの転換を図ることについてはですね、今回の議会の中でも同僚議員から様々な質問意見提案がございました。私はそれをちょっと違った切り口から考えてみました。日本の発電量、現在のですねまあ25%というふうに私の把握している数字ですけれども、現在の日本の発電量からですね原子力発電分の25%を差し引いた総発電量っていうのはいったいどの程度のものなのかというところでですね、これは1990年時点の日本の総発電量だというふうに言われています。つまり原発を全部止めた場合に我々は1990年、ちょうどあのバブルがはじけたときの生活に戻るんだと、私の記憶ではそれは決して電力不足といえますか、そのもうかなり家電が普及しておりましたからさほど不便な時代ではなかったというふうに考えております。でその後つまりこれが約1.3倍に増えたわけですが、この過剰なまでの原子力発電の開発を後押ししたのはですね、原子力燃料の販売を一手に引き受けているアメリカの企業でもありましたし、それから同時に日本の大量消費24時間型の社会だったというふうに私は考えています。それと同時に飯島町として考えたいと思っております。

町 長

のですね、これを後押ししたもう1つの構造というのは異常なまでの都市への人口集中もあったのではないかとこのように考えます。例えば東京では昼と夜の人口は数百万人違います。単純計算しますとですね朝晩、まあだいたい平均時間1・2時間かけてですね数百万人の人間が東京都の境を越えて行ったり来たりしている、これ単純に重みに変えただけでもですね数百万トン毎日移動している、でそれが東京に集まりヒートアイランドになるような過密なビルの中で仕事をし、これをエアコンで冷やし、エレベーターで上下させるという異常な都市構造がですね先程のエネルギー消費に追い打ちをかけていることは間違いないというふうに思います。つまり全国レベルで考えた場合に、もちろん個々の家庭のエネルギー節約が必要なことは言うまでもありませんけれども、それと同時に日本の社会構造の歪み、都市と地方との格差この解消もですね実はエネルギー問題の解消に対して少なからぬ役割を負っているというふうに私は個人的には考えるわけです。またそれと同時にですねこの原発事故を招いた背景に電力会社の地域独占があったということも考える必要があるでしょう。つまりエネルギー問題の解決というのは過疎・過密の解決と同時にですね地産地消で地域に雇用や経済循環を生み出すという地域の復興ともセットになった作業として進められるべきではないかというふうに考えているわけです。でそういう意味で私は町がリーダーシップをとって様々な小電力の発電をですね推進するというこれまでの話を大変歓迎しておりました。ただ昨日の一般質問をお聞きしてちょっと驚いたのですけれども、昨日の町長のご答弁ではですねエネルギー企業を誘致するというにこの方向を転換したというふうに私には聞こえました。これは大変驚いています。町と企業はそもそも異なる原理で動く組織だというふうに私は思います。そこであの次の2つについてお考えをお伺いしたいと思いますけれども、1つはですね、水源や農地、あの太陽光発電パネルを遊休荒地やなんか設置しようという構想がこの中にあるわけですが、また林野こういったものは町の財産である自然資産の活用であるわけでありまして、これに対してはですねやはり町は丸投げではなくて最後まで責任を持って関わるべきではないかということが1つ、それからもう1つはですね、これまで地道に自然エネルギーの活用に取り組んできた町内の皆さん、この皆さんの努力に対してはですね引き続き手厚い支援を加えてですね、たとえ小さくても起業家の芽を育てるべきだと、この動きを止めてはならないではないかというふうに思います。小規模な事業を無数に立ち上げて仕事を起こして雇用創出と併せて進めることがですね、自然エネルギーの掘り起こしの本当の姿ではないかというふうに私は思います。この2点について町長の見解を伺いたいと思っております。

この地域エネルギー開発と町内経済の発展、地元で根差したこのエネルギー開発のあり方として町は取り組んで加担をしていくべきではないかというふうな関連のご質問だというふうに思います。現在の代替エネルギーの対策の当町の取り組みにつきましては、ご承知の通り1つには学校施設への太陽光発電の設置や一般家庭への太陽光発電導入に対する補助がございます。それから町内の防犯灯のLED化などによって少しでもまあ省エネで効率の良いエネルギー消費に結び付けていくような対応をしておるわけですが、更に今後考えられます町内の再生可能なエネルギーの内容としましては、再三出ておりますこの水力の問題、それからまあ考え方としては風力やそれから太陽光、バイオマス等が考えられるところでございます。農産物もまあ地産地消が進められておりますけれども、

エネルギーにつきましても同じく地産地消の原理を導入して、併せてまあ県が検討しておりますこの地産地消エネルギー戦略というものもありますので、これらと連携をして代替エネルギーへの取り組みには積極的にまあ支援をして地域の産業としてこの地域エネルギー開発に取り組んでいくべき必要があると、これまでもお答えをしてきたとおりでございます。それと同時に同じくこの地域エネルギー開発を行う一方で省エネルギーへの対応行うこととお話にもございましたけれどもこの大量生産大量消費の生活のあり方というものも個々には足元から見直していく必要もあるというふうに思っておるわけでございまして、まあこの辺についてはあの飯島町の新エネルギービジョンとそれから飯島町の地球温暖化対策実行計画等の中で総合的なエネルギー対策を講じてまいりたいというふうに考えており、またそのように位置付けられておるということでございます。であの昨日からの質問の中で1つの考え方としてミニ水力発電の町への対応ということですが、これまであの国が直接、開発電力企業団体に対しての補助制度というものを設けてまいりましたけれども、まあ電力会社への売電によって有利な面が生じたといったようなことの中で、事業見直しも含めてそうした補助の制度が打ち切られました。1つの企業にそのことをひとつ担って、それに対してそれぞれの水源を持つところではその売電をして、地域還元を図るといったようなことも国策としてまあ生まれてきたことは事実でございます。であの町もまあいろいろとあの内部的には検討いたしまして、そうした資源があることは事実でございますので、これをまあ有効に使う開発に結び付けてということの中で、1つの専門的なこの手掛けておる企業というもののひとつの進出もこれは1つの選択肢として考えて当然しかるべきではないかという判断のもとに、やっぱりプロはプロとしてこの経営のノウハウの問題も含まれております。それからそこには若干の雇用もまあ期待もできるというようなこともございますから、そうしたことがあの身近な地域の地産地消につながるエネルギー対策ではないかと、何ら変わるものではないというふうに思っております。町がああ個々にそのことを手掛けてなかなかうまくいかどうかということ、今ほとんどの地域がそういうふうに転換を考えておるこの流れでもございますので、是非ひとつそういうことで誤解のないようお願いしてまいりたいと、それからあの小さいことの積上の中でそれぞれの思う取り組み意欲のある方がミニ発電開発に取り組むということは非常に結構だと思っておりますけれども、先程申し上げておりますようにいろんな制約もあることは事実でございます。かなり今度の契機にしてあのそうした規制の問題が緩和される方向には出てくるのではないかとこのように思いますが、なかなか現実問題としては非常時の問題も含めて課題もありますので、その辺の課題を十分地域とも相談して、太陽光ばかりではございません。これはあのそうしたミニ水力のひとつの地産地消につながるようなことの道が開かれれば新たな支援策も考えてひとつ取り組んでまいりたいとこんなことを考えております。

浜田議員

まだ私の質問に十分に答えていただけないような気がいたします。私の質問をもう一度繰り返しますが、水源や農地、林野などですね町の資産がエネルギーとして利用されるわけですから、それに対して町はどのように最後まで責任をもてるのかというのが私の質問です。つまりビジネスとしてうまくやれるかどうか、これは別に必ずしも自治体に期待しているわけではありませんので、それは民間企業がやるのもいいでしょう。そういうことではなくてですね、これに対してじゃ全てお任せなのかですね、あるい

町 長

は町としてどうやってそこに対する最後の関わりを持ち、必要な場合には歯止めをかけるのかというこの考え方をひとつお尋ねしたかったということでもあります。それから2つ目は今言ったように小さくても起業家については支援を引き続き続けてほしいと、まあこれについてはある程度の見解を伺いましたので2つ目は結構ですけれども、1番目の点については是非明快にお話をいただきたいと思っております。まあそう言いますのはですね、先程も言いましたように自治体というのは住民福祉の実現を目指す公共の組織であります。一方企業というのは最終的には利益を求める行動体でこれは別に否定するわけではありません。しかし目指すところはおのずと違います。実際あの今動き出している自然エネルギー協議会、まあソフトバンクグループがイニシアチブをとっている組織でありますけれども、このプレスリリースを見る限り一言も地域経済への貢献は書かれていません。このことを私は十分に注意を払う必要があるのではないかと、頭から否定しているわけではありませんけれども、同床異夢になる可能性は当然あるわけでありますから、それに対して町はどういうスタンスで臨むのか、ここについてはですね参加するに当たってやはり我々は腹を固めなければですね、自分たちの地域の経済発展にはならない、これが2番目の主題の一番基本的なところであります。それについてのご意見を伺いたいと思っております。

あの仮にこうしたあの地域の使ったエネルギー、太陽光にしてもミニ水力にしてもこれはあの町が1つの推進策として掲げてこのことを進めていく以上、何らかの将来にわたっての担保っていいですか関わりを持ってやっぱり進めていくべきだと、でそのことが地産地消的に結び付けられればなお結構でございますし、経済的な効果が上がれば、あの単なる固定資産税がそこで若干入るからいいのではないかと議論ではまずいんじゃないかというふうに思っております。で具体的に例えばあのミニ水力の段階で今後検討してまあ詰める段階はこれからいろいろあると思っておりますけれども、1つにはこのあの用水路を使用する1つの大前提がありますから、これはあの水利権そのもの本体は町が持つておる部分でございます。そのことは水利管理者に今委託をして維持管理をしておるということでございまして、これはあの絶対的な権利といえますかあのその根拠は持つておるということでございまして、いろんな場面でこの契約協定の中にはそのことをきちんと触れて、町として関われるひとつの常にチェックできるような体制のものにはしていかなきゃならんと、これはひとつ歯止めがかかるかと思っております。であの太陽光についてのまあ2.5ヘクタールのこの新しい規模の問題につきましても、まだちょっとその全容が分かっておりません。雇用を創出して地域開発ができて経済にもすごく潤うというようなことはどうもあまり見えてはいないわけでありまして、ただあの現実問題として将来の原発に代わるエネルギーを各地域でそのことがひとつエネルギーとして生まれていくということは、これはあの一飯島にとっても大変これはあの必要なことであり、責任もあるわけでございますから、土地のまだ候補地として絞り込まれたわけではありませんけれども、地域の同意が得られ、それから町に対してもかなりのまあメリットもあり、情報発信もあると、それからエネルギーというもののこの身近に感じるひとつのまあ人間教育といえますか、そうしたあの有形無形のまあ相乗効果の中でそれが生まれていけば結構な話ではないかということですが、具体的にはやはりあの3者協定なり覚書なりというような形にはなってくるかと思っておりますので、推進した以上はやはり何らかの関わりを持つべきであるというふうに思っております。

まあこの協議会自身がまだ発足していないということもありますので、その内容をチェックしてですね態度を決めるにはまあ一定の時間もあろうかというふうに思います。まあそういった意味で私もあのこの流れについてはウオッチしたいと思いますし、また続きについてはこの場で質問することがあるかもしれませんが、ただ少なくとも農用地についてはですね緑豊かな飯島町の例えば農地が仮に遊休荒廃地であるとしてもですね、我々はそれを農地として、むしろ自然のバイオマスも含めたエネルギー源として活用する方向に全力を注ぐべきであって、都会と違ってそこを真っ黒なパネルで埋めるのは少なくとも私の好みに合わないといいますか、よほどその耕作に誰もが手をつけられないような場所は例外とですね十分に配慮していただきたいものだというふうに考えまして、是非とも丸投げにならないような、それから企業誘致のために譲歩することがないようにですね、あくまでも平等互恵まあフィフティフィフティといいますか、ウィンウィンの関係で事業が進むことを希望しまして最初の全体についての質問を終わりたいと思います。

それでは続きまして2番目に災害に強いまちづくりと行政の広域化は両立するかということについて質問したいと思います。これも同僚議員から様々な角度から意見が提示されていますので、ごく限られた内容についてだけ質問いたしますけれども、今回の大震災を受けてですね防災体制あるいはその全体のソフトウェアも含めた見直しが必要であることは言うまでもないと思います。その際組織体制のあり方も当然課題となろうかと思えます。でまあそういった流れに関して言いますとですね、市町村合併に続いて消防組織の広域化が遡上に上がったことがございました。まあこれについてはご存じのように余り肯定的な結論にはならなかったということで、私はその結論は大変歓迎しているわけでありまして、まあしかしながら今回の災害は広域に及んだということもありますし、その復興再編に対する様々なビジョンの中でですね、行政も含め、あるいは様々な広域の連合も含めてですね、広域化の議論が浮上してくることは可能性としては潜在しているというふうに私は考えています。これに対する考え方は我々なりにまとめておく必要があるんじゃないかというふうに思っています。で、しかし私自身は消防を含む広い意味での行政の組織の広域化というのは、災害に対してですね少なからぬ問題を持っていると考えています。簡単にまとめますとですね、まあ防災というのは住民にとって極めて身近な問題でありますから住民の自発的な協力なしには好ましい成果を上げることはできないと、つまり県とかそれ以上の広域の組織がトップダウンで物事を動かそうとすればですね、当然のことながら日常的に顔の見えない関係の中で住民の協力を得ることはできないし、その結果好ましい成果を上げることができないことは言うまでもないと思います。それから2番目は常備消防と消防団、あるいは地域の防災組織との連携は不可欠であることは言うまでもありませんけれども、これもですね地域の連帯感ですとか長年にわたる社会的な活動に深く根ざした活動でありますから、これも大きなところから網をかけるというやり方で動くはずがないし、それは弱体化させる方向にしかならないだろうと、それから3番目は極めて理念的な話でありますけれども、防災というのはそもそも地方自治の制度の基本的な要素、住民の福祉を実現するその安全を守るという、そういう意味ではですね本来地方行政、とりわけ基礎自治体の行政の根幹をなす要素だというふうに私は考えております。そういった意味で、これは災害対策基本法にもその政策的な性格の基本ということで多分明記されているというふうに私は理解していますけれども、やはり現場の指揮系統は市町村がその自主判断で進

めること、つまり指揮系統のトップは市町村長、基礎自治体の長であるということが明記されていると思います。でこの構造をですね歪めるようなことが今後の防災体制の見直しの中であってはならないと私は考えておりますけれども、まあこういった具体的にあるわけじゃありませんけれども、今後の議論を進める中で我々としては態度を固めておく必要があると思いますので、町長の見解を伺いたいと思います。

それではあの2つ目には災害に強いまちづくりとこの行政の広域化、まあ合併問題等も含めてということでございますが、昭和の合併で様々なケースの中で合併が促進され、また自立を目指したケース、まあそれぞれであるわけでございますけれども、これらのまたあの行政全般的なことについてはいずれまた歴史が評価する時代が必ず時期がくるとは思いますけれども、特に今度の東日本大震災に当てはめてそのことを考え、そして今町が具体的にはあの検討をこの間の全員協議会でも、中农信全体での統合についてはひとつまあ破たんの話になったわけでありまして、身近な上伊那圏域全体としてのこの効率よい消防行政を進めていくことの検討はまあ始めていくという1つの方向が出された段階でのご質問かと思っておりますので、触れて申し上げたいと思います。それで東日本大震災の被災地ではまあ今日現在も被災者支援並びにこの復興に全力を尽くしている時でありまして、この中で被害にあった多くの市町村がこの平成の合併で一緒になったところ、それからそのまま自立して存在しておるところ、同じようなまあ被害が出ておるところは部分的な部分がありますけれども、ご承知の通りだというふうに思います。それであの私どももまあ行った者もおりますけれども、こうしたあの報道等を通じて垣間見るところの中で感じて、いろんな例があるわけでございますけれども参考のために少し述べてみたいと思いますけれども、総務省が合併の成功例として挙げているいわゆる行政全般のまあ成功例というふうにも言われておりますが、岩手県の宮古市がございまして。これについて見ますと1市1町2村による平成の合併により市の区域全体では1, 290平方メートル大変膨大なこの新市が誕生したということでございまして、東北地方では2番目に広い面積を有する市になったというふうに言われております。で、この新市の中核となる旧宮古市は沿岸部に発展した市でございましたけれども、合併によって当然内陸部にその範囲を広めたと、市の区域を広めたということになりました。またその中で合併後の今日も旧町村単位に総合支所を配置して、地域単位の自治を大切に行政運営がなされておると、当然あの防災的にもそういうことを取り組んでおるのではないかというふうに思っております。それでその結果としてこのたびの震災で被害を受けなかった内陸部の旧町村単位、これに設置している総合事務所が復興の司令塔となって機能をして行政機能は継続され市内全体の被災地への人的物的補助が支援が比較的初期段階からスムーズにいったと、本所は壊滅的な、海岸部でございましたのでだめでございました。そういう例もございました。それから一方ではこの平成の合併は行ったものの、合併に合わせたこの行財政改革で旧市町村の行政機能を中心的にまあ市の中にこの中心部に統合をしたために、まさにこの行政効率、経営効率を考えたために、この全体がそうした機能を果たすことができなかったという例もございまして、それから一部あの合併をしなかった自立したものもまあいろんなこれはあの村の単位で数多くあるようございまして、村そのものが壊滅してしまった、やはり周辺自治体あるいは全国からの応援を求めざるを得なかったというまあ様々なケースが挙げられるわけでございます。まああの今後飯島町がこのことを契機に合併気運がどうのこう

の問題ではございませんけれども、そうしたあのいろんな功罪もあるという1つの合併の教訓があったというふうに、災害の教訓と同時にあるというふうに思っております。それであの今具体的に中南信1本の消防組織は見送られましたけれども、この上伊那郡単位の広域連合単位での消防の統合というものをひとつ検討していく段階に入りました。この間全協でご報告した通りでございます。情報統合の通信統合につきましてはこれはあの1つの情報の機動性という問題で中南信1本で瞬時にひとつの対応ができるようなことでやってまいりますけれども、組織統合はそういうことでとりあえず上伊那全体でということで、これはあのこの地域似たようなひとつの環境の中で効率を図っていくことも大事だというふうに思いますけれども、何よりもこの身近な市町村の安心安全なこの考え方が担保された上で、やっぱりあのこの研究は進められるべきということでございます。当然あの今度の震災を糧にしてもそのことが議論の中心になってこようと思いますので、単なる経営効率だけと統合効率だけを求めていくこの組織統合ではまずいというふうに思っておりますので、今後のまた議論の推移の中でもいろいろとまたご意見をお寄せいただきたいというふうに思います。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 2時22分 散会

平成23年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成23年6月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 請願・陳情等の処理について

日程第 2 議会閉会中の委員会継続審査について

平成23年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成23年6月17日

追加日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第5号 35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第6号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

追加日程第4 発議第7号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力対策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿  |
| 3番 浜田 稔  | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸  | 6番 北沢正文  |
| 7番 倉田晋司  | 8番 中村明美  |
| 9番 坂本紀子  | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

- |         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 浜田幸雄 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

## 本会議再開

開 議 平成23年6月17日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。  
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において付託  
案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。  
去る10日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件5件について、各委員  
長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。  
本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営  
の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。  
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

議 長 日程第1 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。  
先程も申し上げましたとおり、去る10日の本会議において所管常任委員会へ審査を付  
託しました請願・陳情について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査  
報告書が提出されております。ここで議事進行についてお諮りいたします。各請願・陳情  
の審議については、委員長より一括して委員会調査審査報告を求め、これに対する一括質  
疑の後、討論採決をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。  
総務産業 竹沢総務産業委員長。  
委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件  
を審議するため6月15日本委員会を開催しました。去る6月10日の本会議において本  
委員会に付託されました23陳情3号「原井用水改修の推進に関する要望書」について、  
同日、千村区長をはじめ関係区役員案内の下、現地調査を行い、その上で内容を慎重審議  
した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたしま  
す。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、本郷区の長年の懸案事項であり、  
早急に整備し水管理・安全のため行う必要がある事業であり賛成との意見があり、全会一  
致で採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。  
次に23陳情第4号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネル  
ギーの研究開発・普及等に関する国あての意見書の採択を求める陳情」について、参考人  
として提出者である上伊那地区労働組合会議議長平澤敦士氏の出席を求め説明をいただき  
ました。その上で内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと  
決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、  
現在の福島第一原発の事故対策、今後の原子力政策の転換、今後のエネルギー開発・  
普及は必要である。原子力発電の恐ろしさを国民に理解を得ての代替エネルギーの転換が  
必要であり、陳情を採択し国へ意見書を提出することを賛成するなどでございます。以上

議 長 総務産業委員長。  
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。  
次に三浦社会文教委員長。  
社会文教 6月11日の本会議で付託されました請願3件について、請願者である長野県教職員組  
合上伊那支部飯島町単組単組長杉岡正和氏から提出をされました23請願第2号「義務教  
育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」、23請願第3号「35人学級の早期実施、教  
職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」、23請願第4号「長野県独自の30人  
規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める  
意見書提出に関する請願書」については、参考人として提出者の杉岡正和氏に出席を求め、  
趣旨説明と質疑応答を行い、その後慎重審議を行いました。6月15日9時10分より委員  
会を開き慎重審議を行いました。23請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求  
める請願書」、23請願第3号「35人学級の早期実施、教職員定数増を求める意見書提出  
に関する請願書」、23請願第4号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への  
早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出に関する請願  
書」、いずれも慎重審議の結果、採択すべきものと決定をいたしました。審査の中での意  
見として、義務教育費については教育は国が責任を持つべきものであり、教育費は国が負  
担すべき性格のものである。これは23請願第2号の意見であります。23請願第4号に  
ついて教育現場や子ども達の置かれている環境などから学級の人数が多いことは大変なこ  
とである。中学3年までに30人規模学級を拡大するよう県に求めることが必要である、  
との意見がありました。また説明員の中での質疑の中ではモンスターペアレントの状況、  
また社会情勢、片親家庭での問題はないか。学級の人数を国が決めなくても地方で自由に  
改革できるではないか。県外での状況や人口密度の多いところでは教職員が足りないの  
ではないか。戦後の平等という中で今の先生たちは自信をなくしているではないか。複式学  
級はどのくらいあるのか、また保護者のどの様なふうになっているのか教員の人数や増員  
大幅ということはどういうことなのか。などの質問が出されました。以上で委員会の報告  
を終わりにします。  
議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
1番 久保島議員 委員長にお伺いいたします。この請願についてはですね例年慣例のように出てくるもの  
でございます。もう昨年度も賛成をしているわけでございますので、今更またここで意見  
書を出す必要性ってということについてはですね私は感じないところありますので、もし  
そういうことを議論されてですね不採択ではなくても趣旨採択とか継続審査とかいう方法  
も論じられたのではないかと思います。その辺は議論はありましたでしょうか。  
社会文教 ただいまの久保島議員の質問にお答えいたします。本委員会では審査の過程の中で特に  
委員長 そのような意見はありませんでした。  
議 長 他にありませんか。

(なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。  
 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
 これより案件ごとに順次、討論・採決を行います。  
 最初に「23請願第2号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論  
 を行います。討論はありませんか。

1番  
 久保島議員 私はこの意見書には採択すべきものとして意見を述べさせていただきます。本来ですと  
 例年この様に出てくる意見書に対してはですね、議会が毎年、同じ内閣に対して意見を出  
 すというようなことは慎むべきだというふうに感じるところでございます。意見書を出す  
 ということはそれなりの責任と義務が生じてくるわけでございますので、この意見に対し  
 ていかがなものかと思うところではありますけれども、委員会の審査を尊重いたしまして  
 今回は採択をするということで賛成いたします。

議長 他にありませんか。

(なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 23請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」を採決いたします。  
 お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決  
 定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって23請願第2号は採択することに決定しました。

議長 次に23請願第3号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する  
 請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 23請願第3号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請  
 願書を採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願  
 を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって23請願第3号は採択することに決定しました。

議長 次に23請願第4号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式  
 学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を  
 行います。討論はありませんか。

(なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 23請願第4号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級  
 の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」を採決いたします。  
 お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決

定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって23請願第4号は採択することに決定しました。

議長 次に23陳情第3号「原井用水改修の推進に関する要望書」について討論を行います。  
 討論はありませんか。

(なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 23陳情第3号「原井用水改修の推進に関する要望書」を採決いたします。  
 お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり  
 採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって23陳情第3号は採択することに決定しました。

議長 次に23陳情第4号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネル  
 ギーの研究開発・普及等に関する国あての意見書の採択を求める陳情」について討論を行  
 います。討論はありませんか。

(なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 23陳情第4号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギー  
 の研究開発・普及等に関する国あての意見書の採択を求める陳情」を採決いたします。お  
 諮りします。本陳情書に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採  
 択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって23陳情第4号は採択することに決定しました。

議長 日程第2 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72  
 条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し  
 出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすること  
 にご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査とい  
 いたします。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を9時45分といたします。休憩。

午前 9時30分 休憩  
 午前 9時45分 再開

[追加日程・追加議案配布]

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、北沢正文議員、倉田晋司議員、坂本紀子議員、浜田稔議員から計4件の議案が提出されました。お諮りいたします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって議案4件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番 北沢正文 議員。

6番 北沢議員

それでは「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出にあたりまして趣旨説明を行います。義務教育費国庫負担制度につきましては国が必要な経費を負担することによりまして、義務教育の機会均等とその水準維持向上を図る制度としてこれまで大きな役割を果たしてきております。この内容については意見書の中にございますように、既にいろんな内容が一般財源化されておりました、更に18年度から三位一体の改革の中で負担率が3分の1に引き下げられております。現場の学校においてはこれら教職員の仕事が非常に多いというような現実から、当町においても加配をし、その教職員の一部の費用を負担しているのが現状でございます。本来この義務教育関係の人件費等につきましては県が予算措置をして全て県費で賄うと、それにおいて国がこの国庫負担制度によりまして、この現在は3分の1の措置が行われているという制度でございます。まあ考えてみますと、われわれ飯島町で一生懸命子どもを育てて、その子どもが東京都の都民になって活躍している、またまあ逆もあるわけでございますけれども、まあ多くは現在はそういったことでございまして、この子ども達が育っていきますとこの地域の子どもというよりは日本国家の子どもとして活躍するわけでございます。まあそういった意味においては国と地方がその責任を果たしていく上に置いて、国も共々このいわゆる負担制度の堅持をして子ども達を育てると、こういったことが必要であると強く感じるところでございます。従いまして24年度予算編成においては義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため要望を提出するものでございまして、負担率を2分の1に復元すること。それから旅費、共済費、教材費、退職手当などを復元すること。この要望を提出するものであります。議員各位のご賛同をいただいて意見書を提出ができますようご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

7番 倉田晋司 議員

7番 倉田議員

義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書の提出につきまして賛成意見を申し上げます。意見書並びにただいまの提案説明にありますとおり、義務教育費国庫負担金制度の国庫負担率が2006年度から3分の1に引き下げられたままであり、長野県は約77

億円の負担金減額となりました。国庫負担でない分は地方交付税の積算基礎となる仕組みであります。地方交付税そのものが減額をされております。教育の全国水準や機会均等を確保するという義務教育の基盤づくりは国の責務でありまして、そのために設けられたのが本制度であります。財政的に教育水準の最低保障を担保しているという意味で義務教育費国庫負担金制度は必要不可欠であります。よって本意見書を提出することに賛成するものであります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2 発議第5号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 倉田晋司 議員

7番 倉田議員

「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出につきまして提案の趣旨説明を行います。意見書全文で申し上げておりますとおり学校や子どもを取り巻く現下の状況、諸問題を解決するうえで40人学級の定員を引き下げ、一人ひとりの子どもたちと深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが大変重要であります。本年度からの新教職員定数改善計画により国は小学校1学年の学級定員を35人と改善しました。長年の願いが実現したものと歓迎をするものであります。既に独自の財政措置によって少人数学級を実施している県もありますが、厳しい財政状況の中では国の責任においてこれを早期に全学年に実施していくことが強く求められるものであります。また教職員配置の更なる充実を図ることか次代を担う子どもへの行き届いた教育、また健やかな成長につながるものであり、本意見書を提出することを提案いたします。全員の皆さんのご賛同をお願いいたします。提案説明とさせていただきます。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

9番 坂本紀子 議員

9番 坂本議員

ではこの意見書に対する賛成の意見として述べたいと思います。先ほど言われましたように2011年からの新教職員定数改善により国は小学校1学年の学級定員を35人と改善しましたが、先程言われましたように他県においてはまだ実施されてきていないとこ

ろがございます。日本の教育予算はGDPに占める教育費の割合や教員1人当たりの児童・生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。更なる全県に応じまして35人学級の拡大と更なる教職員配置の充実を求めるという立場において、皆様方多くの意見書に賛同を求めるものであります。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第5号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第3 発議第6号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出について議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)  
本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
9番 坂本紀子 議員

9番

坂本議員

「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出にあたりまして趣旨説明をいたします。現在の子ども達を取り巻く環境は親世代が過ごしてきた環境とは異なるものがあります。長野県のように自然豊かな地域に生まれ育った子ども達であってもメディアの発達やコンピューターの発達により地域性を飛び越えて何ら都会の子ども達と変わらぬ生活スタイルで過ごしております。不登校やいじめ、学級崩壊など心を痛める事態が進行している中であって、先生方は何とか子ども達一人ひとりと向き合いながら教職員現場で努力をしております。国は2011年から新教職員定数改善計画に基づき小学校1学年の学級定員を35人に引き下げることを決定しました。残念なことに小学校2学年までの拡大は見送られてしまいました。長野県では2002年から県独自に小学校の学級定員を30人に引き下げてきており、また2011年から中学校1学年にまで拡大されることとなりました。このことは保護者や教職員をはじめ多くの県民の願いが実現したものであります。30人規模学級になったの県教委委員会が行った154校へのアンケートによると、子ども達の声の中では授業が分かってきておもしろい、友達が多くなった、給食の準備時間が短くなったので先生や友達とゆっくり話しながら食事ができるなど、まとめると90%の子ども達が自分の居場所が持て、情緒的に安定し学習にも打ち込めるとなっております。または保護者の声ではお兄ちゃんの時と比べるとみんなが泳げるようになっていてびっくりした、算数の宿題も難しくても時間をかけて自分でやろうとする、県外から転校してきて自閉症的な子ど

もだったが1カ月後1人遊びから徐々に友達と関われるようになったとあります。また担任の声では子ども達の性格や能力を把握し個に応じたきめ細かな指導がしやすい。登校を渋る子や家庭の問題で元気がない子、子ども達とのトラブルを起こしている子など、生活指導上の悩みを抱えている子ども達に家庭訪問や個別懇談で保護者と担任とのパイプが作りやすいと大変良い結果が出ております。現在県は財政状況は苦しい中ではありますが次代を担う子ども達の個性豊かな教育と、世界に羽ばたける意志ある子ども達を育てるためにも中学校2学年、3学年にも30人規模学級を拡大していただきたい。また少子化の中でも複式学級にならずに教員、教育の保障を担保していただきたい。30人規模学級を中学校全学年へ早期に拡大することや、現行の複式学級の編成基準を改善し一層充実すること。また県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。以上3点を強く要望するものであります。

議長

次に本案に賛成の議員の意見を求めます。  
8番 中村明美 議員

8番

中村議員

「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」に賛成の立場で討論いたします。現在各自自治体が負担をして複式学級の解消をしていますが、平等な教育環境のために県が現行基準を改善すべきです。また社会環境の変化により現在は個人の個性に沿った教育環境を設置することが求められています。よって教員、職員の数もただ生徒数によらず、現場の状況に沿った職員数にすることが子ども達の教育環境の充実にもつながると思いますので賛成といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第6号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第6号は原案のとおり決定されました。

議長

追加日程第4 発議第7号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)  
次に本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
3番 浜田 稔 議員

3番

浜田議員

「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普

及等に関する意見書」について提案理由の趣旨説明を行います。東日本大震災が引き起こした数々の困難の中でも、今だに終わりの見えない原発事故はひと際深刻であります。この困難を乗り越えるためには、先ず第1に当面課題すなわち事故そのものの終息のための国の総力を挙げた解決、その具体策を提示して政府に遂行を求めることが必要であります。第2に事故の温床となった国のエネルギー政策の全面転換すなわち原子力発電に別れを告げ、とりわけ国内で最も危険といわれる浜岡原発の廃炉を決定すること。そして第3に原子力に代わる再生エネルギー自然エネルギーの発掘に総力をあげることにあります。この3つを一体の政策として強力に推進する不退転の覚悟が必要であり、これを求めるものであります。意見書の細部は過日の私の一般質問において提起した問題とその多くが重なりますので詳細を繰り返すことは避けましても、2011年6月の今、飯島町議会においてこの意見書が審議をされていることの意味について考えてみたいと思っております。かつてスマトラが大地震と津波でアジアの諸国が大打撃を受けた時、私たちはその現地の被害者に深く心を寄せながらもそれが日本の東日本で現実の姿になることまでは想像しませんでした。しかし今、私たちは福島とその周辺の状況がこの伊那谷で起こる可能性について想像力を働かせる義務があるのではないかというふうに思います。何世代にも渡って築き上げられたこの飯島町から立ち去る可能性があるという意味であります。故郷を離れ将来生活の見通しも立たないまま見知らぬ土地に家族とともに移住する可能性、これを現実のものとして考えるべき状況にあるのではないのでしょうか。こうした事態を防ぐためには原子力発電に関する根本的な転換が必要であるというふうに私は考えます。これは単に将来に渡っての単なる願望ではなくて、浜岡原発の廃炉を含め、期限を切り、またそれに見合うだけのエネルギー開発を総力を挙げて進めるという固い決意の下に進められなければならない国民全体にとっての課題であると思っております。この小さな飯島町でありますけれども、この時点でその決意が表明されることが日本全国を変える1つの小さな一歩になるということをお自身は強く感じております。そうした意思も含め、この意見書に対する議員全員のご賛同をお願いし趣旨説明といたします。

議長  
2番  
宮下議員

次に本案に賛成者の意見を求めます。  
2番 宮下 寿 議員

それではただいまの意見書提出に賛成の立場から申し上げます。今回の巨大地震とそれによる大津波により壊滅的な大打撃を受け、それだけでも復興に向けた道のりは遠いはずなのに福島第一原発の重大事故により放射性物質が飛散し、汚染を続け、今なお放出や汚染水は止まらず、ひとまずの終息さえ見通せない事態となっております。しかし何としても終息に向けたあらゆる対策を国の責任において行わなければなりません。浜岡原発の今後や原子力政策の転換、自然エネルギー省エネルギーの普及促進はもちろんですが、今回私が特に懸念しているのは放射能飛散による子ども達への影響と、現在も事故の復旧に携わっている最前線の作業員の方たちの被ばくによる健康被害です。子どもの被ばく線量年間20ミリシーベルト、これで本当に安全なのか、文部科学省は学校などで許容される放射線量を1時間の限度を3.8マイクロシーベルトと発表いたしました。これは国際放射線防護委員会が年間の積算放射線量20ミリシーベルトとしているものを根拠としているといわれております。子どもが将来的に被る影響を無視、大人と同じ扱いをしていることに

なる。特に中部大学の武田教授によりますとかねてから政府が発表している限度には内部被ばくの計算が含まれていないという。従って今回発表のあった年間20ミリシーベルトは外部被ばくのみのもので、内部に関しては勘案されていないという。また20ミリシーベルトの発表以前には福島県内の学校の安全基準をめぐり成人の半分にあたる年10ミリシーベルト以下の被ばくに抑えるべきだとした原子力安全委員の委員の発言でドタバタした経緯もありました。こういったことなど本当に子ども達の事を真剣に考えたうえで決定した基準発表であったのか、はなはだ疑問を抱かざるを得ません。また更に今だ深刻な状況が続いている福島原発の事故現場、放射線量の高い恐怖の環境下で電源復旧やがれき撤去などのために作業を続ける東電の社員、また下請け業者、孫請け業者の労働者の皆さん、すべての作業員の被爆の軽減、健康被害への対策を責任をもって行わなければならないということです。ここでちょっと申し上げますが、6月14日配信のインターネットのYAHOOジャパンニュースの中でとんでもないものを見てしまいました。題名は「日当9,000円なぜ原発で働く人の賃金は安いのか」という題、そこにはこう書かれておりました。「震災前ハローワークに出ていた求人票には日当9,000円から11,000円と書かれていた。被ばくの危険性が伴うのになぜ原発労働者の賃金は安いのだろうか。週刊東洋経済の現役記者がその理由を明らかにした。要約しますと原発は下請け会社なしでは回らない。社員と下請け労働者の比率は2009年度のデータで社員10,000人弱に対し、下請け労働者は75,000人。福島原発でも東電社員1,100人ほどに対し下請け労働者は9,000人を超えていた。東電の下に元請け会社、東証1部上場の大企業、ただ実際に原発に労働者を送り込んでいるのは1次から8次の下請けの会社。そのほとんどはごく普通の人たちが作業をしている。電力業界では発注者は東電のみ。睨まれればその地域で働くことができなくなるかもしれない不安。だから労災申請ができない、という力が働く。ずさんな管理が行われていたにもかかわらず労災申請は2008年度までに32年間で48件しかない。」こういったことが書かれておりました。この記事をまあ私もすべて鵜呑みしようとは思いませんけれども、今回の東電の事故の情報開示の理解し難いやり方、これは政府も同様であると私は思います。国民への情報開示が決して正確なものではないと私は思っておりますが、それは私だけでしょうか。死と隣り合わせで働いている作業員の方への十分な配慮をしなければ終息に向かうことなど不可能だと思います。そしてこれは最低限のことだと思います。政府は全身全霊を持って対処しなければならない義務があると思っております。よってこの意見書提出を私は強く望むものです。議員各位には全員揃って意見書の提出に賛成をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

議長  
9番  
坂本議員

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1つ質問したいのですが、後半のほうにあります(5)の「コジェネレーションシステム」とあるんですが「コジェネレーションシステム」の内容が少しわからないのでお答えください。

3番  
浜田議員

「コジェネレーションシステム」といいますのは、共にエネルギーを生み出すシステムでありまして、例えば極めて簡単な例えを言いますと冷蔵庫で冷蔵庫の庫内を冷やすと後ろの方で熱が出ます。で、排熱は排熱で熱源として利用し内部は冷凍源として利用すると、

まあ例えばガス会社などでは今そういった開発を進めている非常にエネルギー効率の良いシステムだというふうに理解しております。

議 長 他にありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第7号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書」の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。  
ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町 長 それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る10日から本日までの8日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件全てを原案のとおり議決・承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。さてこのたびの東日本大震災のみならず、近年は地震、津波、火山の噴火や竜巻、豪雨、温暖化等による海の海面上昇や乾燥など、世界中で異常気象や自然環境の変化等による災害が数多くまあ頻発をいたしております。これまで私たち人類が自然に負荷をかけながら豊かで快適な生活を追い求めてきたそのツケが地球環境の悪化という形で我々にのしかかっているようにも感じております。またこの度の原発災害からは放射能汚染がいかにより多くの人々の命を脅し、その影響を長時間にわたり及ぼすのかということも思い知らされました。今議会の一般質問では東日本大震災や原発災害を踏まえた防災に関するご質問により、さらなる安全、安心なまちづくりについて多くの議員からご心配とご提言を賜りました。これまでの想定を超えた安全神話を根底から覆された今、この災害を教訓として地域防災計画の検証と見直しを進め、放射能対策などの計画の補完見直し部分についての充足が喫緊する課題であることを認識を深めました。またただいまは請願・陳情の中で最も多数の住民が避難を余儀なくされている福島原発災害に対する対策強化、国の原子力政策の転換、自然エネルギーの推進に関する陳情が全会一致で採択をされ、また町議会として国へ同趣旨の意見書提出が可決をされました。エネルギー政策に対する町の機会の真摯な議論と迅速な対応に対しまして敬意を表するものでございます。安全対策が不十分として休止中であります浜岡原発の影響により、この夏は中部圏の電力不足が心配をされております。町内では既に休日操業にシフトをし、電力の需要日の分散に取り組んでいる事業所もございます。役場では飯島町地球温暖化対策の実行計画に基づき公共施設の節電、節水等省エネルギー対策を実践計画を全職員提案により策定をし、7月1日からの

実施に向けての準備を進めております。このことはエネルギー政策転換に向けての息の長い取り組みとしてまいりたいというふうに考えております。議会や町民の皆様には冷房の不使用や窓口における節電などにご不便もおかけすることも多いかと思いますが、町を挙げての省エネルギー対策を進めてまいりたく、ご協力をいただきご理解いただきますようお願いを申し上げます。

平成23年度も早3ヶ月を数え過ぎようとしております。今年度計画をいたしました各種の事業につきましては、住民の皆様のご理解とご協力を賜りながら積極的に推進し、その負託に応えてまいる所存であります。また今議会の議案審議や一般質問を通じて賜りました数々のご意見ご提案につきましては、しっかりと胸に留めおきまして、残り任期の町政運営に全力を傾注をしまいたいと考えております。議員各位のご尽力とご理解を重ねてお願いを申し上げます。

さて、毎年この時期には集中豪雨による被害が心配をされます。開会のごあいさつでも申し上げましたが、近年予測不能の局地的ゲリラ的な傾向が強まっております。町民の皆様には防災グッズや備蓄食料など有事に対する日頃からの備えを是非お願いをいたしたいと思えます。また高齢の皆様などご近所の助け合いについても日頃からお配慮をいただきたいというふうに思います。豪雨災害などの発生がないことを願うとともに、議員各位には時節柄、健康には十分ご留意をいただきまして一層のご活躍を心からお願いを申し上げ、6月議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつといたします。大変お世話になりました。

議 長 以上をもって、平成23年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

午前10時42分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員